

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、  
包括外部監査人守泉誠から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第  
252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月5日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 阿 部 善 博

同 森 繁 之

令和5年度  
包括外部監査結果報告書

「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の  
執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

令和6年2月

相模原市包括外部監査人

公認会計士 守泉 誠

## 【本報告書における記載内容の注意事項】

### 1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

### 2. 報告書の資料等の出所

報告書は、原則として相模原市が公表している資料、監査対象とした組織から入手したもので公表を可能としたもの、及び外部の研究報告等の資料を用いており、原則全て出典を明示している。また、包括外部監査人が作成したものについてもその旨明示している。また、用いた数値等の根拠についても同様である。

### 3. 結果及び意見について

本報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載する。

ここで【結果】とは、地方自治法第252条の37第5項の結果に関する報告を示すものであり、今後、相模原市において何らかの措置が必要であると認められる事項を示したものである。これは主に、財務に関する事務の執行等において、合规性の観点から適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものであるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの事項も含まれる。これらは、相模原市として速やかに措置する必要があると判断した内容である。

一方【意見】とは、地方自治法第252条の38第2項の意見に関する事項を示すもので、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。また、相模原市の今後の業務運営に参考となると判断される事項も含めている。

### 4. 省略について

省略する場合には、(以下、「〇〇」という。)と記載している。なお、省略は事業項目(1. 2. ...)ごとに行っているため、事業項目が変われば再度省略について説明している。

## 5. 所管課について

対象とした組織及び事業の範囲における組織は、監査の対象期間である令和4年度時点の担当課である。

# 目 次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査対象期間.....	1
4. 外部監査の実施期間.....	1
5. 監査対象部局及び対象システム.....	1
6. 事件を選定した理由.....	2
7. 外部監査の実施体制.....	3
8. 利害関係.....	3
第2 外部監査の方法.....	4
1. 監査の視点と監査要点.....	4
(1) 監査の視点.....	4
(2) 監査要点.....	4
2. 監査の対象.....	5
3. 監査の方法.....	5
第3 総論.....	6
1. 地方自治体の IT 政策等.....	6
(1) これまでの歴史.....	6
(2) インフラ整備の時代.....	6
(3) ICT 利活用の推進の時代 <sup>2</sup> .....	7

(4) デジタルデータ利活用の時代 <sup>2</sup> .....	9
(5) デジタル社会の構築 .....	12
<b>2. 相模原市のこれまでの IT 政策等 .....</b>	<b>21</b>
(1) これまでの開発の歴史（基幹システム） .....	21
(2) 情報化計画の歴史 .....	23
(3) 現行の情報化計画について .....	24
(4) 本計画の達成状況と課題（令和 4 年度分） .....	26
<b>3. 相模原市の IT 政策等に関する他の地方公共団体との比較 .....</b>	<b>28</b>
(1) 自治体 DX の推進体制等 .....	29
(2) 行政サービスの向上・高度化 .....	30
(3) 情報セキュリティ対策 .....	31
<b>4. 相模原市の IT 費用の執行状況 .....</b>	<b>32</b>
<b>5. 総論における監査の結果及び意見 .....</b>	<b>37</b>
<b>第4 監査対象とした個別システム(各論) .....</b>	<b>47</b>
<b>1. DX 推進課所管システム .....</b>	<b>47</b>
(1) 監査対象部署（DX 推進課）の概要 .....	47
(2) 共通基盤システム .....	49
(3) 住民記録システム .....	51
(4) 戸籍システム .....	53
(5) 保険年金システム .....	54
(6) 総合収滞納システム .....	58
(7) 保健システム .....	59
(8) 福祉システム .....	61
(9) 課税システム .....	63
(10) 庁内ネットワーク・IC カード認証システム .....	63
(11) グループウェアパソコン .....	66
(12) LGWAN .....	69
(13) 情報共有基盤システム .....	70
(14) 公共施設予約システム（さがみはらネットワークシステム） .....	71
(15) 資産管理システム .....	73
(16) ウィルス定義ファイル配信システム（EPO） .....	73

(17) ファイル暗号化システム .....	74
(18) 基幹系ネットワーク強靱化システム群 (認証関連、資産管理関連、FW、ファイル転送) .....	74
(19) 監査の結果及び意見.....	75
<b>2. 市公式ホームページ及び市民の声システム(市長公室広聴広報課) .....</b>	<b>79</b>
(1) 監査対象部署 (市長公室広聴広報課) の概要 .....	79
(2) システム (市公式ホームページ) の概要.....	82
(3) システム (市民の声システム) の概要 .....	85
(4) 監査の結果及び意見 .....	87
<b>3. 財務会計システム(財政局財政課) .....</b>	<b>93</b>
(1) 監査対象部署 (財政局財政課) の概要 .....	93
(2) システムの概要 .....	94
(3) 監査の結果及び意見 .....	96
<b>4. 家屋評価支援システム、家屋経年異動調査システム、税務地図情報システム(財政局資産税課) .....</b>	<b>105</b>
(1) 監査対象部署 (財政局資産税課) の概要.....	105
(2) 課税の仕組み .....	106
(3) 家屋評価支援システムの概要 .....	110
(4) 家屋経年異動調査システムの概要 .....	111
(5) 税務地図情報システムの概要.....	112
(6) 監査の結果及び意見 .....	113
<b>5. 庶務システム及び職員総合情報システム(総務局人事・給与課) .....</b>	<b>115</b>
(1) 監査対象部署 (人事・給与課) の概要 .....	115
(2) 庶務事務システムの概要 .....	116
(3) 職員総合情報システムの概要.....	118
(4) 監査の結果及び意見 .....	119
<b>6. こども子育て支援システム「こあら」、子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」(こども・若者未来 局保育課(子育て支援センター含む)).....</b>	<b>121</b>
(1) 監査対象の概要 .....	121
(2) 監査対象が管理するシステムの概要 (子ども子育て支援システム「こあら」) .....	125
(3) 監査対象が管理するシステムの概要 (子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」) .....	128
(4) 監査の結果及び意見 .....	130

<b>7. 母子父子寡婦福祉資金貸付システム(こども・若者未来局子育て給付課)</b> .....	<b>132</b>
(1) 監査対象部署(こども・若者未来局子育て給付課)の概要.....	132
(2) システムの概要 .....	138
(3) 監査の結果及び意見 .....	140
<b>8. 相模原市道路情報管理システム、道路占用管理システム、放置自転車保管管理システム(都市建設局土木部路政課)</b> .....	<b>142</b>
(1) 監査対象部署(都市建設局土木部路政課)の概要 .....	142
(2) 相模原市道路情報管理システムの概要 .....	144
(3) 道路占用管理システムの概要.....	148
(4) 放置自転車保管管理システムの概要 .....	149
(5) 監査の結果及び意見 .....	151
<b>9. 議会ホームページシステム(議会局政策調査課)</b> .....	<b>157</b>
(1) 監査対象部署(議会局政策調査課)の概要 .....	157
(2) システムの概要 .....	158
(3) 監査の結果及び意見 .....	160



## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

「DX戦略を踏まえた情報システムの財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について」

### 3. 外部監査対象期間

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)  
ただし、必要に応じて他の年度も含む。

### 4. 外部監査の実施期間

令和5年6月4日から令和6年1月31日まで

### 5. 監査対象部局及び対象システム

#### (1) 市長公室 DX 推進課

- ① 共通基盤システム
- ② 住民記録システム
- ③ 戸籍システム
- ④ 保険年金システム
- ⑤ 総合収納滞納システム
- ⑥ 保健システム
- ⑦ 福祉システム
- ⑧ 課税システム
- ⑨ 庁内ネットワーク・ICカード認証システム
- ⑩ グループウェアパソコン
- ⑪ LGWAN
- ⑫ 情報共有基盤システム
- ⑬ 公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)

- ⑭ 資産管理システム
- ⑮ ウイルス定義ファイル配信システム(EPO)
- ⑯ ファイル暗号化システム
- ⑰ 基幹系ネットワーク強靱化システム群(認識関連・資産管理関連・FW・ファイル転送)

(2)市長公室広聴広報課

- ① 市公式ホームページ
- ② 市民の声システム

(3)財政局財政課

財務会計システム

(4)財政局資産税課

- ① 家屋評価支援システム
- ② 家屋経年異動調査システム
- ③ 税務地図情報システム

(5)総務局人事・給与課

- ① 庶務システム
- ② 職員総合情報システム

(6)こども・若者未来局保育課

- ① こども子育て支援システム「こあら」
- ② 子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」

(7)こども・若者未来局子育て給付課

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付システム

(8)都市建設局土木部路政課

- ① 相模原市道路情報管理システム
- ② 道路占用管理システム
- ③ 放置自転車保管管理システム

(9)議会局政策調査課

議会ホームページシステム

## 6. 事件を選定した理由

政府は、「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年(令和2年)12月25日閣議決定)における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、2020年(令和2年)12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」として策定している。さらに、同計画の

策定以降、政府においては、新たに「デジタル田園都市国家構想」を掲げるなど、自治体 DX に関連する様々な動きがあり、2022 年(令和 4 年)6 月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、政府としての方針が示されている。

これらの動きに対して、相模原市においても、市民の暮らしや生活を豊かにするために、情報及び情報通信技術(ICT)の効果的な使い方を考え、市政運営に貢献する情報に関する基本的戦略となる相模原市ICT総合戦略(以下、「ICT戦略という。）」を実践し、情報化計画を推進してきている。

特に、ICT 戦略(2020 年度(令和 2 年度)から 2023 年度(令和 5 年度))においては、相模原市総合計画(以下、「市総合計画」という。)を上位計画とし、市総合計画における部門別計画に位置付け、監査対象年度は市総合計画最終年度の1年前となるもので、この時期に市総合計画の進捗状況を検証するとともに、既存のシステムを中心に監査を実施することは、今後の ICT の活用推進のために意味のあるものと考えられる。

行政のデジタル化推進に当たっては、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組として、業務、データ、システム等の標準化やクラウド利用の推進が掲げられており、その前提条件として、情報セキュリティ水準の向上は不可欠であること、また、財政運営を改革するため、経営資源の最適配分を図ることが求められており、セキュリティ等の管理体制を含めた情報システムの財務に関する事務の現状と課題を把握することは、相模原市にとって重要なテーマとなり得ることから当該テーマを対象としたものである。

## 7. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士、システム監査技術者、ITストラテジスト、人工知能学会会員	守泉 誠
包括外部監査人の事務を補助した者	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	小林 裕
	公認会計士	田中 一弘
	公認会計士	柳原 匠巳
	公認会計士	渡部 淳一

## 8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査の方法

### 1. 監査の視点と監査要点

#### (1) 監査の視点

##### ① 情報システムの整備、保守及び運用に係る予算の執行状況の規則等への準拠性等(合規性の視点)

対象となる情報システムの整備、保守及び運用に係る予算の執行状況について事業の各種事務手続が各種規則や要綱等に定める手続きに沿って適切に行われているかという視点である。

##### ② 情報システムの契約に関する競争性、経済性の視点(経済性の視点)

対象となる情報システムの整備、保守及び運用に関する契約について競争性、経済性が確保されているかという視点である。

##### ③ 情報システムの利用状況の効果の有効性の視点(有効性の視点)

対象となる情報システムが有効に活用され、当初の目的に照らして十分有効に機能しているのか、相模原市において当該システムの利用状況の有効性をモニタリングする体制が整備され、当該体制により情報システムの管理が適切になされているかという視点である。

##### ④ 情報システム全体の効率性及びコスト削減に向けた取組の有効性の視点(有効性の視点)

対象となる情報システムを含む相模原市の業務が全体として適切かつ効率的に整備され運用されており、更に中長期的にコスト削減に向けた取組(計画を含む)が適切に構築され、コストの削減の実現に現実的可能性が見られるかという視点である。

#### (2) 監査要点

通常の包括外部監査においては、上記監査の視点にたつて財務内容及びその手続きの確からしさを確かめるときその目標を監査要点と言うが、システム監査においては、コントロールすべき項目であるとされている。そのため、包括外部監査の趣旨を踏まえつつ、通常の契約手続きで確認すべき項目に加えて、主な監査要点として以下のものを設定している。

##### ① 管理面

- ・組織・体制、対策基準・対策推進計画の策定に関する整備・運用
- ・情報セキュリティ関係規定の整備・運用
- ・職員のIT業務への教育

- ・情報セキュリティインシデントへの対処に関する整備・運用
- ・情報の取扱い、情報を取扱う区域の管理に関する整備・運用
- ・外部委託(クラウドサービスを含む)に関する整備・運用
- ・情報システムに係る台帳等の整備・運用
- ・機器等の調達に係る規程の整備・運用

② 情報システム自体

- ・情報セキュリティの脅威への対策に関する整備・運用
- ・情報システム構成要素に関する整備・運用(データベース、通信回線、ネットワークセグメントの隔離等)
- ・情報システムの利用に関する運用(総合機構外の利用者を含む)
- ・アプリケーション・コンテンツの作成・提供に関する運用

## 2. 監査の対象

前章で記載したとおりである。

## 3. 監査の方法

上記監査対象に、システム監査等における一般的基準に加えて以下の一定の基準(メソッドロジー)を参照し、上記1の視点から監査を実施した。

- ① 「安全なウェブサイトの作り方(改訂版第7版)」(独立行政法人情報処理推進機構、2021年(令和3年)3月31日)及び「セキュリティ実装チェックリスト」
- ② 「TLS 暗号設定ガイドラインから安全なウェブサイトのために(暗号設定対策編)から」Ver3.0.1(独立行政法人情報処理推進機構、2020年(令和2年)7月)及び「TLS 暗号設定ガイドラインチェックリスト」

## 第3 総論

### 1. 地方自治体の IT 政策等

#### (1) これまでの歴史<sup>1</sup>

地方自治体における情報通信技術を用いた行政の情報化は、1960年(昭和35年)に大阪市に電子計算機が導入されたことに始まるとされる。昭和40年代には、税務事務における事務処理システムの開発、市町村における住民記録システムの実施及び財団法人地方自治情報センター(現、地方公共団体情報システム機構)の発足等、現在の地方行政の実務で用いられている各種の情報処理システムや仕組みの基本が構築されている。

昭和50年代には、電子計算機の適用範囲が当初の各種統計、税務、給与等の大量・定型業務から少量・多種・非定型業務へと拡大し、内部事務の効率化に留まらず、住民に対する行政サービスの向上に直接利用されるようになったとされる。

昭和60年代から平成にかけて、庁内LAN等の情報通信ネットワークの整備が進み、衛星通信、CATV、ICカード等の新しいメディア(ニューメディア及びマルチメディア等)を活用した地域情報化施策が進められるようになった。

21世紀になり、政府はIT戦略を策定し、官民の総力を挙げてIT化を推進していくことになった。

#### (2) インフラ整備の時代<sup>2</sup>

世界的に進展する産業・社会構造の変化(IT革命と言われている)に対し、まず我が国全体として戦略的かつ重点的に取り組むための体制整備及び国家戦略の策定が進められた。

##### ① e-Japan戦略

2000年(平成12年)11月には、内閣に設置されている情報通信技術本部がIT基本戦略を決定するとともに、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が成立した。このIT基本法に基づき、2001年(平成13年)1月に内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を設置するとともに、IT国家戦略として「e-Japan戦略」を公表した。これにより、ICT化に向けて国全体として推進するための体制が整備されるとともに、ICT化により実現するビジョン等を定めた国家戦略が策定された。

「e-Japan戦略」では、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目標に掲げ、IT革命の推進に不可欠な超高速ネットワークインフラをはじめとする基盤整備を迅速に進める必要があ

<sup>1</sup> 「地方自治情報管理概要から電子自治体の進捗状況(令和2年度)から」(総務省自治行政局地域情報化企画室、令和3年8月)を基に記載。なお、令和3年度より総務省は、「地方自治情報管理概要」を廃止し、新たに「自治体DX・情報化推進概要」を公表していることに留意されたい。

<sup>2</sup> 上記の記載に加えて、「情報通信白書 令和3年版」(総務省)の記載を加味している。

るとして、4つの重点政策分野として「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策」「電子商取引と新たな環境整備」「電子政府の実現」「人材育成の強化」を示した。特に、「超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策」に関しては、「5年以内に少なくとも3,000万世帯が高速インターネット網に、また1,000万世帯が超高速インターネット網に常時接続可能な環境を整備すること」が目標として掲げられブロードバンドが急速に普及した。また、地方公共団体におけるパソコンの設置台数も急速に増加したとされる。

### (3) ICT利活用の推進の時代<sup>2</sup>

#### ① e-Japan戦略Ⅱ

これまでのICTインフラ整備が当初計画よりも前倒しで進んできたことを受け、ICTインフラ整備だけでなく、ICT利活用促進に向けた多くの取組を行った。

2003年(平成15年)7月、IT戦略本部より「e-Japan戦略Ⅱ」が公開された。これは、IT利活用の推進を前面に打ち出し、これまで整備されたIT基盤を活かして社会・経済システムを積極的に変革し、21世紀にふさわしい「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できるこれまで以上に便利な社会」を目指すことを基本理念としている。その基本理念を実現するために、国民にとって身近な7つの重要な分野(1. 医療、2. 食、3. 生活、4. 中小企業金融、5. 知、6. 就労・労働、7. 行政サービス)において先導的取組を進め、その成果を他の分野に展開することが掲げられた。

これに合わせて、総務省は先に2001年(平成13年)7月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を、2003年(平成15年)8月に「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備等を進めた。その結果、各団体におけるIT基盤であるホームページ、庁内LAN、LGWAN、住民基本台帳ネットワーク及び公的個人認証等の全国的な電子自治体の基盤が整備されるとともに、CIOの任命や電子自治体推進計画等の策定などの庁内推進体制が強化されてきたとされる。

#### ② IT新改革戦略

「e-Japan戦略Ⅱ」の5年間で、我が国はブロードバンドインフラの整備と利用の広がり、高機能の携帯電話の普及、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大等について世界最先端を実現した一方で、行政サービスや医療、教育分野等でのIT利用・活用における国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差の是正、セキュリティ対策や防災・災害対策の促進、企業経営におけるITの活用や産業の国際競争力の強化、国際貢献等について、依然として課題が存在していたとされる。

そこで、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護等に十分配慮しつつ、それによって世界最高のインフラ・潜在的な活用能力・技術環境を有する最先端IT国家であり続けることを目指し、2006年(平成18年)1月にIT戦略本部は我が国の新たなIT戦略として「IT新改革戦略」を策定している。IT新

改革戦略では、重点的に取り組むIT政策として、「ITの構造改革力を追及し、日本の社会が抱える様々な課題解決をITによって行おうとする政策(第一の政策群)」、「ITの構造改革力を支えるとともに来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた基盤の整備(第二の政策群)」、「2つの政策群を通じて達成される成果を世界に発信し国際貢献する(第三の政策群)」を提示した。特に、電子行政については、「世界一便利で効率的な電子行政—オンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現—」を図ることが目標とされた。

さらに、IT戦略本部は、2008年(平成20年)6月にはIT新改革戦略に掲げられた目標を確実に達成するとともに2010年(平成22年)以降を見据えた将来展望を示すための工程表を示すため、「IT政策ロードマップ」を策定し、同年8月にはこれを具体化した「重点計画—2008」を策定した。IT政策ロードマップではより国民の視点に立ったアプローチとして、ライフイベントごとの複数の行政手続が一か所で完結できる「国民本位のワンストップ電子行政サービスの実現」掲げ、2010年度(平成22年度)を目途に次世代のワンストップ電子行政サービスの標準モデルを構築し、実用化を目指すとしていた。

これらに合わせて総務省は、2006年(平成18年)7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を、2007年(平成19年)3月に「新電子自治体推進指針」を策定した。更に、2008年(平成20年)8月にICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定するなど、情報セキュリティ対策の強化にも取り組んだ。

### ③ i-Japan戦略2015

IT新改革戦略の策定から3年が経過した2009年(平成21年)4月、デジタル技術の進展に加え、百年に一度とも言われる金融危機に伴う経済失速への処方箋が強く求められている事態に鑑み、IT戦略本部は、現下の経済危機を克服するための三か年緊急プランとして「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」を策定し、同年7月現行のIT新改革戦略の期限を待たずに、2015年に向けた新たな中長期戦略として「i-Japan戦略2015」を策定した。

「i-Japan戦略2015」では、2015年(平成27年)のデジタル社会の将来ビジョンとして、「社会の隅々に行き渡ったデジタル技術が「空気」や「水」のように抵抗なく普遍的に受け入れられて経済社会全体を包摂する存在となる(Digital Inclusion)ことを目指す」とし、従来の戦略が技術優先指向でサービス供給者側の論理に陥っていた面があることを反省の上、真に国民(利用者)の視点に立った人間中心(Human Centric)のデジタル技術が普遍的に国民(利用者)によって受け容れられるデジタル社会を実現する戦略でなければならないと示した。同戦略では、三大重点分野として、㉞電子政府・電子自治体分野、㉟医療・健康分野、㊱教育・人材分野が設定された。この中で特に、電子政府・電子自治体分野においては、「電子政府の推進体制の整備(政府CIOの設置など)、過去の計画のフォローアップとPDCAの制度化」及び「国民電子私書箱(仮称)を広く普及させ、国民に便利なワンストップ行政サービスの提供や『行政の見える化』を推進」が重点とされた。



(筆者注)国民電子私書箱について

あまり聞きなれない名称であるが、現在ではe-私書箱(電子私書箱と私のウォレットから構成)の構成要素として、控除証明書等の発行企業と連携することで、年末調整・確定申告の手続で、マイナポータル経由でデータを一括取得し、申告書の該当項目に自動入力が可能となる等の役割を果たしている。

#### ④ 新たな情報通信技術戦略

2010年(平成22年)5月、IT戦略本部は、「新たな情報通信技術戦略」を公表した。「新たな情報通信技術戦略」は、過去のIT戦略の延長戦上にあるのではなく、政府が主導する社会から国民が主導する社会に転換するための、非連続な飛躍を支える重点戦略(3本柱)に絞り込んだ戦略と位置付けられ、「戦略の実施に当たっては、これまでの関連政策が効果を上げていない原因を徹底的に追求し、IT戦略以外の各政策との連携、関係府省間の連携、政府と自治体との連携、政府と民間との連携等を具体的に進め、新たな国民主権の社会が早期に確立されるよう、国を挙げて、強力に推進する。」と記された。3本柱と定められたのは「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」、「新市場の創出と国際展開」であった。

同戦略の中での1つの柱である「国民本位の電子行政の実現」におけるその具体的取組みとして、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化が位置づけられた。また、総務省は、地方公共団体がASP・SaaSを導入する際に留意すべき点等をとりまとめた「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」(2010年(平成22年)4月)を公表し、自治体クラウド開発実証事業(2009年(平成21年)から2010年(平成22年))を実施した。更に2010年(平成22年)7月総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」の設置、2013年(平成25年)2月地域の元気創造本部の発足、平成23年度からの複数地方公共団体による情報システムの集約の共同利用に対する特別交付税措置等が行われた。

なお、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災を受けて、(2012年(平成24年)1月から「災害に強い電子自治体に関する研究会」を開催し、大災害が発生した場合の地方公共団体の業務継続及び住民へのサービス提供の観点から検討を行い、2013年(平成25年)5月に地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)初動版サンプルほかを公表した。

#### (4) デジタルデータ利活用の時代<sup>2</sup>

2010年代半ばから、ネットワークインフラの技術進歩や民間事業者における組織内データ利活用やデータ連携の進展、さらにIoTの爆発的な普及といった環境の変化に伴い、データ大流通時代が到来したと言われている。このような背景の下で、公共データやパーソナルデータなどの様々なデジタルデータの利活用を進め、全ての国民がIT利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」の構築に向けた取組が行われた。

## ① 世界最先端IT国家創造宣言

2013年(平成25年)6月に、「失われた20年」とも言われる長期の景気低迷からの経済再生等様々な課題を克服し、持続的な成長と発展を可能にする成長戦略の柱として、「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定された。これは、「今後5年程度の期間(2020年まで)に、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開すること」を目標とし、「1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現」、「2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会の実現」、「3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現」の3項目を柱として必要な取組を定めた。

このうち、デジタルデータに関しては、「1. 革新的な新産業・新サービス」の中で、公共データの民間開放(オープンデータ)を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待される「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図るとしている。

地方公共団体の具体的な取組としては、「自治体クラウド」について今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組みを加速するとされ、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(2013年(平成25年)6月閣議決定)においても、「自治体クラウド」の取組みを加速させることとされた。

総務省では、これらの戦略等を受けて、2014年(平成26年)3月に電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定した。本指針では、先の「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえた番号制度の導入に併せた「自治体クラウド」導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いた。本指針策定後、同年6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「『日本再興戦略』改訂2014」及び「世界最先端IT国家創造宣言(改訂版)」が閣議決定され、地方公共団体におけるクラウド化の加速等に関し、クラウド化市町村の倍増や、情報システムの運用コストの3割減を目指すことが盛り込まれるなど、電子自治体の推進は引き続き政府の重要施策の1つとして位置づけられていた。

2015年(平成27年)に入ると、ITを利用した公共サービスの多様化や質の向上を、実感ある形で国民各層に届け、その利用の促進を図るとともに、新たな産業の創造等を通じた経済成長実現に向けた環境整備に資するため、国・地方を通じて、行政のIT化と業務改革の同時・一体的な取組みを加速していくことが必要との認識から、eガバメント閣僚会議(2014年(平成26年)6月24日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定により設立し、議長は内閣官房長官)の下に、ワーキンググループとして内閣情報通信政策監(政府CIO)を主査とする「国・地方IT化・BPR推進チーム」が設置された。その中で、「自治体クラウド」については、主要検討課題の一つとして、これまでの取組みに、政府CIOの知見を加えて更に加速することとされた。

## ② 官民データ活用推進基本法

2016年度(平成28年度)の「経済財政運営と改革の基本方針2016」(2016年(平成28年)6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言(改訂版)」(同年5月20日)において、引き続き「自治体クラウド」の推進について盛り込まれ、既に「自治体クラウド」を導入したグループの取組み事例について深掘り・分析し、今後導入する地方公共団体の取組みに資するよう整理・類型化して、その成果を、総務省より通知する等により、地方公共団体に対して必要な助言及び情報提供等の支援を実施し、「自治体クラウド」導入の取組みを加速するとされた。また、これを踏まえて同年8月に「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を取りまとめた。

2016年(平成28年)12月24日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)(以下、「基本法」という。)において、地方公共団体は、「基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する(同法第5条)」とされるとともに、データ活用に資するため、国と連携して自らの情報システムに係る規格の整備や互換性の確保、業務の見直しを行うこととされた(同法第15条第1項)。また、国は地方公共団体に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、オンラインにより行うことを原則とするよう定められた(同法第10条第1項)。

基本法に基づき策定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2017年(平成29年)5月30日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年(平成30年)6月15日閣議決定)では、各地方公共団体がクラウド導入等に関する計画を策定し、国がその進捗を管理すること等が記載された。そのため、総務省では、「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を2017年(平成29年)11月に公表するとともに、2018年(平成30年)6月には、各地方公共団体の策定した「クラウド導入等に関する計画」を公表した。

## ③ 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

先の基本法成立を受けて、2017年(平成29年)5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(以下、「IT宣言・官民データ計画」という。))が策定された。これは、従前の「世界最先端IT国家創造宣言」と官民データ活用推進基本法に規定された政府の「基本的な計画」を内容に含むものである。

これによれば、「データ」がヒトを豊かにする社会＝「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを目指し、我が国が集中的に対応すべき、⑦経済再生・財政健全化、④地域の活性化、⑤国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対して、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動)を重点分野として指定した。将来的には分野横断的な連携を見据えつつ、まずは各々の重点分野においてデータ

標準化やプラットフォームの構築を推進することとした。さらに、同計画では、全ての国民がIT・データ利活用の便益を享受するとともに、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指すことが目標として掲げられた。

#### ④ デジタル・ガバメント推進方針及び実行計画

一方で、2017年(平成29年)5月には、官民データ活用推進基本法及び「IT宣言・官民データ計画」の下で、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示す「デジタル・ガバメント推進方針」が策定された。本方針では、これからの行政サービスに求められるあり方として「デジタル技術の活用による利用者中心サービス」及び「官民協働によるイノベーションの創出」の2点を掲げ、「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」、「官民協働を実現するプラットフォーム」、「価値を生み出すガバナンス」の3つを柱とした取組を進めていくことが示された。

さらに同年12月には、政府の取組を地方や民間まで広めるデジタル・ガバメントの実現に向け、ITを活用した社会システムの抜本改革の実現を目指す「IT新戦略の策定に向けた基本方針」を策定するとともに、2018年(平成30年)1月には、デジタル・ガバメント推進方針を具体化した「デジタル・ガバメント実行計画」の初版が策定された。

その後、2019年(令和元年)12月に施行されたデジタル手続法に基づく情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画と一体のものとして、2019年(令和元年)12月20日に改定版が閣議決定された。

なお、本計画はその後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、2020年(令和2年)12月に再度改定されている。各府省は、デジタル・ガバメント実行計画に基づき中長期計画を策定し、少なくとも年1回、各種施策の進捗状況を踏まえた各府省中長期計画の見直し・拡充を行うことが求められている。

#### (5) デジタル社会の構築

前記までは、世界最先端の「IT国家」の創造が目標として掲げられていたが、2018年(平成30年)には世界最先端の「デジタル国家」の創造が掲げられている。

その背景としては、我が国はICTインフラの整備は世界的に見ても進んでいるものの、電子政府やオープンデータではまだまだ進展する余地が大きく、IT・データ利活用の面で官・民共同で取り組むべき課題は多いことがある。

そのため、「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、地方公共団体や民間部門を通じた「ITを活用した社会システムの抜本改革」を断行し、サイバーセキュリティの確保を図りつつ、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指している。

具体的には、2018年(平成30年)6月に「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府の行政サービスを起点として、紙中心のこれまでの行政の在り方等を含めた大改革を断行することで、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された。

同計画では、⑦デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行、④地方のデジタル改革、⑤民間部門のデジタル改革が重点目標として掲げられていた。

図表3-1-1 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の概要



(出所) IT総合戦略室(2018)『「世界最先端デジタル国家」に向けて』。

上記のような経緯でデジタル化が進められていたが、新型コロナウイルス感染症の流行が拡大し、コロナ禍で急速にデジタル活用が進められたものの、我が国のデジタル化が十分に進んでいないことが浮き彫りとなった。そのような実態を踏まえ、社会全体のデジタル活用に向けた様々な取組が進められた。

#### ① 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化

地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため取り組むこととされた。これまで総務省においては、「自治体戦略2040戦略構想研究会」(2018年(平成30年))、「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI/ロボティクスの活用

に関する研究会」(2019年(令和元年))、「自治体システム等標準化検討会」(2019年(令和元年から))等において標準化・共通化の取組の推進や課題の検討を行ってきた。

その後、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」(2019年(令和元年)12月19日経済財政諮問会議決定)において、国の主導的な支援の下での情報システム等の標準化を実施することとされた。また、2020年(令和2年)12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」(いずれも2020年(令和2年)12月25日閣議決定)が定められ、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)について、関係府省が標準仕様を作成し、2025年度(令和7年度)を目標時期として標準化・共通化に取り組むこととされた。

また、第32次地方制度調査会の市川晃会長から安倍内閣総理大臣に提出された「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(2020年(令和2年)6月26日地方制度調査会答申)を踏まえ、さらに標準化・共通化の取組を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」を第204回通常国会に提出し、同法案は、2021年(令和3年)5月12日に可決・成立した(令和3年法律第40号。以下、「標準化法」という。)。今後は、標準化法に基づき、標準化対象事務や標準化対象事務の処理に係る情報システムの標準化のための基準(以下、「標準化基準」という。)等が定められるほか、地方公共団体は、標準化基準に適合したシステムの利用が義務づけられるとともに、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努めることとされている。

図表3-1-2 地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要(変更版)  
(2023年(令和5年)9月閣議決定)

地方自治体は、「基幹業務システムを2025年度末までに移行」することを堅持

<POINT①>移行集中の課題解決のため

⇒ システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、国は、令和5年度(2023年度)中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援

⇒ 課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定

<POINT②>新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため

(出所) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000908891.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000908891.pdf)

【参考 1】標準化の対象業務(標準化法第 2 条第 1 項)

1	児童手当
2	子ども・子育て支援
3	住民基本台帳
4	戸籍の附票
5	印鑑登録
6	選挙人名簿管理
7	固定資産税
8	個人市民税
9	法人住民税
10	軽自動車税
11	戸籍
12	就学
13	健康管理
14	児童扶養手当
15	生活保護
16	障害者福祉
17	介護保険
18	国民健康保険
19	後期高齢者医療
20	国民年金

② 地方公共団体における行政手続きのオンライン化

地方公共団体における行政手続きのオンライン化については、地方公共団体が行う手続きのうち、重要と考えられる手続きを特定し、各地方公共団体における申請・届出等手続きの更なるオンライン利用の促進に向けて、2018年(平成30年)5月に「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」(以下、「利用促進指針」という。)を策定した。2019年度(令和元年度)には、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年(令和元年)12月20日閣議決定)において、国が取り組む地方公共団体の行政手続きのオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられた。

本計画では、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」として55個の手続きが定められたことを踏まえ、2020年(令和2年)3月に利用促進指針の改訂を行った。2020年度(令和2年度)には、「デジタル・ガバメント実行計画」(2020年(令和2年)12月25日閣議決定)において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続き」の対象が58

個の手続(【参考 2】参照)に拡大されたほか、自治体に関連する施策も多く盛り込まれた。総務省では、本計画における自治体が重点的に取り組む施策及び国の支援策等を取りまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を同日に策定した。これにより、本計画において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として定められている 58 個の手続のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される 31 個の手続(【参考 2】参照)を選定し、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めることとなった。

また、情報セキュリティ対策については、総務省は、2015 年(平成 27 年)5 月の日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、自治体に対して、いわゆる「三層の対策」<sup>3</sup>を講じるよう要請を行った。これにより、インシデント数の大幅な減少を実現した一方で、自治体からは、ユーザビリティへの影響を指摘する声があり、さらに、「クラウド・バイ・デフォルト原則」<sup>4</sup>、行政手続のオンライン化、働き方改革や業務継続のためのテレワークなど、新たな時代の要請が日々増大している。

こうした中、総務省では、2019 年(令和元年)12 月から「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」を開催し、新たな自治体情報セキュリティ対策について検討を行ってきた。2020 年(令和 2 年)12 月には、同検討会での検討結果を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定を行い、オンライン申請等のデータの効率的な処理を実現するため、マイナポータル等で受け付けた申請データの基幹システムへのオンラインでの取り込みを可能にする等の見直しを行った。

#### 【参考 2】地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

(デジタル・ガバメント実行計画:2020 年(令和 2 年)12 月 25 日閣議決定による)

優先 手続	項番	手続名
		● 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続
	1	図書館の図書貸出予約等
	2	文化・スポーツ施設等の利用予約
	3	研修・講習・各種イベント等の申込

<sup>3</sup> 三層の対策とは、ネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系の 3 つに分離することで、情報流出を防ぐ仕組みである。総務省が「自治体情報システム強靱性向上モデル」で示した対策で、2015 年(平成 27 年)の年金機構の情報漏洩事件を受けて実施されてきた。また、インターネット分離や Web 分離と同様に、業務に利用するデータの保管やシステムの構築されている領域と実際にサービスを提供する部分の領域を分離する考え方も三層の対策と呼ばれている。

<sup>4</sup> クラウド・バイ・デフォルト原則とは、政府が取り扱う情報システムを構築する際に、第一候補としてクラウドサービスの利用を検討する方針のことである。2017 年(平成 29 年)5 月の閣議決定で示され、2018 年(平成 30 年)6 月に具体的な内容が発表された。



優先 手続	項番	手続名
	4	地方税申告手続(eLTAX)
◎	5	自動車税環境性能割の申告納付
◎	6	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
◎	7	自動車税住所変更届
	8	水道使用開始届等
	9	港湾関係手続
	10	道路占用許可申請等
	11	道路使用許可の申請
◎	12	自動車の保管場所証明の申請
	13	駐車の許可の申請
	14	建築確認
	15	粗大ごみ収集の申込
	16	産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
	17	犬の登録申請、死亡届
	18	感染症調査報告
	19	職員採用試験申込
	20	就業構造基本調査
	21	入札参加資格審査申請等
	22	入札
	23	衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
	24	消防法令における申請・届出等
● 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続		
(子育て関係)		
◎	25	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
◎	26	児童手当等の額の改定の請求及び届出
◎	27	氏名変更/住所変更等の届出
◎	28	受給事由消滅の届出
◎	29	未支払の児童手当等の請求
◎	30	児童手当等に係る寄附の申出
◎	31	児童手当に係る寄附変更等の申出
◎	32	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
◎	33	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出

優先 手続	項番	手続名
◎	34	児童手当等の現況届
◎	35	支給認定の申請
◎	36	保育施設等の利用申込
◎	37	保育施設等の現況届
◎	38	児童扶養手当の現況届の事前送信
◎	39	妊娠の届出
(介護関係)		
◎	40	要介護・要支援認定の申請
◎	41	要介護・要支援更新認定の申請
◎	42	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
◎	43	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
◎	44	介護保険負担割合証の再交付申請
◎	45	被保険者証の再交付申請
◎	46	高額介護(予防)サービス費の支給申請
◎	47	介護保険負担限度額認定申請
◎	48	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
◎	49	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
◎	50	住所移転後の要介護・要支援認定申請
(被災者支援関係)		
◎	51	罹災証明書の発行申請
	52	応急仮設住宅の入居申請
	53	応急修理の実施申請
	54	障害物除去の実施申請
	55	災害弔慰金の支給申請
	56	災害障害見舞金の支給申請
	57	災害援護資金の貸付申請
	58	被災者生活再建支援金の支給申請

(注)優先手続で、◎としている部分は、特に積極的・集中的にマイナポータルを活用してオンライン化を進める手続を言う。

## ③ DX化に向けて

元々「デジタル・トランスフォーメーション」という概念は、2004年(平成16年)にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン(Erik Stolterman)教授により提唱されたもので、「ICTの浸透が人々の生活のあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされている。

その後、2018年(平成30年)12月に経済産業省が公表した「DX推進ガイドライン」において、デジタル・トランスフォーメーションを企業が取り組むべきものとして示している。

現在、世の中で使われている「デジタル・トランスフォーメーション」の定義については厳密には一致していないとされるが、「令和3年度版情報通信白書」(総務省)では、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(2020年(令和2年)7月17日閣議決定)における定義を用いて、「企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること」という定義を採用している。

当該定義を受けて総務省等を中心に、地方自治体のIT化が推進されており、近年の取組としては以下のように行われている。

図表3-1-3 近年の自治体DX・情報化に関する取組み

	総務省自治行政局における取組		法律の施行・政府全体の政策等	
2017年 (平成29年)	11月	地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップの策定	3月	「地理空間情報活用推進基本計画」の策定
	12月	自治体情報セキュリティ向上プラットフォームの稼働	5月	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定
			6月	「経済財政運営と改革の基本方針2017」 「未来投資戦略2017」
2018年 (平成30年)	5月	「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」の策定	1月	「デジタル・ガバメント実行計画」の策定
	9月	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(一部改訂)	6月	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定
			7月	「経済財政運営と改革の基本方針2018」 「未来投資戦略2018」

		総務省自治行政局における取組	法律の施行・政府全体の政策等	
		「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」(一部改訂)		「デジタル・ガバメント実行計画」の改定
2019年 (平成31年、 令和元年)	12月	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」の設置	6月	「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(デジタル手続法)の制定
			12月	「デジタル・ガバメント実行計画」の改定
2020年 (令和2年)	3月	「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」の改定	12月	「デジタル・ガバメント実行計画」の改定 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」
	12月	「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の改定 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(一部改訂)		
2021年 (令和3年)	7月	「自治体DX推進手順書」の策定 「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」の策定	5月	「デジタル改革関連法」の成立
	12月	「自治体の行政手続のオンライン化に係る構築に関する標準仕様書」の策定 「地域社会のデジタル化に係る標準仕様書」の策定	12月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の策定
2022年 (令和4年)	3月	「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(一部改訂)	6月	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定 「デジタル田園都市国家構想基本方針」策定
		「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する	10月	

総務省自治行政局における取組		法律の施行・政府全体の政策等	
9月	するガイドライン等」(一部改訂) 「自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」の改定 「自治体DX推進手順書」の改定 「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の改定	12月	「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の策定 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定

(出所)「自治体DX・情報化推進概要から令和4年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の取りまとめ結果」(令和5年4月総務省自治行政局地域力創造グループ地域情報化企画室)による。

## 2. 相模原市のこれまでのIT政策等

### (1)これまでの開発の歴史(基幹システム)<sup>5</sup>

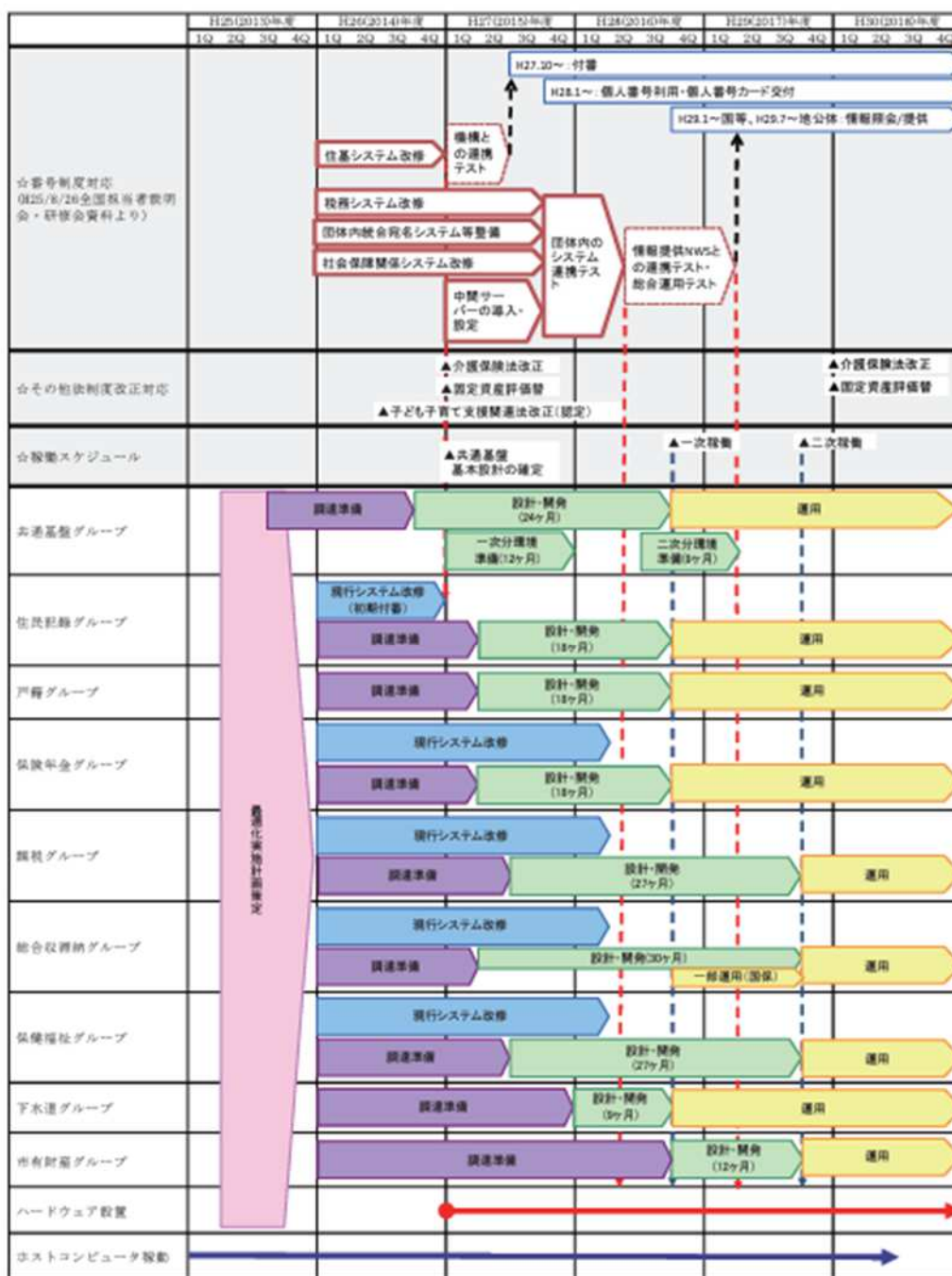
相模原市においては、1971年(昭和46年)から庁内基幹システムについてホストコンピュータを活用してきたが、これをオープン系システムに移行すべく、当時の情報政策課を中心に最適化計画を推進するため、2012年度(平成24年度)から最適化計画の策定に着手した。

まずはホストコンピュータを利用し続けた場合に、将来発生する課題についての検討がなされ、その上で新システム設計の基本方針が定められ、2013年(平成25年)3月に「基幹システム最適化基本計画」が策定され、2014年(平成26年)3月に詳細な移行計画となる「基幹システム最適化実施計画」を策定した。

当時は、社会保障・税番号制度を規定した「番号法」が成立したこともあり、相模原市では実施計画の中で、各業務のデータ連携基盤であり最適化計画の柱となる「共通基盤システム」の調達機能項目に「番号制度対応機能」を含めることとし、2015年(平成27年)から開発をはじめ2017年(平成29年)1月に稼働した。当時の開発計画は以下のとおりであった。

<sup>5</sup> [https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701\\_01.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701_01.pdf) を参考に作成

図表3-2-1 当時の基幹システムの最適化スケジュール



(出所) [https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701\\_01.pdf](https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1282/1/H2701_01.pdf)

(注)過去の計画であるため、内部で明瞭な資料がなく、上記の資料を転載しているため、文字が不鮮明となっていることに留意されたい。

(2) 情報化計画の歴史

相模原市では、過去において「高度情報化整備構想」、「高度情報化整備構想推進計画（1992年度（平成4年度）から2004年度（平成16年度）」、「行政事務情報化推進計画（1997年度（平成9年度）から2004年度（平成16年度）」といった個別計画に準ずるものに加え、「相模原市21世紀総合計画（1999年度（平成11年度）から2010年度（平成22年度）」に一部言及する計画などが存在した（以下の図を参照）。

その後本格的な個別計画として相模原市では、2005年（平成17年）4月に「情報化推進基本計画」（計画期間2005年度（平成17年度）から2010年度（平成22年度））を策定した。「市民の利便性を向上させるサービスの充実」、「市民と行政とのコミュニケーション」、「行政事務の効率化」を目標に掲げつつ、市民にとって便利でわかりやすい行政サービスを目指す「電子自治体」の構築を目標としてきた。そして、目標実現のため、財務会計システムの再構築等の各種システム開発や、行政手続きの電子化等を実施してきた。しかし、当時の電子申請や電子申告の利用件数は伸び悩み、市民の利便性を感じられるサービスの向上という点では課題が残った。旧津久井4町との合併や政令指定都市への移行、少子高齢化の進行等の社会情勢の変化に加え、情報通信技術の急速な進展を踏まえて、新たに市民の視点に立った「利便・活力・効率」を目標とした新たな情報化の戦略として、2010年（平成22年）3月に「情報マネジメント推進計画」が策定された。当該計画は当初は2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までであったが、その後延長され、2016年度（平成28年度）までとされた。

その後、2017年（平成29年）3月には、「豊かな地域社会と質の高い行政を実現するICTの活用」を基本理念として「ICT活用推進計画（2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）」が策定され、引き続き市民目線から豊かな地域社会が形成され、質の高い行政運営が行われていることを実感できる状態を目指して、各種取組が行われてきた。

図表3-2-2 情報関連の過去の計画等



(出所)「相模原市ICT総合戦略」(令和2年3月)より転記。

### (3) 現行の情報化計画について

2020年(令和2年)3月、相模原市は「ICT総合戦略」(以下、「本戦略」という。)を策定し、これが現行の情報化関連計画となる。本計画は、前計画の基本理念を継承しつつ、人口減少社会を視野に入れ、さらにICTの活用に積極的かつ柔軟に取り組むことで、スマート自治体への転換を推進するとともに、より質の高い行政運営を行うことで、市民や企業等の満足度を高め、多くの市民や企業に選ばれ・愛される都市となることを目指し策定したものである。

本計画は、官民データ活用推進基本法第8条第1項の官民データ活用推進基本計画に即したものであり、当初の計画期間は2020年度(令和2年度)から2023年度(令和5年度)までの4年間とされている。これは、本計画が総合計画と整合を図り推進するものの、とりわけICTに関する技術革新のスピードが速く、技術革新に応じてICTが担うべき役割も変化していくことが見込まれることから、計画期間は、総合計画における基本計画の中間を捉えた4年間としたとされる。

本計画ではまず前計画の検証がなされていた。これによれば、大半の事業は、計画どおりに進めることができ、特に「効率」の観点からは、基本理念にある「質の高い行政を実現するICTの活用」につなげることができたとされた。一方、「利便」と「活力」の観点からは、さらに積極的な取組が必要であるとされた。このため、次の計画となる本計画においては、引き続き行政サービスの利便性や行政運営の効率性を高める手段としてICTを積極的に活用し、スマート自治体への転換を推進する必要があるとされた。さらに、「豊かな地域社会」の形成につながるICTの活用により重点を置き、より多くの人や企業に魅力的な「さがみはら」であると実感してもらえるような状態を目指す必要があるとされた。

また、重点プロジェクトのうち、4事業については、当初設定した成果指標を達成することができなかつたとされた。この原因としては、成果指標の設定段階において、社会情勢の変化等の将来予測や市民ニーズ等の現状分析等が不足していたことや、成果指標の達成に見合った取組が計画されていなかったことであるとされた。そのため、次の計画となる本計画の事業では、成果指標の設定に当たり、現状分析や将来予測に留意するとともに、成果指標の達成に見合った適切な取組を計画し管理する等、計画の管理指標設定の考え方を見直す必要があるとされた。ちなみに、成果指標を達成できなかった4事業とは、㉞証明書のコンビニ交付拡充、㉟遠隔手話通訳サービスの導入(これは全く実行できなかった)、㊱公共施設通報アプリの利用促進、㊲公民館におけるICTを活用した学習環境の充実、であった。

次に、本計画の新たな目標としては、「選ばれ・愛されるさがみはらをかなえるICT・データの戦略的活用」を基本理念とつづ、3つの基本目標を定め、基本目標を達成するために8つの施策を位置付け、施策には合計で34の主な事業を定めた。



図表3-2-3 本計画の概要

基本目標	施策	事業
利用者中心の行政サービス改革	利便性を高める行政サービスの推進	電子申請の利用促進
		行政手続の検索サービスの導入
		住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力自動化
		公金収納における電子マネーの導入及び研究
	誰一人取り残さない行政サービスの推進	介護ワンストップサービスの推進
		多言語対応におけるICT活用
		相模原市公式ホームページ管理システム更新
		電子書籍の導入及び研究
経営資源を最大限に活用した行財政改革	行政事務における電子化の推進	図書館における公衆無線LANの導入
		RPAの全庁導入
		次期自治体クラウドの構築及びネットワーク更新
		市議会対応事務の電子化
		AI-OCRの導入及び研究
	デジタル・ワークスタイルへの転換	情報共有基盤システムの更新
		ICTを活用した多様なワークスタイルの創出
		ペーパーレス会議の推進
		プリンタと複合機の統合及び個人認証管理機能の導入
	業務継続性の確保	働き方に合わせたファシリティの検討
		消防情報管理システム更新
		基幹システムの機器更新
	将来にわたり発展し続けるまちづくり	データ利活用の促進
公共施設保全台帳の活用・公共施設情報の一元化等の推進		
オープンデータの充実、活用の推進		
統計データ利活用推進		
魅力的な地域づくりに向けた情報発信		「生活道路のエリア対策」のモデル実施
		緑区特設サイトの充実(区ビジョン推進事業)
		さがみはら地域ポータルサイトの充実
		SNS等を活用した文化事業及び文化資源に関する情報発信
		自治体ポイントの活用推進

基本目標	施策	事業
		区における効果的な情報発信手法の研究(中央区)
		区における効果的な情報発信手法の研究(南区)
	ICT教育・人材育成の推進	ICTを活用した次世代の学校創造事業
		職員のICTスキルの向上
		公民館における無線LAN環境を活用した事業の実施

(出所)「相模原市ICT総合戦略」(令和2年3月)

#### (4) 本計画の達成状況と課題(令和4年度分)

本計画の各事業の達成状況について、監査対象年度である令和4年度の実施状況についてヒアリング及び文書による提出を求めた。これによれば、多くの事業については計画通りまたは計画以上に達成されているとのことであったが、以下の事業においてはまだ課題が残っていた。

図表3-2-4 本計画のうち課題となった事業について

対象事業	課題
ICTを活用した多様なワークスタイルの創出	計画上は毎月職員の10%以上が1回以上の在宅勤務を実施することとされていたが、月次の達成割合は平均5.9%に留まった(4月から1月までの試算)。テレワークを実施した職員の体験談を全庁に掲示したり、毎月、各局毎の在宅勤務実施率を各総務室に送付し、普及啓発を行ったとされる。令和5年度には引き続き在宅勤務制度の普及・啓発に努めるほか、実施促進に向けた取組強化を行うとしている。
緑区特設サイトの充実(区ビジョン推進事業)	特設サイトを充実させ、11,000件以上のアクセス件数を達成することが成果目標であったが、5,834件(4月から1月までの実績)に留まった。これに対し、年度末の改修及び改修後の運営管理支援を含めた業務委託を実施したり、サイトを利用したイベントの実施等に努めた。地方への移住の需要が高まっている中、豊かな自然に囲まれたライフスタイルやビジネススタイルを提案するとともに

	に、ニーズにあった情報発信に今後努めていくとのことである。さらに、改修を周知するとともに、追加コンテンツの増加やサイトを利用した更なるイベントの実施に努めていくとのことである。
SNS等を活用した文化事業及び文化資源に関する情報発信	Twitter(現X)やYouTube等のSNSを利用した文化事業等の情報発信であり、成果目標についてはTwitter(現X)のフォロワーが100人、YouTubeのチャンネル登録者数が400人としていた。これに対し、文化振興課Twitterや市公式YouTubeを活用した情報発信はできているが、市公式LINEによる発信は運用上の制限により実施ができておらず、令和3年度に当該事業は重点事業から外れ、探索型事業となっている。
住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力の自動化	引越しワンストップサービスの導入によるマイナポータルを使った電子申請開始による住民記録システムへの入力自動化の検討及び国が予定しているシステムの標準化の研究を行うことを目標とした。これに対し、2023年2月から、マイナポータルを経由した市区町村に対する転出届と転入予約ができるようになった(「引越しワンストップサービス」)ことを踏まえ、RPAを活用した住民記録システムへの入力自動化を、国が予定しているシステム標準化の動向に合わせてさらに検討していくこととしている。
住居表示台帳の電子化	当該システムの開発に伴う見積書は徴求しているが、財源の確保ができていないために開発を行うことができない。なお、当該事業は費用対効果が見込まれず、財源及び専従職員の確保が現実的ではないとされる。そのため、現実的には、災害時の紙台帳の消失リスクを避けるために、複合機のスキャン機能を利用しPDF化することで、コストをほとんどかけずに電子媒体での保管が

	可能となるとのことである。このため、令和2年度から既に重点事業ではなく探索型事業とされている。
「生活道路のエリア対策」のモデル実施	交通事故発生件数から対策が必要なエリアを抽出し、ビックデータを活用するとともに、地域と協働し安全対策を実施するためのモデル事業ではあるが、新型コロナウイルス感染拡大下のデータ収集は現実的ではないことや効果測定の手法が分からないためこれまで未実施。今後は、ETC2.0のデータを取得して、実施予定。

(出所)相模原市の資料による。

(注)上記及び本計画の事業においては、事業を実行する「実現性」の高さや低さ、基本目標の達成につながる「新たな価値」の大小の観点から精査を行い、「必然性」や「効率性」、「コスト」、「リスク」等の要素を総合的に勘案し、基本目標への貢献度が高いと判断できる16の事業については、「重点事業」として位置付けおり、その分類も半年単位で見直しを行っている。重点以外の事業については、1年単位で見直しを行うとしている。この中で、新たな価値は見い出せるものの、その実現性が低いものについては「探索型事業」と位置付けている。

### 3. 相模原市の IT 政策等に関する他の地方公共団体との比較

総務省自治行政局地域力創造グループ地域情報化企画室は、都道府県47団体、市区町村1,741団体を対象として、2022年(令和4年)4月1日現在の状況を基に、「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」(以下、「本件調査」という。)を実施した。これについて、相模原市の回答と、他の市町村との比較を行った結果を以下に示す。なお、全体の集計結果は、「自治体DX・情報化推進概要～令和4年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査の取りまとめ結果」(令和5年4月、総務省自治行政局地域力創造グループ地域情報化企画室)において示されている。

なお、以下の用語においては本件調査で用いた用語を使用しているため、他の記載と異なる用語(地方公共団体を自治体と記載する等)を用いていることに留意されたい。

## (1) 自治体 DX の推進体制等

### ① 組織体制

相模原市では、多くの市区町村と同様にCIO(情報化統括責任者)を任命しているが、その役職は部局長級であった。一方本件調査の取りまとめ結果では、CIOの任用は、市区町村全体の75.8%(市区町村長自身を任命するケースも含めると84.9%となる)がCIOには副市区町村長級以上の者を任命していることから比較すると、当該責任者の職位が低く、CIOと市長との緊密な連携がより求められると考えられる。

外部のデジタル人材を常勤または非常勤として任命しているかについては、多くの市区町村と同様に任命していなかった。任命している市区町村はわずか3.0%に過ぎないことを考えれば特に問題は見られないであろう。

一方、CIO補佐官については、市区町村の49.6%が任命しているのに対し、相模原市では任命されていなかった。現実には特定のベンダーに依存しているのではと想定される部分もあることから、この点は現行契約しているベンダーから独立した存在の活用が求められるところであろう。

DXを推進するための全体方針については策定がされており、同様に策定している32.5%の市区町村と同様に優れていると言える。

DXを推進するための全庁的・横断的な推進体制の構築、DX推進専任部署の設置については既に実施されており、問題は見られない。

### ② DX・情報化についての職員育成

DX・情報化を推進するための職員育成については既に取組んでおり、DX・情報化に関する内外の研修にも職員を参加させ、DX・情報化に関する人材育成の方針も文書として策定され、デジタルスキル向上等を目的とした他機関への派遣も実施されている点は非常に評価できる。

ただし、情報政策担当課と業務担当課との積極的な人事ローテーション、DX・情報化に係る資格試験の受験等に対する助成制度は実施されていない。これについては、他の市区町村においてもそれぞれ、5.1%、9.2%と実施している自治体は少ないとは言えるものの、政令指定都市としては、今後検討に値する部分であろう。

研修の分野においては多岐にわたり実施され、各職位に限定せずに実施している点は評価できるが、当該研修がオンライン形式や自習形式に偏っている点は、新型コロナウイルス感染症が収まりかけている現状では見直す余地はあろう。対面形式や互いに議論をすることは知識の理解を促進するからである。

デジタルスキル向上を目的とした他機関への職員派遣については、他の市区町村の例(40.0%)にもれず、相模原市でも国に派遣している。しかし、市区町村の22.5%が民間企業に派遣していることを考えると、今後民間への派遣も検討すべきであろう。

資格試験等の助成については、市区町村の67.5%がITパスポート以上の情報処理技術者試験の助成を対象として、80.0%がその受験料の助成を行っており、この点も今後は検討すべきであろう。

## (2) 行政サービスの向上・高度化

### ① 行政手続のオンライン化の推進状況

申請・届出等手続のオンライン化計画、オンライン利用促進計画の策定及び申請・届出等手続をオンライン化するための通則条例の制定は既になされており、まだこれになされていない自治体が多い中で優れている。ただし、e-文書条例については制定されていない。市区町村の5.5%しか制定されていない実態からすればやむを得ない面はあるが、参考にはなろう。

先の計画に基づき、申請・届出等手続をオンライン化するためのシステム、オンライン申請を可能とするための汎用的電子申請システムはいずれも既に導入されており問題はないが、ぴったりサービスと自治体の基幹システムをエンド・トゥ・エンドで接続するための申請管理システムの導入については予定をしていないとされる。これを既に導入している市区町村はまだわずか5.3%に過ぎないが、国が推奨する標準システム構成であることから今後検討の余地はあろう。

各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用については多くのシステムで実施されており優れている。

なお、オンライン利用の促進等に向けて講じる措置については、促進がなかなか進まない場合や、高齢者への対応のため、単に利便性向上のためのシステム改修に頼らず、代理人による申請方式の採用(市区町村の4.9%が実施)、本人確認方法の簡素化(市区町村の12.1%が実施)も検討の余地はあろう。また、オンライン手続の広報・普及強化のために講じた措置については、相模原市では専ら広報媒体による住民への周知に依存しているが、市区町村の17.7%が窓口や過去の利用者に対する個別周知を行っていることから、今後は手間はかかるがそのような手法が住民の目線に立って必要とされるであろう。

### ② 住民サービス向上への取組状況

相模原市は、現状の課題を解決するための方策については多くの施策を行い、新たなサービスも実施し、住民サービスの向上に向けた現状も把握し、住民サービス向上を図るための住民視点の指標も策定しており、この分野においては非常に優れている。

### ③ ホームページ等の状況

ホームページ等での住民参加や行政の透明性確保のための措置についてはほぼ達成できている。今後は、電子掲示板等による住民との意見交換の実施(3.9%が実施)、ホームページ上で情報公開請求の受付を可能とする施策(18.0%が実施)、電子モニター制度の実施

(14.5%が実施)についてもまだ他の市区町村では少ないが、透明性の確保という点で進めるべきであろう。

ホームページの機能等では、外国語バージョンの設置(75.1%が実施)はぜひ積極的に進める必要がある。

なお、ホームページ上で情報公開請求の受付をする施策、電子モニター制度の実施機能は、現在ではe-kanagawa等他のホームページの機能を用いることにより可能となっており、外国語バージョンの対応についても自動翻訳機能により約130言語に対応はできているとのことである。

#### ④ 電子決裁の状況

相模原市では、人事給与システム、財務会計システム、文書管理システムのいずれも電子決裁機能が実装されており優れている。

#### ⑤ 災害時の被災者情報管理業務システムの整備状況

市区町村の59.7%が整備済である被災者情報管理業務システムについては、相模原市も整備されており問題は見られない。

#### ⑥ 統合型地理情報システム(GIS)の整備状況

相模原市では、統合型地理情報システム(GIS)を既に導入している。固定資産税、環境関連、清掃関連、農林分野、都市計画、建築、道路、河川及び下水道の各分野には導入されているが、まだ住民登録、管財、地籍、消防防災、医療・福祉、商工・観光、教育、上水道の各分野に導入の可能性が残されている。

### (3) 情報セキュリティ対策

#### ① 組織体制・規程類の整備

相模原市では、CISO(最高情報セキュリティ責任者)については部局長級の人材を任命し、CSIRT(情報セキュリティインシデントに対処するための体制)の整備、緊急時対応計画(情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合の体制と対応手順)の策定も終了しており問題は見られない。

#### ② 人的セキュリティ対策の実施

相模原市は、情報セキュリティ研修等を職員に実施し、緊急時対応訓練も実施しており問題は見られない。

## ③ 調達時・運用時の情報セキュリティ対策

相模原市は、当該分野の対応としてはほとんど行われているが、外部委託先等に対する指導・監査(市区町村の 57.4%が実施)については、その根拠が契約書等に記載がない等の理由で行われていない。これについては早急に対応が望まれる。なお、個人情報保護という点に限れば、契約書の文言に委託先への調査等の権限がある旨の記載はあるが、本件を外部委託一般における調査権限と言う点では、現行契約書に当該調査権限が示されていない。

## ④ 情報セキュリティ対策の監査・点検

相模原市では情報セキュリティ監査については内部監査しか実施していない。外部監査は市区町村の 5.1%が実施しているのみであるが、今後実施を検討する必要がある。

## ⑤ 情報システムに関する業務継続計画(ICT-BCP)の策定状況

相模原市は業務継続計画を策定し、ICT 分野のみでその実地演習を行っている。

## (4) デジタルデバイド対策

## ① 地方公共団体独自のデジタルデバイド対策の実施

相模原市ではデジタルデバイド対策を実施し、当該対策に取り組む団体の支援(7.2%が実施)や、多言語翻訳・自動読み上げ等のデジタルツールを用いた情報発信・窓口対応(34.3%)を実施しており、スマートフォンやタブレット等のデジタル機器やサービスの利用方法を教える講座等の開催(90.3%)も公民館を中心に実施しているとのことであった。

## 4. 相模原市の IT 費用の執行状況

監査対象年度である 2022 年度(令和 4 年度)の DX 推進課の集計に基づく相模原市の IT 関連費用の合計額は以下の通りである。

図表3-4-1 IT関連経費の状況について

(単位:千円)

大分類	中分類	金額	大分類の割合
整備経費	調査研究等経費	26,319	3.90%
	設計経費	6,600	0.98%
	開発経費	337,022	49.96%
	据付調整経費	4,850	0.72%
	テスト経費	-	-



大分類	中分類	金額	大分類の割合
	移行経費	7,885	1.17%
	廃棄経費	817	0.12%
	プロジェクト管理支援経費	133,320	19.77%
	施設整備等経費	2,830	0.42%
	ハードウェア買取経費	16,054	2.38%
	ソフトウェア買取経費	14,090	2.09%
	その他整備経費	124,732	18.49%
	小計	674,519	100%
運用等経費			
	システム運用経費	1,498,907	33.17%
	業務運用支援経費	35,280	0.78%
	操作研修等経費	1,111	0.02%
	ヘルプデスク経費	43,956	0.97%
	コールセンター経費	-	-
	アプリケーション保守経費	26,070	0.58%
	ハードウェア保守経費	280,919	6.22%
	ソフトウェア保守経費	185,962	4.12%
	監査経費	1,378	0.03%
	情報セキュリティ検査経費	-	-
	ハードウェア借料	1,247,895	27.62%
	ソフトウェア借料	173,184	3.83%
	サービス利用料	131,211	2.90%
	通信回線料	282,795	6.26%
	施設利用等経費	304	0.01%
	その他運用等経費	609,589	13.49%
	小計	4,518,560	100%
	合計	5,193,079	

(出所)相模原市の資料による。金額は千円未満切り捨て、割合は少数第3位を四捨五入している。

当該合計額 5,193,079 千円に対し、2023 年(令和 5 年)3 月 31 日現在の人口 724,850 人を考慮すると、市民一人当たり 7,164 円を負担していることになる(国の補助金等を考慮していない場合)。なお、「地方公共団体情報システム標準化」に対しては、当該移行作業を支援するために、総務省が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に設置をした「デジタル基

盤改革支援基金」から、各地方公共団体に補助金が配分されるが、その対象は原則としてガバメント・クラウド上で構築された標準準拠システムに係る移行費用である。上記の費用には、当該補助金により対応する部分も含まれている。

標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を実現するため、デジタル庁及び総務省において、2025年度(令和7年度)末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行が厳守されたことから、これを想定した作業スケジュールの目安として、以下のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」に記載の作業項目を基礎とした、「移行推進マイルストーン(移行目標目安)」が設定されている<sup>6</sup>。各地方自治体においては、当該マイルストーンを参考に、移行作業の安全かつ円滑な実施や、移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了が推奨されている。相模原市においても、補助金の受領要件を満たすために、当該マイルストーンを意識しつつ、今後の実施計画を策定し、業務を完了することが求められている。ちなみに当マイルストーンについては、以下のように設定されている。

図表3-4-2 移行推進マイルストーン(移行目標目安)

令和5年度中、ベンダの選定・決定までに完了することを目安に、令和6・7年度におけるベンダによるデータ移行作業等について、できる限り前倒しでの実施を図る。



移行段階	作業内容	完了期限(目安)
フェーズ0 未着手	未着手の自治体を0にする。	令和5年5月末
フェーズ1 計画立案	Fit&Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末
	ベンダの選定・決定	令和6年3月末
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末
フェーズ4 移行完了	運用開始	令和8年3月末

(出所)「標準化における最近の動向について」(デジタル庁、2023年10月25日)

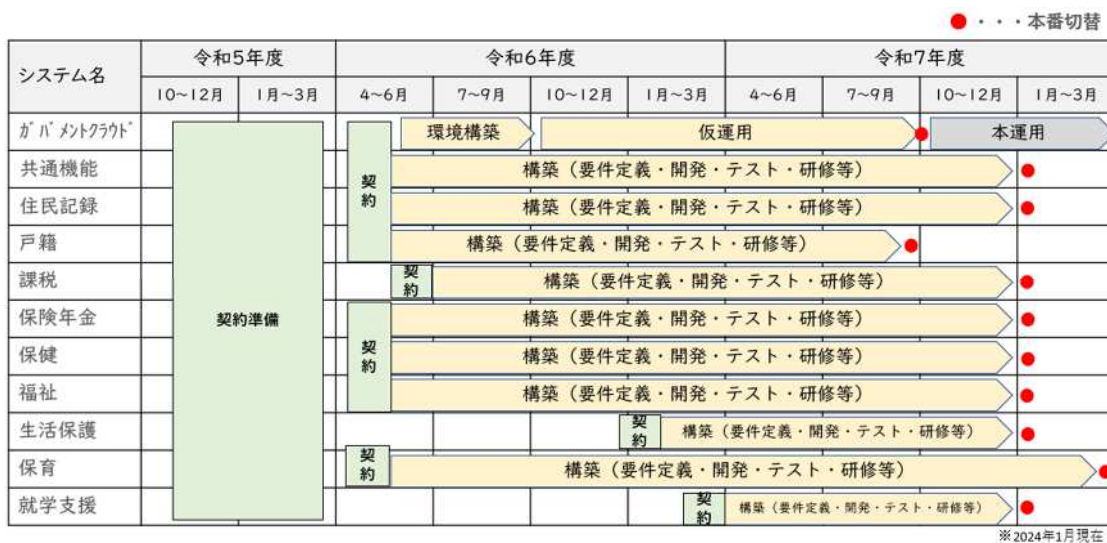
当該補助金取得要件等の関係から、相模原市においても今後のスケジュールに留意しつつ業務を早めていくことになる。これについて、監査人のヒアリングによれば、以下に示すように計画されている。これによれば、計画上は期限内に完了することとなり、標準プログラムのため、スクラッチ開発とは異なりリスクは小さいとは言えるものの、開発が令和6年度及び

<sup>6</sup> 「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について(依頼)」(令和5年5月23日付けデ社第200号・総行デ第114号デジタル庁統括官付参事官(地方業務システム基盤担当)及び総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長から各都道府県及び各指定都市担当部長あて通知)による。

令和7年度上半期に集中し、ベンダーの負担だけでなく、担当職員の負担も非常に大きいものとなり、今後の進捗状況には留意する必要がある。

当該標準化対象システムについては、当該開発期間は本監査の対象ではないが、今後のプロジェクト管理には懸念が残る。なお、次章以下の各論で対象としているシステムは、標準化対象システムも多く含まれるが、これらは現行利用しているシステムであることに留意されたい。

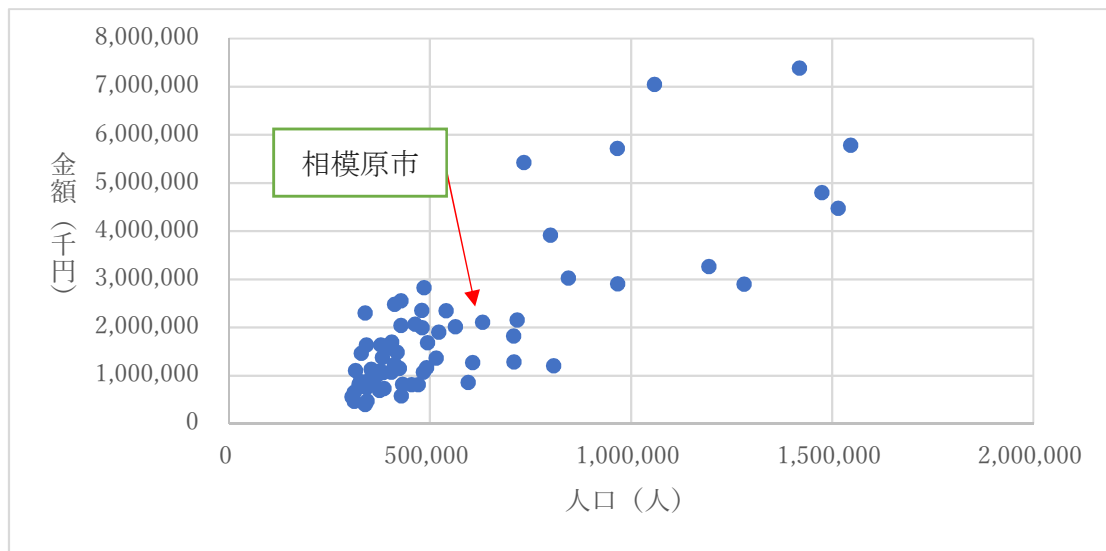
図表3-4-3 標準化対象システムにおける今後のスケジュールリング計画



(出所)相模原市の資料による。

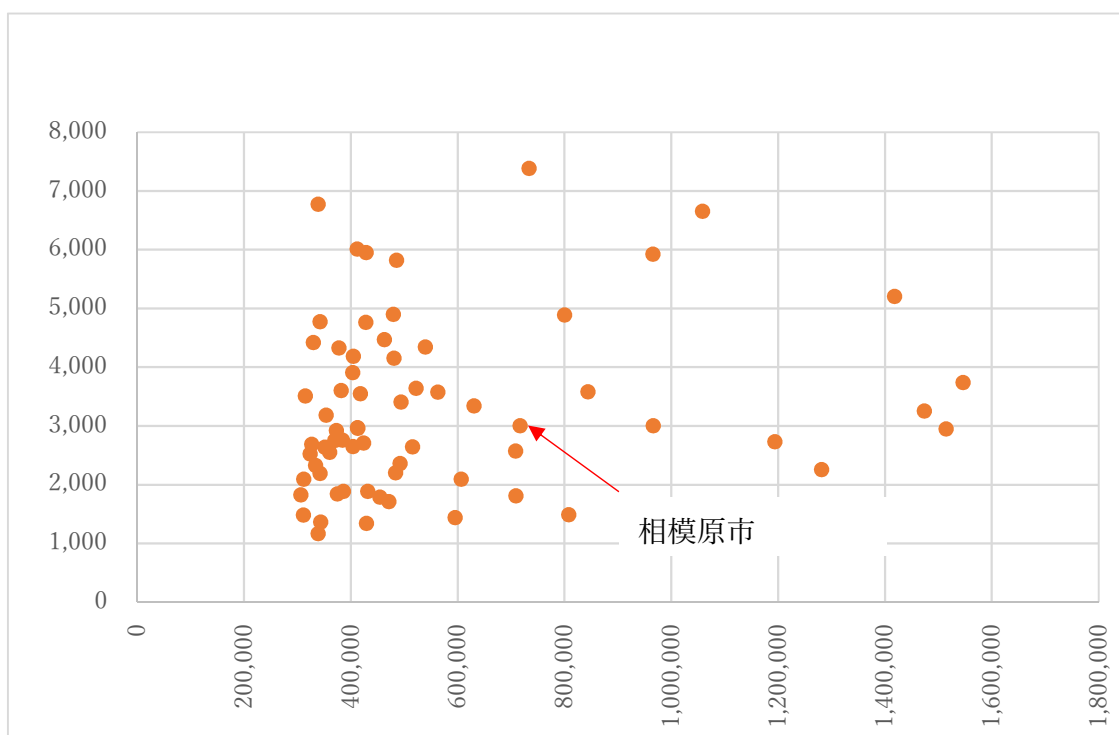
次に、上記に示した監査対象年度の経費とは、時間的にも、範囲的にも直接の比較にはならないが、かつて総務省は2017年度(平成29年度)予算ベースで、全国の市区町村1,741団体における情報システム経費の試算を行った。これによると、1団体当たりのIT経費の分布状況は以下のように示される。

図表3-4-4 全国市区町村のIT経費の分布状況(人口と金額の対比)



(出所) 総務省の資料による。

図表3-4-5 全国市区町村のIT経費の分布状況(一人当たりIT経費)



(出所) 総務省の資料による。横軸は人口(人)、縦軸は一人当たりIT経費(円)を示す。

上記によれば相模原市のIT経費は2017年当時は全国の平均的水準にあったことがわかる。この時は住民一人当たり経費は3,003円と計算された。当時の資料によれば、市区町村の情報システム経費は総額で4,786億円、住民1人当たりの経費は平均3,742円であった。上記散布図から見ても平均的水準にあったと言える。

## 5. 総論における監査の結果及び意見

### 【意見1】 自治体フロントヤード改革の更なる推進について

#### ① はじめに

「自治体DX推進計画」(本報告書では、「本計画」としている。)とは、デジタル社会の構築に向けて地方公共団体(文書上は、「自治体」と表現しているが、本報告書では統一的に地方公共団体と記載している)が取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画であり、政府が2020年(令和2年)12月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」における地方公共団体関連の各施策について、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具現化したものである。これは最新の状況としては、2022年(令和4年)9月2日の2.0版であるが、その下位概念の各種手引書等も含めて随時改定されている。そのため、相模原市の「ICT総合戦略」等とのずれが生じることは仕方がないことである。そこで、本意見等いくつかについては、「自治体DX推進計画」の今後盛り込まれるべきもの等について議論がなされている内閣府の会議体である「国と地方のシステムワーキング・グループ」第37回(2023年(令和5年)11月14日開催)の議論(自治体DXの推進について)及び添付資料に基づいて、相模原市とのDX推進事業との間で差異又は不足が生じていると監査人が考える事項について記載するものであり、今後の「本計画」に含まれることを期待するものである。

#### ② 自治体フロントヤード改革とは

自治体フロントヤード改革とは、「住民の利便性を維持・向上させるため、多くの地方公共団体において、各種行政手続などの住民との接点(フロントヤード)について、「行かない」オンライン手続に加え、「迷わない」「待たない」「書かない」ことを目的とした窓口業務の改革」を言う。

#### 【法的根拠等】

- デジタル社会の実現に向けた重点計画(2023年(令和5年)6月9日閣議決定)
- 第1
- 3(4)自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」

第3-1

## 2(3) デジタル田園都市国家構想の実現に向けた重点検討課題

○ 経済財政運営の改革の基本方針2023(2023年(令和5年)6月16日閣議決定)

## 第2章

2(2) グリーン転換(GX)、デジタル転換(DX)等の加速(デジタル転換(DX)、AIへの対応)

○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年(令和5年)6月16日閣議決定)

## IV

5(3) ④ デジタルガバメントの推進

○ 第14回デジタル田園都市国家構想実現会議(2023年(令和5年)8月3日)  
総理ご発言

## ③ 相模原市の現状

過去において電子申告、電子申請の伸び悩みが見られたこと等を受けて、多くの改革をこれまで実施してきた。しかし、2022年(令和4年)4月1日現在の状況を基に、「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」(ここでは、「本件調査」としている。)の報告等を見る限り、その対策の主要なものはシステム面の改善に多くの意識が費やされて、ソフト面の対応がまだ不足しているように思われる。

本件調査において「オンライン利用時の利便性向上のために講じた措置」においては、他の市区町村の4.9%が実施しているが、「代理人による申請の実施」を行っていないと回答している。さらに、「オンライン利用のメリット拡大のために講じた措置」においては、他の市区町村の7.7%が実施しているが、「複数の手続を同じ画面で申請できるワンストップサービス」を採用していないと回答している。特に重要なのは、「オンライン手続の広報・普及の強化のために講じた措置」については、「広報媒体による住民への周知」のみを実施しているに留まっているという点である。他の市区町村の17.7%が行っているとされる「窓口や過去の利用者に対する個別周知」を実施していないと回答している。

このことは、現状を認識してシステムの改善等に対応しているが、実際の住民の意思に併せて行政が多様な対応をするというよりも、より効率的と考える行政の手続を一方的に求めることに費やされ、現場での住民への支援が疎かになっているのではないかと懸念がある。真のサービスとは、多様な住民の立場とニーズに行政が柔軟に応えるソフト面の対応がより重要ではないかと考える。問題は、システムというよりも現場の窓口にあるのである。

## ④ 参考事例

他の市区町村の事例として、総務省は以下の事例を挙げている。

## ⑦ マイナンバーカードを利用した「書かない窓口」を設置した「北九州市」

職員が住民と一緒に質問に答えながら、マイナンバーカードに記録されている4情報を読み取り、申請者に書類を書かせない、いわゆる「書かない窓口」を導入し、住民サービスの向上と職員負担の軽減をはかっている。

## ⑧ 出張所にリモート窓口を設置した「結城市」

本庁舎と出張所にテレビ会議システムを設置し、これまで本庁舎で対応していた相談業務を、出張所から本庁舎の職員とオンラインで相談できるようにすることで利便性が向上したとされる。

## ⑨ フロント(窓口)業務をデータドリブンで改革した「川崎市」

対面で申請を受け付ける場合においても、いわゆる「書かない窓口」のためのシステム等を導入することで、申請状況や処理状況を、自動でデータで把握することが可能になり、それらの状況の集計・分析により、フロント(窓口)業務の改革・改善を実施したとされる。

## ⑩ データドリブンな行政経営の「神戸市」

基幹業務システムのデータを、BIツール(データの可視化など意思決定のためのアプリケーションソフト)を活用してダッシュボードを内製し、データ収集・分析等に要する時間を大幅に削減。政策議論に、より多くの時間を費やせるようになった。さらに市長をはじめ幹部も重要な意思決定の場においてダッシュボードを活用し、データドリブンな行政経営を実践している。

## ⑤ 対応策等

自治体フロントヤード改革が目指すものは、⑦マイナンバーカードの活用で、住民との接点を多様化・充実化、⑧紙ではなくデータで対応、⑨庁舎空間は、単なる手続の場所から、多様な主体との協議の場へ、とされており、DX化とする一見電子化という視点のみに意識が向きがちである。しかし、例えば混雑する窓口に対して、「待ち行列」の理論を用いて最適な窓口配置数を算出してそれを実現したり、訪れる住民に個別の対応でコミュニケーションを取ることにより、結果として書かずに手続ができるようになること、自ら申請できない住民への代理申請の範囲の拡大といった手法も十分にDX化の対象である。

重要事業である「電子申請の利用促進」においても、課題の認識は十分に検討されているのであるから、その手続を「多様な主体との協働の場」ととらえ、多様な住民に対するソフト面の対応も含めて更に改善を図ることが望まれる。

**【結果1】 CIO補佐官の任命について**

## ① 問題の所在

相模原市では、CIO(情報化統括責任者)を任命してはいるが、他の約85%の市区町村の場合と異なり、その役職は首長もしくは副市区長村長級ではなく部局長級となっている。さらに、他の49.6%の市区町村が任命しているCIO補佐官を任命していなかった。

## ② 政府の対応

この点、政府は「デジタル人材の確保・育成に向けた一層の取組について(依頼)」(令和4年12月27日総行情第123号、総務省大臣官房地域力創造審議官)(以下、「人材の確保・育成の依頼文」という。)において、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を推奨するとともに、当該経費に掛かる特別交付税(令和5年度から措置率を0.5から0.7に引き上げ、令和7年度までの間、引き続き措置)を措置し、推奨している。

## ③ 対応策等

そもそもCIOやCIO補佐官は、独立した立場で一定の権限が付与され、行政における職員やベンダーの活動を批判的に検討できる余地があるため、リスク対応として、または行政活動におけるIT分野の相談役として重要な役割を果たすものである。行政が契約するベンダーとの付き合いが長くなると、場合によってはいい相談相手とはなるが、それは契約上は利益相反となる事項については機能しないことが多い。また、ベンダーとのなれ合いが逆に契約費用の非効率化にもつながる高騰をもたらす場合や、専門知識がベンダー側に偏り、職員が理解できない部分が増え、ひいては「ベンダーロックイン」をもたらすリスクが発生する。そのような場合、CIO補佐官の存在は、専門知識を基にベンダーの業務の問題点を客観的に検証したり、不確実な事象への相談相手ともなるものである。

国の交付税もあることから、当該任命においては早急に対応すべきである。

**【結果2】 デジタル人材の育成と教育費用等の補助について**

## ① 問題の所在

「本件調査」によれば、DX・情報化を推進するための職員育成について通常の市区町村と比較して必要な対応はなされているが、情報政策担当課と業務担当課との積極的な人事ローテーション(他の市区町村の5.1%は実施)、DX・情報化に係る資格試験の受験等に対する助成制度の実施(他の市区町村の9.2%は実施)は行われていないと回答していた。また、研修の分野においては多岐にわたり実施してはいるが、オンライン形式や自習形式に偏っていることが回答結果から認められた。

さらに、他の市区町村の22.5%が実施している民間企業への派遣も行われていなかった。



なお、資格試験等の助成を行っている市区町村では、その67.5%がITパスポート以上の情報処理技術者試験の助成を対象として、また80.0%がその受験料の助成を行っている。

## ② 政府の対応

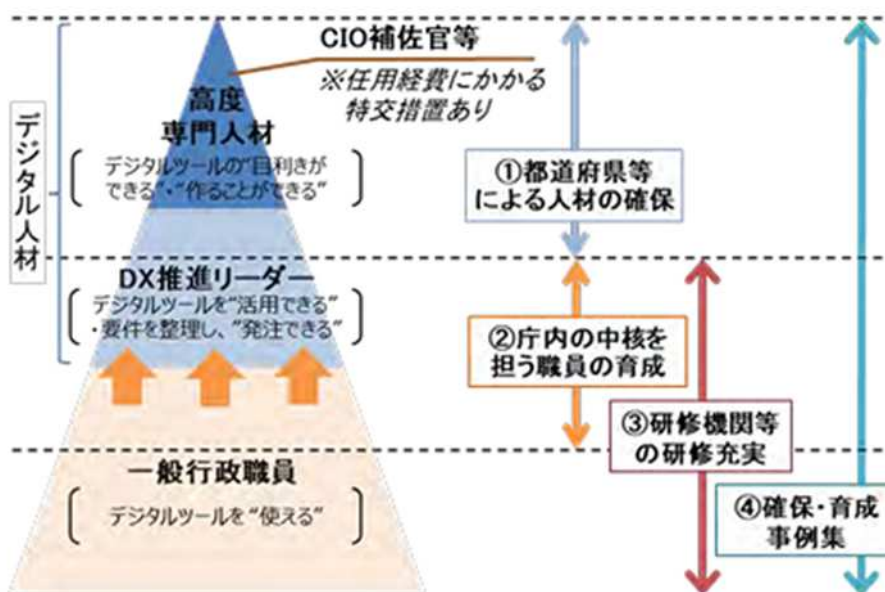
「人材の確保・育成の依頼文」においては、都道府県等(連携中枢都市等が周辺市町村の支援を行う場合を含む。)における市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する職員の人件費や市町村負担金等のほか、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る経費について、新たに、令和5年度から令和7年度までの間、特別交付税措置(措置率0.7)を講ずることとしている。

この背景には、情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化が喫緊の課題とされることが前提とされている。このようなデジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要ではあるが、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成が必要とされていることが理由とされている。

政府は、市区町村におけるデジタル人材の確保・育成においては、任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費等が必要であるとされ、さらに地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る経費(研修に要する経費、民間講座の受講料等)が必要であると考え、上記の交付金措置を設定している。

政府が想定している専門人材の構成については、以下のように考えている。

図表3-5-1 デジタル人材の確保・育成の全体像(イメージ)



(出所)「国と地方のシステムワーキング・グループ」第37回(2023年(令和5年)11月14日開催)の添付資料

### ③ 対応策等

国の交付金メニューに存在することも踏まえ、人事・給与規程等を変更し、少なくとも資格試験の受験料補助程度は必要であろう。しかし、真の専門人材育成のためには、基本情報処理技術者試験程度ではなく更にその上位資格も求められるであろう。それらの取得には、受験料だけでなく、一定の教育訓練のための学費等も存在する。さらに、現在では、大学や大学院等による専門教育も、特に情報セキュリティやAIの分野を中心に必要となっている。これらについて、各職員の自主性に任せ、成果のみを享受するのであれば、行政機関のフリーライダー的行為として監査人としては疑問が残る。生涯教育は個人や民間企業だけの問題ではなく、地方公務員の職員も同様に必要であると考え。人事・給与的措置が必要なため、費用対効果も考慮して早急に対応されたい。

## 【意見2】 ぴったりサービスと自治体の基幹システムをエンド・トゥ・エンドで接続するための申請管理システムの導入

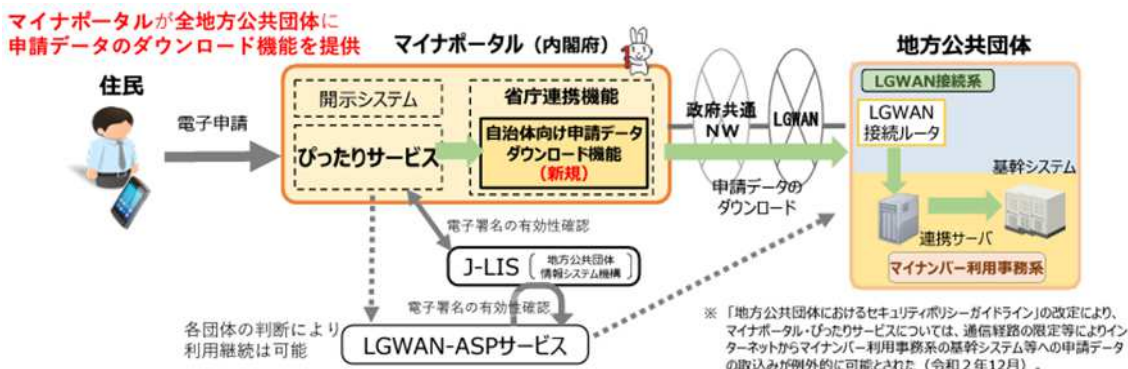
### ① 問題の所在

「本件調査」によれば、ぴったりサービスと自治体の基幹システムをエンド・トゥ・エンドで接続するため(以下、「当該接続」という。)の申請管理システムの導入については予定をしていないと回答していた。これを既に導入している市区町村は当時まだわずか5.3%に過ぎなかった。国が推奨する標準システム構成であるがなかなか速やかに導入がなされなかった背景には、当該接続の標準仕様書の策定が2021年(令和3年)9月30日であったことが影響しているのかもしれない。

### ② システムの仕組み

「ぴったりサービス」とは、「マイナポータルにおいて、地方公共団体が提供する行政手続を一元管理するためのサービス」であり、「地方公共団体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続」とは、「地方公共団体の基幹システムとぴったりサービスとの間で、オンライン接続を実現するための標準仕様」である。この接続により、地方公共団体の基幹システムからぴったりサービスに申請データを送信し、ぴったりサービスから地方公共団体の基幹システムに申請データを受信することができるようになる。当該申請には、ぴったりサービス申請APIが提供されており、結果として様々なWEBサービス等からぴったりサービスの検索・申請機能を利用できるようになるが、そのためには先に言及した「三層の対策」(P16参照)から外れることとなる。当該機能の概要は以下のとおりである。

図表3-5-2 当該接続の概要



(出所) [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000744196.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000744196.pdf)

### ③ 対策等

多くの基幹システムの稼働自体が2025年度(令和7年度)となることから、当該接続を前提として各システムに要件が実装されていれば、当該接続はスムーズに行われるであろうが、スケジューリング的には非常にタイトであるから、十分なテストを行い効率的に開発されることが望まれる。

## 【意見3】 統合型地理情報システム(GIS)の拡張について

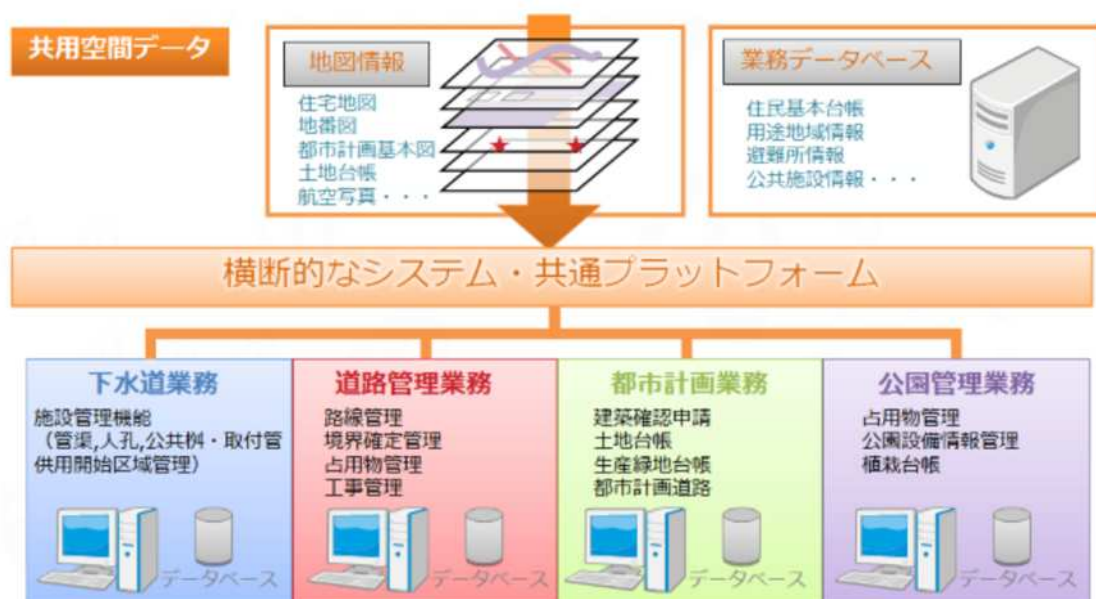
### ① 問題の所在

相模原市では、統合型地理情報システム(GIS)を既に導入しているが、その範囲は、固定資産税、環境関連、清掃関連、農林分野、都市計画、建築、道路、河川及び下水道の各分野であり、まだ住民登録、管財、地籍、消防防災、医療・福祉、商工・観光、教育、上水道の各分野に導入の可能性が残されている。そのため、更に多くの分野での導入が期待される。

### ② 統合型地理情報システム(GIS)の概要

統合型地理情報システム(GIS)とは、地方公共団体で使用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータを共用できる形に整備をし、統合して維持管理することで、庁内横断型のデータ供用を可能とする仕組みをいう。

図表3-5-3 統合型地理情報システム(GIS)の概要



(出所) 空間情報クラブの以下のサイトによる (<https://club.informatix.co.jp/?p=1261>)

### ③ 対策等

先述したように、当該統合地理情報システムにおいては、今後住民登録、管財、地籍、消防防災、医療・福祉、商工・観光、教育、上水道の各分野に導入の可能性が残されている。これについて、各論でも示すが、特に相模原市道路情報管理システム(SRIMS)に関する統合についてはかつて市内でも議論がなされたことがあった。この相模原市道路情報管理システム(SRIMS)の他に災害情報共有システムや下水道施設維持管理システムといった類似システムが共存していることから、統合したものとするという意見がでていたが、予算面で優先順位が低いとして見送りになっていた。

しかし、長期的なシステム経費を考えると、類似システムが共存するよりは、統合型地理情報システム(GIS)の本来の有用性を考えると、タイミングのよい時期に統合の範囲を拡張し、市内の必要部署で活用することが望まれる。

**【結果3】 IT関連の外部委託契約書の見直しについて**

## ① 問題の所在

「本件調査」によれば、相模原市において調達時・運用時の情報セキュリティ対策として、外部委託先等に対する指導・監査について、その根拠が契約書等に記載がない等の理由により、行われていないとの記載がなされていた。これに対しては、当時の他の市区町村の 57.4%は実施しているとされていた。

## ② 対応策

本件は情報セキュリティのみに限らず、内部統制上の外部委託管理の問題である。このため、委託契約書上は、相手先への調査権限を記載するとともに、特に情報セキュリティ上情報資産を相模原市と同一のものを取り扱う業務委託先においては、内部・外部監査を義務付けたり、場合によっては相模原市や相模原市が指定する外部の監査団体に情報セキュリティ監査を義務付けることができる旨の条項を契約書に記載すべきである。

**【意見4】 緑区特設サイトの充実(区のビジョン推進事業)について**

## ① 問題の所在

緑区特設サイトについては、目標値として年間 11,000 件以上のアクセス件数を達成することが成果目標とされていたところ、2022 年度(令和 4 年度)の 4 月から 1 月末までの実績で 5,834 件に留まった。

## ② 対応策

本件の分野は、イベントの紹介のみに留まらず、観光 DX の一分野としてとらえ直す必要があると考えられる。ここで観光 DX とは、「デジタル技術を活用して観光の魅力や価値を高める取り組み」である。これについては、行政側の一方的な情報にこだわらず、地域の情報、出来の良い映像コンテンツの開示等、地元の住民・企業も参加して掲載できるものとするのが有効であると考えられる。さらに、ホームページを利用した申込等の充実等の更なる充実が必要であろう。

**【意見5】 PC用モニター等の個別支給等について(職場環境の改善)**

現場の執務状況をひと通り閲覧すると、通常の PC 画面を見て確認するだけの職員、実際に PC 画面からの入力業務が定常的に発生する職員、単に PC を利用して自己の仕事を行う職員だけでなく、勤務時間の間専ら入力作業を行うことを業とする職員が存在する。このような

職員においても、他の職員と同様のノート PC が支給されており、場合によっては自己の費用で大型のモニター等を購入し業務を行っている者も存在している。

職場環境の改善という観点からは、勤務時間の間専ら入力作業を行うことを業とする職員や視力に問題がありやむを得ず大型画面を使用せざるを得ない職員等においては大型のモニターを支給する等の措置をとることが望ましいと考えられる。今後、検討されたい。

## 第4 監査対象とした個別システム(各論)

以下においては、個別に抽出したシステムの概要と監査の結果及び意見を記載する。

### 1. DX 推進課所管システム

(1) 監査対象部署(DX 推進課)の概要

① 事務内容

DX推進課は、市長公室の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-1-1 DX推進課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の総合的な企画及び調整に関すること。</li> <li>・情報化に係る計画に関すること。</li> <li>・情報セキュリティに関すること。</li> <li>・情報システムの企画、開発及び運用並びにその監理、適正化及び支援に関すること。</li> <li>・情報システム基盤の整備及び維持管理に関すること。</li> <li>・通信事業に係る連絡調整に関すること。</li> <li>・各種統計データの利活用の推進に関すること。</li> <li>・統計に係る調査及び資料収集に関すること。</li> <li>・統計書等の編集発行に関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	担当 課長	副主幹	主査	主任	主事	合計
課長	1						
ICT活用推進班		1			7	3	11
システム最適化班			1	1	4	4	10
統計班			1		3	2	6

(出所)相模原市の資料による。他に、国派遣の職員(主査1名、主事1名)があるとのことである。

第4 監査対象とした個別システム(各論)

③ 予算及び決算の概況

◀歳出▶

(単位:千円)

節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)総務費(項)総務管理費				
人事管理費				
	委託料	299	-	299
	負担金、補助及び交付金	4,431	4,430	0
情報システム費				
	報償費	15	15	-
	旅費	91	32	58
	需用費	32,066	19,382	12,683
	役務費	182,685	155,857	26,827
	委託料	1,817,870	1,790,553	27,316
	使用料及び賃借料	416,579	400,810	15,768
	備品購入費	9,712	9,294	417
	負担金、補助及び交付金	19,820	19,771	48
(款)総務費(項)市民生活費				
戸籍住民基本台帳費				
	委託料	20,337	18,430	1,906
(款)総務費(項)統計調査費				
統計調査総務費				
	報償費	20	-	20
	旅費	97	9	87
	需用費	900	420	479
	役務費	210	120	89
	委託料	3,112	3,057	54
	使用料及び賃借料	80	62	17
	負担金、補助及び交付金	3	3	-
統計調査費				
	報酬	8,372	7,382	989
	報償費	20	-	20
	旅費	94	35	58
	需用費	583	259	323
	役務費	456	186	269



第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	不用額
	委託料	91	90	0
	使用料及び賃借料	105	79	25
(款)民生費(項)社会福祉費				
社会福祉総務費				
	委託料	501	500	0
障害者福祉費				
	役務費	57	51	5
	使用料及び賃借料	118	103	14
	備品購入費	274	271	2
(款)民生費(項)児童福祉費				
児童福祉総務費				
	役務費	198	192	5
	委託料	13,215	8,068	5,146
	使用料及び賃借料	266	240	25
	備品購入費	1,325	1,320	5
(款)衛生費(項)保健衛生費				
母子保健費				
	委託料(注)	9,321	2,508	279
保健予防費				
	委託料	4,576	4,576	-
(款)教育費(項)小学校費				
学校管理費				
	備品購入費	218	174	43
(款)教育費(項)中学校費				
学校管理費				
	備品購入費	109	87	21

(出所)相模原市の資料より作成。

(注)明許繰越分として6,534千円が生じている。

(2) 共通基盤システム

① システムの概要

共通基盤システムとは、複数のシステムで共通して利用される機能や情報を統合し、一元的に管理するシステムのことです。システム間のデータのやり取りがスムーズになり、業務の効率化やコスト削減につながるとされているものです。

具体的には、㉗データ連携機能、㉘統合 DB 機能、㉙認証 DB 機能、㉚ECU 機能、㉛ポータル機能、㉜日本語管理機能、㉝統合運用管理機能、㉞帳票管理機能、㉟セキュリティ管理機能、㊱番号制度対応機能を有している。

② 導入までの経緯

1971 年度(昭和 46 年度)からホストコンピュータを利用し課税業務をはじめとした大量・提携業務のシステム化を開始し、2012 年(平成 24 年度)にはサーバコンピュータと合わせ 160 余りの情報システムを運用していた。

しかし、ホストコンピュータはメーカー独自の技術を利用していること、調達における競争性が発揮されにくいこと、情報連携がスムーズにできないなどの理由から、業務基盤としての情報システム全体の最適化を図るために調達したものであった。

③ 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

④ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。

年度	業務の名称	契約額(税込) (円)
2015 年度 平成 27 年度	社会保障・税番号制度導入に伴う団体内統合宛名システム整備委託	68,385,600
2016 年度 平成 28 年度	平成 28 年度社会保障・税番号制度システム整備作業委託	16,981,920
2017 年度 平成 29 年度	平成 29 年度社会保障・税番号制度システム整備作業委託	4,791,960
2021 年度 令和 3 年度	市税と国民健康保険税の徴収事務一元化に伴うシステム改修及び移行作業(共通基盤分)	17,965,816

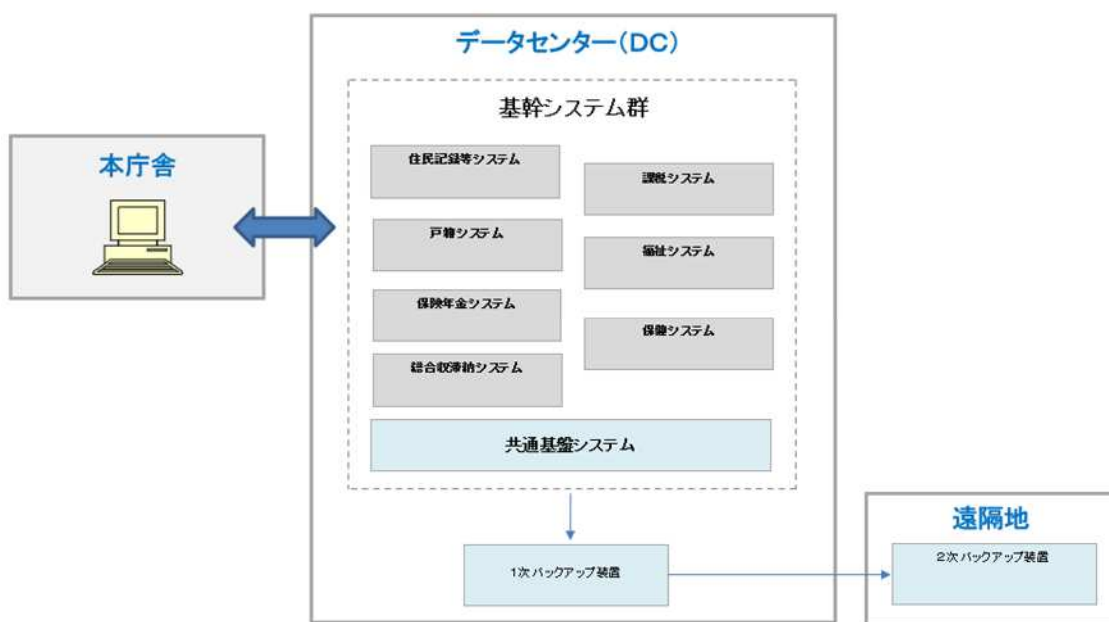
(出所)相模原市の資料より作成。

⑤ 当該システムに係る監査対象年度の契約

日本電気株式会社との間で、運用管理保守等の契約(年額 413,200,260 円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

- ⑥ 当該システムに係る構成図の概要  
以下のとおりである。

図表4-1-2 共通基盤システムの概念図



(出所)相模原市の資料による。

- ⑦ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは 2025 年度(令和 7 年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来の IT コストが 3 割削減できると想定されている。このため、当該システムはまもなく新システムに入れ替わることとなる。

### (3) 住民記録システム

#### ① システムの概要

住民記録システムとは、地方公共団体が導入している住民票の管理や発行等の処理を行うシステムである。住民記録システムは、住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日、性別、続柄、世帯等の基本項目を管理するシステムであり、全ての市区町村で導入されているものである。

#### ② 導入までの経緯

上記のとおり、全ての地方公共団体で導入され、定期的に総務省からの情報セキュリティ監査等の対象となりその安全性の維持が要求されている。

## ③ 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

## ④ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2017年度 平成29年度	旧姓併記対応住記システム改修委託	27,480,000
2018年度 平成30年度	旧姓併記対応住記システム改修委託(平成30年度)	39,020,000
2019年度 平成31年度	旧姓併記対応住記システム改修委託(令和元年度)	15,444,000
2020年度 令和2年度	コンビニ交付システム改修等作業委託(住記)	2,183,500
2020年度 令和2年度	マイナンバーカードの海外継続利用対応作業(令和2年度分)	37,730,000
2020年度 令和2年度	マイナンバーカードの海外継続利用対応作業(イベント作業除く)	12,490,500
2021年度 令和3年度	マイナンバーカードの海外継続利用対応作業※イベント作業(4号施行日除く)	6,072,000
2021年度 令和3年度	広域交付システムインタフェース4.3版対応	4,699,750
2022年度 令和4年度	除票改製原システムデータ照会対応	23,568,875
2022年度 令和4年度	転入転出手続きのワンストップ化対応(住民記録システム)	18,430,500

(出所)相模原市の資料により作成。

## ⑤ 当該システムに係る監査対象年度の契約

上記の改修以外に、日本電気株式会社との間で、運用管理保守等の契約(年額74,712,000円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

## ⑥ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは 2025 年度(令和 7 年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来の IT コストが 3 割削減できると想定されている。このため、当該システムはまもなく新システムに入れ替わることとなる。

## (4) 戸籍システム

## ① システムの概要

戸籍システムとは、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証する戸籍を管理するもので、他のシステムと異なり予め法務省により標準規格が定められているものである。戸籍が磁気ディスクに記録することが認められた 1994 年(平成 6 年)以降全国の地方公共団体で電算化が進められた。

## ② 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

## ③ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2018 年度 平成 30 年度	端末及びプリンタ更新に係る戸籍総合システム対応業務委託	1,587,000
2020 年度 令和 2 年度	コンビニ交付システム改修等作業委託(戸籍)	2,139,000
2021 年度 令和 3 年度	令和 2 年度戸籍法の一部を改正する法律対応に伴う戸籍システム改修	4,588,000
2021 年度 令和 3 年度	令和 2 年度デジタル手続法対応に伴う戸籍附票システム改修	7,864,000
2021 年度 令和 3 年度	コンビニ交付における証明書交付センターのシステム更改に伴う対応費用	276,000
2021 年度 令和 3 年度	戸籍システム副本全件送信作業	2,760,000
2021 年度 令和 3 年度	コンビニ交付におけるデジタル手続法改正に伴う改修作業	4,347,000
2021 年度 令和 3 年度	端末更新に係る戸籍総合システム対応業務	345,000

#### 第4 監査対象とした個別システム(各論)

2022年度 令和4年度	戸籍システム符号取得関連作業	1,863,000
2022年度 令和4年度	令和4年度戸籍法の一部を改正する法律対応に伴う戸籍 情報システム改修	10,640,000

(出所)相模原市の資料より作成。

#### ④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

上記の改修以外に、富士フィルムシステムサービス株式会社との間で、運用管理保守等の契約(年額 31,945,200 円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

#### ⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは 2025 年度(令和 7 年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来の IT コストが 3 割削減できると想定されている。このため、当該システムはまもなく新システムに入れ替わることとなる。

### (5) 保険年金システム

#### ① システムの概要

保険年金システムとは、国民年金及び国民健康保険を管理するものであり、国の関連するシステムと連携しているものである。そのため、国の医療制度等の変更に伴いたびたびの大幅な改修を余儀なくされる。

#### ② 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

#### ③ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2015年度 平成27年度	社会保障・税番号制度導入に伴う保険年金システム整備 委託	35,575,200
2016年度 平成28年度	社会保障・税番号制度導入に伴う保険年金システム改修 委託	38,614,320

第4 監査対象とした個別システム(各論)

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2017年度 平成29年度	国保業務システム保守委託(国保都道府県化「国保事業費納付等算定標準システム」の市町村データ提供COKAS-i分))	6,334,200
2017年度 平成29年度	国保業務システム保守委託(国保都道府県化「国保情報集約システム」の開発対応(テスト検証))	26,130,600
2017年度 平成29年度	国保業務システム保守委託(国保都道府県化に伴う制度改正開発対応)	60,463,800
2017年度 平成29年度	介護システム改修委託(所得指標見直し)	12,717,000
2017年度 平成29年度	国保業務システム保守委託(次期国保総合システム(給付)改修)	8,299,800
2017年度 平成29年度	国民年金システム改修委託(届書報告書の電子媒体化、様式統一対応)	16,335,000
2017年度 平成29年度	要介護認定支援システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)	6,987,600
2017年度 平成29年度	介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)	17,072,100
2017年度 平成29年度	国保業務システム保守委託(H31年度国保証一体化対応(調査))	1,922,400
2018年度 平成30年度	要介護認定支援システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)	4,807,620
2018年度 平成30年度	介護保険システム改修作業委託(平成30年度制度改正対応)	39,421,620
2018年度 平成30年度	国保業務システム保守委託(平成30年度高額療養費制度改正対応)	19,774,800
2018年度 平成30年度	年金生活者支援給付金準備対応改修委託(平成30年度)	1,776,600
2018年度 平成30年度	年金処理結果一覧表の電子媒体化対応改修委託(平成30年度)	11,853,000
2018年度 平成30年度	後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修委託	5,622,750
2018年度 平成30年度	国保業務システム保守委託(国保証一体化対応(パッケージ適用作業等))	7,711,200

第4 監査対象とした個別システム(各論)

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2018年度 平成30年度	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に係るシステム改修(平成30年度)	5,292,000
2019年度 平成31年度	介護保険システム標準レイアウト改正対応	4,873,500
2019年度 平成31年度	国保業務システム保守委託(国保証一体化対応(本番対応))	1,368,900
2019年度 平成31年度	相模原市後期高齢者医療保険料額決定額通知書に対する問い合わせ対応業務委託	4,968,000
2019年度 平成31年度	介護保険システム消費税増税に伴う区分支給限度額の見直しに係る改修作業	4,944,500
2019年度 平成31年度	国保業務システム改修委託(応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間見直し対応)	6,344,250
2019年度 平成31年度	国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に係るシステム改修(令和元年度)	5,421,625
2019年度 平成31年度	国保業務システム改修委託(在留資格等に係る情報集約システム連携データ改修対応)	1,034,000
2020年度 令和2年度	介護保険番号制度令和2年6月改版対応システム改修作業	11,577,500
2020年度 令和2年度	相模原市後期高齢者医療保険料額決定額通知書・証更新に対する問い合わせ対応業務委託	5,005,000
2020年度 令和2年度	介護保険システムコンビニ収納対応作業	14,843,950
2020年度 令和2年度	国保業務システム改修委託(令和2年度オンライン資格確認対応)	34,442,375
2020年度 令和2年度	年金生活者支援給付金の支給事務に係るシステム改修委託	1,309,000
2020年度 令和2年度	介護保険システム改修作業委託(令和3年度介護保険制度改正)	22,693,000
2020年度 令和2年度	後期高齢者医療システム改修委託(平成30年度税制改正に伴う令和2年度改修対応)	8,311,050
2020年度 令和2年度	要介護認定支援システム改修作業委託(令和3年度介護保険制度改正)	2,939,750
2021年度 令和3年度	国保業務システム改修委託(税制改正対応)	19,934,750



#### 第4 監査対象とした個別システム(各論)

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2021年度 令和3年度	介護保険番号制度令和3年6月改版対応システム改修作業	5,480,750
2021年度 令和3年度	税制改正に伴う年金生活者支援給付金事務の改正に係るシステム改修	698,500
2021年度 令和3年度	税制改正に伴う国民年金法施行令の改正に係るシステム改修	4,576,000
2021年度 令和3年度	介護保険システム改修作業委託(令和3年度介護保険制度改正及び介護報酬改定)令和3年度分	44,248,875
2021年度 令和3年度	要介護認定支援システム改修作業委託(令和3年度介護保険制度改正及び介護報酬改定)令和3年度分	4,631,000
2021年度 令和3年度	国保業務システム改修(高額療養費支給申請に係る自動償還対応)	7,980,775
2022年度 令和4年度	国保業務システム改修委託(国保未就学児均等割軽減対応)	25,008,775
2022年度 令和4年度	国民年金手帳廃止に伴う基礎年金番号通知書再交付のためのシステム改修業務委託	1,090,375

(出所)相模原市の資料により作成。

#### ④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

上記の改修以外に、日本電気株式会社との間で、運用管理保守等の契約(年額212,355,660円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

#### ⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは2025年度(令和7年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来のITコストが3割削減できると想定されている。このため、当該システムはまもなく新システムに入れ替わることとなる。特に、国の各システムや制度と連携しているため、これが共通仕様で構築されると全国規模でのコスト削減効果は非常に大きいと言える。

## (6) 総合収滞納システム

## ① システムの概要

地方公共団体の有する債権に関し管理をするもので、その範囲においては団体により異なる。

## ② 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

## ③ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

年度	業務の名称	契約額(税込) (単位:円)
2018年度 平成30年度	総合収滞納システム_eLTax 共通納税対応作業(平成30年度分)	14,396,400
2019年度 平成31年度	総合収滞納システム_eLTax 共通納税対応作業(平成31年度分)	7,235,800
2021年度 令和3年度	徴収事務一元化に係る総合収滞納システム改修業務委託	105,094,000
2021年度 令和3年度	ネットdeモバイルレジサービス導入に係る総合収滞納システム改修委託	2,200,000
2022年度 令和4年度	共通納税システム税目拡大に伴う総合収滞納システム改修業務委託	32,179,675

(出所)相模原市の資料より作成。

## ④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

上記の改修以外に、日本電気株式会社との間で、運用管理保守等の契約(年額145,200,000円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

## ⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは2025年度(令和7年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来のITコストが3割削減できると想定されている。但し、標準化において統合機能とは、標準化対象システムにおける各賦課業務(税務、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療・子ども・子育て支援)のうち2業務以上と連携することをいうため、各

地方公共団体によりその組み合わせが異なる場合が存在し、更にその他の債権(私債権も含む)も統合の対象とする場合は、仕様が異なる可能性がある。

#### (7) 保健システム

##### ① システムの概要

保健システムは、健康診断を含む以下のサブシステムから構成されている。

図表4-1-3 保健システムのサブシステムとその概要

サブシステム・ツール名	概要	対象業務
基本システム	住基情報の連携、データ抽出/集計、スケジュール管理、自由帳票、事業報告、事業結果データの取込	共通、インフラ
母子保健システム	妊婦・乳幼児向け健診結果の管理	母子保健
予防接種システム	各種予防接種履歴の管理	予防接種
住民健診システム	がん検診結果・若年健診結果等の管理	成人健診
保健指導システム	各種教室・相談・訪問等の管理	成人健診
特定健診システム	各種受診券の発行、特定健診・後期高齢者健診等の管理、国保連合会とのデータ連携	成人健診
特定保健指導システム	利用券の発行、特定保健指導計画・結果の管理、国保連合会とのデータ連携	成人健診
予約管理システム	各種健診(検診)等の予約情報の管理	成人健診、母子保健
保健師活動支援システム	保健師の活動記録の記録・管理・集計	成人健診、母子保健
養育医療システム	養育医療業務の管理	母子医療
小児慢性システム	小児慢性業務の管理	母子医療
自立支援医療システム	自立支援(育成)医療の管理	母子医療
特定不妊治療システム	特定不妊治療業務の管理	母子医療
被爆支援システム	被爆支援情報の管理	被爆援護
結核管理システム	結核情報の管理	結核管理

(出所) 運用保守契約書より転記。

##### ② 当初導入費用

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

##### ③ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

第4 監査対象とした個別システム(各論)

業務の名称	契約額(税込) (単位:円)	完了日
保健システム(予防接種)情報照会機能導入に伴うシステム改修業務委託	2,397,600	平成30年 3月30日
風しんの追加的対策に伴うシステム改修業務委託	1,587,600	令和元年 9月30日
保健システム(母子保健)副本登録および情報照会機能導入に伴うシステム改修業務委託	3,107,500	令和2年 10月30日
令和2年度保健システムに関する新型コロナ対応改修業務委託	1,265,000	令和3年 3月31日
令和3年度保健システムに関する新型コロナ対応改修業務委託	2,035,000	令和3年 9月30日
ロタワクチンおよび新型インフルエンザ副本登録・情報照会機能導入に伴うシステム改修業務委託	3,762,000	令和4年 3月18日
保健システムに関する新型コロナブースタ接種対応改修業務委託	1,760,000	令和4年 3月18日
保健システムに関する自治体検診のデータ標準化対応業務委託	5,126,000	令和4年 3月18日
小児慢性オンライン対応業務委託	2,112,000	令和4年 3月31日
保健システム(予防接種)新型コロナ副本登録および情報照会機能導入に伴うシステム改修業務委託	1,287,000	令和4年 6月30日
新型コロナウイルスワクチン4回目以降追加接種対応に伴う保健システム改修業務委託	1,760,000	令和4年 7月29日
妊婦健診及び産後ケア事業の拡充対応	1,188,000	令和4年 10月31日
家事援助事業追加対応	1,320,000	令和4年 10月28日
新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種券対応	770,000	令和4年 11月30日
新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種券一本化対応	759,000	令和5年 2月28日
出産・子育て応援交付金対応	6,534,000	令和5年 5月31日
新型コロナウイルスワクチン2023年度追加接種対応ツール	1,760,000	令和5年 7月31日

(出所)相模原市の資料より作成。

④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

上記の改修以外に、株式会社両備システムズとの間で、運用管理保守等の契約(年額20,710,332円)が存在し、毎月の定例会において運用状況の報告がなされている。契約に従い、成果物が納品されていることを確認したが、毎月実施しているという会議録については入手・閲覧ができなかったため、その状況は不明である。

⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは2025年度(令和7年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来のITコストが3割削減できると想定されている。

(8)福祉システム

① システムの概要

福祉システムは、以下に示す障害者や高齢者を中心とする各種業務を管理するシステムである。

図表4-1-4 福祉システムのサブシステムとその概要

グループ名	業務名
在宅	敬老事業
	戸別訪問
	地域包括支援センター設定
	給食サービス
	寝具乾燥消毒サービス
	緊急通報サービス
	電話訪問サービス
	電話貸与サービス
	寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業
	緊急一時入所サービス
	緊急一時入所健康診断料助成
	はり・きゅう・マッサージ施術助成
	老人ホーム入所措置
	寝たきり高齢者出張理美容サービス
	寝たきり高齢者移送サービス
	民生委員情報管理
障害1	身体障害者手帳

第4 監査対象とした個別システム(各論)

グループ名	業務名
	療育手帳
	自立支援・更生医療
	補装具交付
	日常生活用具給付
障害2	自立支援
	障害児入所
	障害児通所
障害3	運転訓練
	訓練器具
	住宅改善
	タクシー・燃料
	バス割(通常)
障害4	バス割(定期)
	自動車改造
	点字図書
	入院時コミュニケーション支援事業
	重症心身障害児者訪問看護支援事業
	宿泊助成
	訪問入浴サービス
障害手当	相模原市重度障害者等福祉手当
	神奈川県在宅重度障害者等手当
	相模原市在宅重度障害者支援金
	国手当
	特別児童扶養手当
児童手当	児童手当
	児童扶養手当
	母子・父子家庭等福祉手当
医療	重度障害者医療費助成制度(マル障)
	ひとり親家庭等医療費助成(マル親)
	乳幼児医療費助成(マル乳)
子育てワンストップ	子育てワンストップ
福祉共通	福祉共通
連携	共通基盤システム連携
番号管理	番号管理

グループ名	業務名
インフラ	インフラ

(出所)運用保守契約書より転記。

② 当初導入費用及び初導入から改修までの状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約等は不明である。

③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

株式会社アイネスとの間で、運用管理保守等の契約が存在する。

④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは 2025 年度(令和 7 年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来の IT コストが 3 割削減できると想定されている。

(9) 課税システム

① システムの概要

個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税について課税処理を行うシステムである。

② 当初導入費用及び初導入から改修までの状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約等は不明である。

③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

株式会社アール・ケー・ケー・シー・コンピューター・サービスとの間で、運用管理保守等の契約(契約金額 168,480,000 円(税込)、契約期間 2016 年(平成 28 年)3 月 30 日から 2027 年(平成 39 年、令和 9 年)12 月 31 日まで)が存在する。

④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

当該システムは税務システムという名称で 2025 年度(令和 7 年度)までの標準化の対象となっている。国の目標によれば、標準化等により、従来の IT コストが 3 割削減できると想定されている。

(10) 庁内ネットワーク・IC カード認証システム

## ① システムの概要

庁内ネットワーク・IC カード認証システムは、相模原市の情報システムにおいて、職員が業務に必要な情報にアクセスするための認証システムである。IC カードを用いて、職員が自分のアカウントにログインし、業務に必要な情報にアクセスすることができるものである。このため、相模原市の情報システムにおいて、セキュリティを確保するために重要な役割を担っている。

## ② 当初導入費用及び初導入から改修までの状況

ネットワーク機器の老朽化に伴い 2021 年度(令和 3 年度)からネットワーク機器の更新を開始した。具体的には、情報系・基幹系のネットワークを VRF(Virtual Routing and Forwarding)という技術により、1 台のルータ内で論理的に分離し、機器の集約を図ることとした。更に 2022 年度(令和 4 年度)には、神奈川県セキュリティクラウドから離脱して、独自のセキュリティクラウドを構築している。

一方、IC カード認証システムについては、庁内ネットワークに接続された端末にログインする際に、2 ファクタ認証を行うために、2007 年(平成 19 年)から現在のシステムを導入したものである。

これらの契約は以下のとおりであった。

## ○庁内ネットワーク(金額は他システム等の構築・更新費用含む)

\*2021 年度(令和 3 年度):ネットワーク機器構築(役務・機器 346,467,000 円)

\*2022 年度(令和 4 年度):ネットワーク機器更新(役務 43,890,000 円、機器 63,485,400 円)、セキュリティクラウド構築(役務・機器 344,452,761 円)

## ○IC カード認証システム

\*2017 年度(平成 29 年度):機器更新(役務 5,022,000 円、機器 2,133,000 円)

## ③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

以下のとおりである。

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
ネットワーク機器保守	1 者 随意 契約	ネットワンシステムズ 株式会社	79,166,033	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日
ネットワーク運用管理委託	1 者 随意 契約	ネットワンシステムズ 株式会社	24,310,000	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日
ネットワーク機器設定構築作業委託	1 者 随意 契約	ネットワンシステムズ 株式会社	43,890,000	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日



第4 監査対象とした個別システム(各論)

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
ネットワーク機器設定構築作業(データセンター)	1者随意契約	ネットワンシステムズ株式会社	1,722,600	令和4年4月1日から令和5年3月31日
ネットワーク機器設定作業委託(データセンター(令和4年8月以降))	1者随意契約	ネットワンシステムズ株式会社	3,135,000	令和4年8月22日から令和5年3月31日
神奈川情報セキュリティクラウド運用委託	1者随意契約	株式会社インターネットイニシアティブ	29,551,064	令和4年8月22日から令和5年3月31日
神奈川情報セキュリティクラウド専用メール転送サーバ保守委託	1者随意契約	株式会社内田洋行	352,000	令和4年8月22日から令和5年3月31日
ネットワーク機器等賃貸借(平成30年10月開始分)	WTO	東京センチュリー株式会社	102,254,400	平成30年10月1日から令和5年9月30日
ネットワーク機器等賃貸借(無線化平成31年度分)	WTO	株式会社JECC	42,933,000	令和元年10月1日から令和6年9月30日
ネットワーク機器賃貸借(データセンタールータ(令和4年11月開始))	指名競争入札	株式会社JECC	4,917,000	令和4年11月1日から令和9年10月31日
ネットワーク機器賃貸借(令和4年度分)	WTO	NTT・TCリース株式会社	63,485,400	令和5年3月1日から令和10年2月29日

第4 監査対象とした個別システム(各論)

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
次期自治体情報セキュリティクラウド環境機器賃貸借	WTO	ネットワンシステムズ株式会社	344,452,761	令和5年3月23日から令和10年2月29日

(出所)相模原市の資料による。

(注)契約形態で「WTO」とあるのは、「一般競争入札(WTO 案件)」を示す。

- ④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等  
2025年度(令和7年度)までにネットワーク機器更新完了予定。

(11)グループウェアパソコン

① 業務の概要

業務上必要不可欠であるため、保育士や消防士以外の正規職員に1台ずつのPCを確保している。また、会計年度任用職員や嘱託職員のPCについても必要に応じてDX推進課で調達し保守している。

② 当初導入費用及び初導入から改修までの状況

契約名	契約相手	契約額(税込) (月額)(円)	契約期間
情報系コンピュータ機器賃借料(平成29年度分)	FLCS株式会社 横浜支店	191,484	平成29年10月1日から令和4年9月30日
情報系コンピュータ機器賃借料(平成30年3月開始分)	FLCS株式会社 横浜支店	193,968	平成30年3月1日から令和5年2月28日
コンピュータ機器等賃借料(平成30年度更新分)	FLCS株式会社 横浜支店	6,375,240	平成31年1月1日から令和5年12月31日
コンピュータ機器等賃借料(平成31年度更新分)	FLCS株式会社 横浜支店	8,065,310	令和2年1月1日から

第4 監査対象とした個別システム(各論)

契約名	契約相手	契約額(税込) (月額)(円)	契約期間
			令和6年12月31日
コンピュータ機器等賃借料(令和元年度先行調達分)	NEC キャピタルソリューション株式会社 神奈川支店	141,912	令和元年8月1日から令和6年7月31日
コンピュータ機器等賃借料(令和2年3月開始分)	株式会社 JECC 本社	32,538	令和2年3月1日から令和7年2月28日
コンピュータ機器等賃借料(令和2年度先行調達分)	株式会社 JECC 本社	77,550	令和2年9月1日から令和7年8月31日
コンピュータ機器等賃借料(令和2年度調達分)	FLCS 株式会社 横浜支店	175,538	令和3年1月1日から令和7年12月31日
コンピュータ機器等賃借料(令和3年度調達分)	NEC キャピタルソリューション株式会社 神奈川支店	192,694	令和3年8月1日から令和8年7月31日
コンピュータ機器等賃借料(令和3年度先行調達分)	FLCS 株式会社 横浜支店	39,710	令和3年7月1日から令和8年6月30日
コンピュータ機器賃借(マイナンバーカード交付窓口増設分)	株式会社 JECC 本社	78,320	令和3年2月1日から令和8年1月31日

(出所)相模原市の資料による。

- ③ 当該システムに係る監査対象年度の契約  
以下のとおりである。

契約名	入札 状況	契約相手	落札額(60 ヵ月分税 別)(円) (注1)	契約額(税 込)(月額) (単位:円)	契約期間
情報系コンピュータ機器賃貸借(平成29年度分)再リース	1者随意契約	FLCS 株式会社 横浜支店	-	19,140	令和4年 10月1日から 令和5年 3月31日
情報系コンピュータ機器賃貸借(平成30年3月開始分)再リース	1者随意契約	FLCS 株式会社 横浜支店	-	19,690	令和5年 3月1日から 令和5年 3月31日
コンピュータ機器賃貸借(令和4年度 win11 検証機分)	指名競争入札	NEC キャピタルソリューション株式会社 神奈川支店	2,838,000	52,030	令和4年 10月1日から 令和9年 9月30日
コンピュータ機器賃貸借(令和4年度CS端末調達分)	指名競争入札	NEC キャピタルソリューション株式会社 神奈川支店	891,000	16,335	令和4年 10月1日から 令和9年 9月30日
コンピュータ機器賃貸借(令和4年度調達分)	一般競争入札 (契約課契約)	株式会社 JECC 本社	30,516,000	559,460	令和4年 11月1日から 令和9年 10月31日
コンピュータ機器賃貸借(令和4年度基幹系端末調達分)	一般競争入札 (契約課契約)	FLCS 株式会社 横浜支店	62,054,400	1,137,664	令和5年 3月1日から 令和10年 2月29日
コンピュータ機器賃貸借(令和4年度追加調達分)	指名競争入札	株式会社 JECC 本社	12,300,000	225,500	令和5年 3月1日から 令和10年

					2月29日
パソコン等保守委託	一般競争入札 (注2)	株式会社大塚 商会		36,366,000 (注) -	令和4年 4月1日から 令和5年 3月31日

(出所)相模原市の資料による。

(注1)月額ではなく、契約金額全体を記載。

(注2)契約課契約による一般競争入札である。

- ④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等  
2024年度(令和6年度)に Winsows11 端末への端末一括更新。

## (12) LGWAN

### ① システムの概要

都道府県や市区町村などの地方公共団体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークである。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運営しており、中央省庁間の広域ネットワークである政府共通ネットワーク(霞が関 WAN)とも相互接続されている。これは、全国の地方公共団体の庁内 LANと直結し、情報交換や共有、一部の情報システムの共有化などを行っている。インターネットからは切り離された閉域ネットワークであり、各省庁内のコンピュータやネットワークもインターネットとは切り離された独立の区画を形成している。基本的なサービスとしては、電子掲示板、メーリングリスト、LG.GP ドメインの発行、LGPKI(地方公共団体組織認証基盤)におけるデジタル証明書の発行など以外に、霞が関 WAN を通じて省庁の地方公共団体向けサービスも利用できる機能である。

LGWAN は 2001 年(平成 13 年)に運用を開始し、2002 年(平成 14 年)に霞が関 WAN と接続後、2004 年(平成 16 年)にはほぼ全ての地方公共団体との接続が完了している。

### ② 当初導入費用及び初導入から改修までの状況

2008 年度(平成 20 年度)に LGWAN へ接続するための環境を構築後、2013 年度(平成 25 年度)に第三次 LGWAN への移行のための機器更新を行った。その後、2018 年度(平成 30 年度)に老朽化対策を実施した。更に、2022 年度(令和 4 年度)に神奈川県情報セキュリティクラウドからの離脱を機に WAN 接続を神奈川県 WAN 経由から直接接続に変更した。

### ③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

#### 第4 監査対象とした個別システム(各論)

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
ネットワーク機器保守委託	1者随意契約	ネットワンシステムズ株式会社	79,166,033	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
ネットワーク運用管理委託	1者随意契約	ネットワンシステムズ株式会社	24,310,000	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
第四次LGWAN 接続サービス	1者随意契約	ソフトバンク株式会社	1,147,025	令和4年10月13日から 令和5年2月28日
LGWAN システム機器賃貸借	指名競争入札	株式会社JECC	15,888,960	平成30年12月1日から 令和5年11月30日

(出所)相模原市の資料による。契約額は税込である。

(注)「ネットワーク機器保守委託」及び「ネットワーク運用管理委託」は、庁内ネットワークとLGWANを含め、内訳をわかるような形で一括して契約を行っているため、該当部分で契約額が同額となっていることに注意。

- ④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等  
2023年度(令和5年度)OSのサポート終了に伴い機器更新予定。

#### (13) 情報共有基盤システム

##### ① システムの概要

2000年度(平成12年度)の全庁LAN整備完了にあわせ、パソコンをネットワーク接続して、文書事務の電子化、各種資料の電子データ化、情報の共有化等により、事務処理の効率化や迅速化をとおして市民サービスの向上を図るため導入したものである。現行システムは2019年(平成31年)3月から稼働している。

##### ② 当初導入費用の状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

##### ③ 当初導入から改修までの状況

以下のとおりである。なお、以下は近時の改修状況に過ぎないことに留意することである。

2020年(令和2年)7月にバックアップサーバ増設(保守範囲内のため無償)、同年12月UPS増設(保守範囲内のため無償)、及び2021年(令和3年)10月バックアップサーバ増設(保守範囲内のため無償)を行った。

④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

項目	契約形態 (注)	相手先	契約額(円)	契約期間
情報共有基盤 システム運用・ 保守業務委託	1者随意契 約	株式会社内田洋 行	8,553,600	令和4年4月1日から 令和5年3月31日
情報共有基盤 システム機器 賃貸借	WTO	三菱 HC キャピタ ル株式会社	75,492,000	平成30年10月1日 から令和5年9月30 日
情報共有基盤 システム検証 機器賃貸借	指名競争 入札	NEC キャピタルソ リューション株式会 社	2,579,040	平成31年3月1日か ら令和6年2月29日
情報共有基盤 システムソフト ウェアライセン ス使用権	WTO	株式会社大塚商 会	31,164,779	令和4年5月1日から 令和5年4月30日
情報共有基盤 システムメー ルサーバセキュ リティライセ ンス	指名競争 入札	株式会社文盛堂	1,100,880	令和5年1月1日から 令和5年12月31日

(出所)相模原市の資料による。

(注)契約形態で「WTO」とあるのは、「一般競争入札(WTO 案件)」を示す。

⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等  
共有フォルダ、メールボックスの容量不足

(14) 公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)

① システムの概要と導入の経緯

公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)とは事前に利用者登録をすることで、街頭端末機やパソコンからスポーツ施設や学習施設、公民館などの利用申込みなどの手続きができるシステムである。

公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)は、利用者登録を行わないと申し込むことができないシステムではあるが、利用者登録を行うと、施設使用料を口座振替で支払うことができる仕組みとなっている。

市民に対する情報提供や公共施設全般の利用予約ができる市民向けの総合情報システムの構築を目指した「さがみはらネットワークシステム基本計画」を1994年(平成6年)3月に策定した。その後、1995年(平成7年)10月1日に「相模原市総合情報システム(愛称:さがみはらネットワークシステム)」として稼動開始したものである。

② 当初導入費用の状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

③ 当初導入から改修までの状況

近時の改修については、2021年(令和3年)9月12日に、1つのアカウントに複数の予約明細がある場合において、明細毎に支払方法と納期日を設定するように変更した(1,068,280円(税込))。

④ 当該システムに係る監査対象年度の契約

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
公共施設予約システム開発・保守・運用業務委託	一般競争入札(総合評価方式)	富士通 Japan 株式会社	94,058,800	令和元年7月1日から令和7年2月28日
公共施設予約システム機器賃貸借	一般競争入札	富士通リース株式会社(現 FLCS 株式会社)	20,994,600	令和元年1月1日から令和6年12月31日
施設予約システムネットワーク用ルータ保守委託	1者随意契約	株式会社大塚商会	1,600,335	令和5年4月1日から令和6年3月31日

(出所)相模原市の資料による。契約額は税込である。

⑤ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

現時点で改修予定はない。軽微なものについては保守範囲内の工数で対応している。



## (15) 資産管理システム

## ① システムの概要及び導入までの経緯

本市のセキュリティ対策の強化を図るため、USB メモリ等のデバイスを制御し、データ持ち出しを防止できるシステム及びパソコンのウィンドウズアップデートを配信するシステムとして導入を決定し、情報系については2011年(平成23年)3月に、基幹系については2017年(平成29年)3月に稼働を開始した。

## ② 当初導入費用の状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

## ③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

項目	契約形態	相手先	契約額(円)	契約期間
ライセンス費	指名競争入札	NEC フィールディング株式会社相模原支社	3,444,892	令和4年5月1日から 令和5年4月30日
機器賃借料	1者随意契約	株式会社 JECC	@37,746× 11か月+@ 19,800×1か 月	平成30年3月1日から 令和5年2月28日 (再リース) 令和5年3月1日から 令和5年3月31日

(出所)相模原市の資料による。契約額は税込である。

## ④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

2023年(令和5年)9月に資産管理ソフトの更新及びサーバ機器の更新。

## (16) ウィルス定義ファイル配信システム(EPO)

## ① システムの概要及び導入までの経緯

相模原市情報セキュリティポリシーにおいて、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならないこととしていることから、システムによる監視を行っているものである。

## ② 当初導入費用の状況及びその後の改修状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。直近の改修としては、2020 年度(令和 2 年度)にシステム更新及びサーバーの追加を行った(2,717,000 円)。

③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

「システム更新及び追加サーバー構築委託契約」として株式会社内田洋行との間で契約が存在(2,717,000 円)するが、運用保守関係は別の契約と一括して実施しているため、この部分だけの分離はできないとしている。

④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

2024 年度(令和 6 年度)に更新予定とのことである。

(17)ファイル暗号化システム

① システムの概要及び導入までの経緯

2016 年度(平成 28 年度)に相模原市のセキュリティ対策の向上を図るため、外部記憶媒体に格納した電子ファイルを持ち出す際、当該電子ファイルに自動的に暗号化がかかるものを入れることとなった。

② 当初導入費用の状況及びその後の改修状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。直近の改修としては、2020 年度(令和 2 年度)にシステム更新を行ったが、他のシステムとの一括契約のため、分離はできないとしている。

③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

「ライセンス」(利用権)を毎年購入(11,327,800 円)し、運用保守関係は別の契約と一括して実施しているため、この部分だけの分離はできないとしている。

④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

特にない。

(18)基幹系ネットワーク強靱化システム群(認証関連、資産管理関連、FW、ファイル転送)

① システムの概要及び導入までの経緯

総務省から提唱された自治体の情報セキュリティ対策において、三層分離を実施することになったことから、マイナンバー利用事務系と LGWAN 接続系の環境を分けるにあたり、システムを導入したものの。

2016 年度(平成 28 年度)にマイナンバー系の IC カード認証システム、ネットワーク認証システム、ファイル転送システムを導入した。

② 当初導入費用の状況及びその後の改修状況

システム台帳が不十分なため、当初の契約は不明である。

③ 当該システムに係る監査対象年度の契約

マイナンバー接続系から LGWAN 接続系でのファイル授受を行うためのシステム運用保守を毎年契約しているが、運用保守関係は別の契約と一括して実施しているため、この部分だけの分離はできないとしている。

④ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

IC カード認証システムについて、2023 年度(令和 5 年度)更新。

(19) 監査の結果及び意見

**【意見6】 重要なIT方針の変更に伴う外部専門家の意見書の不在について**

2022 年度(令和 4 年度)に、神奈川県セキュリティクラウドから離脱して、独自のセキュリティクラウドを構築しているが、この事例を含めた重要な IT 方針の変更に対しては、長期的なコスト分析(これに伴う、構築・契約費用の新規発生及び増加額、年度ごとのコスト節減額等)に加え、そのメリット・デメリット等を記載した文書を、外部の専門家から徴求して検討を行うことが必要とされる。しかし、このような文書は見られず、こういった行為を行った事象も発見されていない。

今後は、ベンダー等の提案等に依存せず、先に指摘した CIO 補佐官の任命等を含め、このような外部人材により計画の検討を期待したい。

**【意見7】 データ修正部署と利用部署の一元化について**

現行の住民記録システムの利用において、国からのデータ修正依頼を受けて修正入力を行う担当者は、住民基本台帳を実際に利用している課でもなければ、DX を担当する部署の担当者でもない別組織の職員となっている。この点管理が一元化されないために何らかの事故等が発生するリスクともなりうるものである。国からデータの修正を受け取る部署は、実際に本システムを利用している部署か、DX の担当者とするのが望ましい。

**【意見8】 機器更新等の計画的実施について**

これまで、相模原市全体の IT 化の進展により、情報機器の利用範囲が拡大し、更に方針や技術の進歩とともにそれに合わせて機器更新が実施されてきた経緯がうかがわれる。しかし、

標準化完成の 2025 年度(令和 7 年度)以降は、機器更新についても一定の標準化が可能となると考えられる。具体的には、職員向け PC においても全体のボリューム、過去の購入・リース時期の実態を踏まえて、一定のボリューム単位での順次の更新計画の立案が可能であろう。これに加えて、他のハードウェアも含めた全体の機器更新計画の立案と実行が可能となるであろう。そのためには、ハードウェア等の台帳の整備、それにかかる改修履歴、リスクを考慮した全体の改修計画等を踏まえた、長期的な年度間の必要予算の策定が必要となる。

今後、そのような整備を前提とした機器更新等の計画的実施が望まれる。

### 【意見9】 ネットワーク等による容量の設計等について

情報共有基盤システムにおいては、2019 年(平成 31 年)3 月稼働後 5 年以内で共有フォルダ、メールボックスの容量不足が問題となり、改修が必要となっている。ネットワーク等による容量の設計等については、現在の利用状況及び将来の拡張状況を想定して、少なくとも 10 年程度は容量の問題が生じないよう適切な設計が望まれる。

### 【結果4】 公共施設予約システム(さがみはらネットワークシステム)における契約違反条項について

さがみはらネットワークシステムの「公共施設予約システム開発・保守・運用業務委託」契約(以下、「本件契約」という。)において、第 3 条(権利義務の譲渡等)において「第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。

しかるに、2021 年(令和 3 年)4 月 1 日に富士通株式会社は富士通 JAPAN 株式会社に権利譲渡されており、それに先立ち 2021 年(令和 3 年)1 月 28 日に吸収分割契約書が富士通株式会社と富士通 JAPAN 株式会社との間でかわされている。

これに伴い、相模原市においては、従来からある当該契約が、あたかも社名変更のケースと同様に「自動的に」承継され、なんらの手続きも存在していない。

本件は、社名変更といった実態の変わらないものではなく、権利譲渡という本件契約における第 3 条に該当する行為であり、仮に当該事例は「第三者」に当たらないからという抗弁も成立しないと考えられる。このため、当該事例は本契約第 3 条に抵触する事例である。

このため、本件においては 1 月 28 日以降 4 月 1 日までの間で、本件契約第 3 条における事前承認の文書を相模原市が富士通株式会社に送付する必要があったということになるが、当該行為をなんらせず、漫然と契約の継続を見過ごした相模原市の不作為はコンプライアンス違反ということになる。

本件契約第 3 条は、一般に「エスクロウ条項」というもので、契約していた会社が倒産等により事業譲渡される場合に、発注者が望まない新たな契約者に業務が行われることを避けるためのもので、近時は、日本政府等が望ましいと思われぬ国の企業に契約先企業が買収され、住民の個人情報や地方公共団体の政策の詳細が他国に漏洩することを避ける場合にも使われるものである。本件においては、そのような事実は考えられないが、事業譲渡によりこれまでの業務内容や担当者の変更があるのか、契約の手続きや体制に変化はあるのかを把握し、相模原市内部で協議をし、その結果を文書化することが必要であったと考えられる。

### 【意見10】 スマートロック機能等を実装した施設予約システムの検討について

#### ① はじめに

新型コロナウイルス感染症の蔓延の時代を経て、世の中は非接触・非対面の仕組みが拡大されてきた。民間のスポーツ施設においても「チョコザップ」の事例もあるように大きく拡大をはじめている。このメリットは、非接触の安全面だけでなく、人的コスト削減に寄与している。地方自治体にもこの波は拡大し、「スマートロック方式」の施設利用が増加し始めている。

#### ② スマートロック方式とは

「スマートロック方式」とは、個別機能としては「スマートフォンや IC カード、生体認証を用いて開錠するスマートロック機能と連携し、施錠や鍵の受け渡しを行う受付スタッフが不要となり、組織の省人化につながるものである。これに、インターネットによる予約機能、クレジットカード等による事前予約金支払機能、入退室管理データ集計機能等を付加することで、非接触・非対面という安全性に、省力化というコスト削減という経済性、受付時間等の短縮化によるサービス向上というメリットを利用者及び運営主体が享受できることとなる。

#### ③ 他の公的事例

近隣の地方公共団体の事例においては、川崎市の特別活動教室や藤沢市のコミュニティ施設の事例があるが、体育施設では、秋田県の由利本荘市、鹿児島県屋久島町、兵庫県神戸市等多くの事例がある。

#### ④ 今後の提案

小さな地方公共団体を中心に進んでいる方式ではあるが、上記の機能を全て網羅した形で、公的施設に広く導入することで、事前の振込金の確認などの手間も解消されることが期待される。特に、24 時間対応や深夜対応の施設での活用も期待されよう。

**【意見11】 システム台帳の更なる改善について**

相模原市におけるシステム台帳は、システムの情報がまとめられたエクセルがシステム毎に1つ作成されていたが、当初の契約状況、その後の更新内容等の履歴等の記載が不十分であった。本来は、財産台帳と連携して、システムの評価額と連動すべきものであるが、そのためには、契約においてもソフトウェアとハードウェアをできる限り分離させている必要がある。また、過去の改修状況の内容や頻度を基に、今後の運用保守状況のレベルの評価の判断材料ともなるものである。今後は、一定のシステム管理台帳ソフトウェアを構築することが望まれる。

**【意見12】 契約における保守期間の算定について**

これまでの保守契約一般に存在するものであるが、対象システムの稼働時から保守契約を開始しているものが多く存在する。しかし、システム完成後の保守については、少なくとも1年の契約不適合責任(従来の瑕疵担保責任)が存在するため、特に特別な作業が存在しなければ、当該責任解除後からの期間から保守期間を開始すべきである。

**【意見13】 外部監査の導入について**

従来から内部監査として実施されているが、特に情報セキュリティ監査(ペネトレーションテストも含む)を中心にシステム監査についても外部監査を定期的(必ずしも毎年とは言わないが)に導入することが望ましい。特に近時、ホームページを中心としたDoS攻撃や、メール等を通じたマルウェア、スパム、フィッシング攻撃などの悪意のある脅威が地方公共団体には増加している。その対策としても有効であるだけでなく、外部監査担当者の業務に内部の担当職員も参加することで、職員のスキルの向上にもつながると考える。

## 2. 市公式ホームページ及び市民の声システム(市長公室広聴広報課)

(1) 監査対象部署(市長公室広聴広報課)の概要

## ① 事務内容

広聴広報課は、市長公室の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-2-1 広聴広報課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市政の普及及び啓発に関すること。</li> <li>・広報の企画及び調整に関すること。</li> <li>・広報刊行物の編集発行に関すること。</li> <li>・視聴覚広報に関すること。</li> <li>・報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・広聴の企画及び調整に関すること。</li> <li>・わたしの提案、要望等に関すること。</li> <li>・市政モニターに関すること。</li> <li>・市民の意識調査に関すること。</li> <li>・コールセンターに関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

## ② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	主幹	総括 副主幹	主査	主任	主事	派遣職員	合計
課長等	1	1						2
広聴班			1		3			4
市民の声 システム					3			3
コールセ ンター					2			2
調査業務					3			3
広報班			1	2	3	1	3	10
広報紙				1	2	1	2	6
ホームペ ージ				1	1		1	3
報道班			1		1	1		3

(出所)相模原市の資料による。

- ③ 予算及び決算の概況(補正予算も含む)
- ④ 予算・決算額(補正予算も含む)

【歳出】

款 10 総務費 項 05 総務管理費 目 30 広報費

(単位:千円)

節名称	予算現額	決算額	不用額
07 報償費	294	150	144
08 旅費	206	10	196
10 需用費	35,112	32,862	2,250
11 役務費	3,385	3,009	376
12 委託料	142,152	136,223	5,929
13 使用料及び賃借料	9,778	9,583	195
17 備品購入費	190	82	108
18 負担金、補助及び交付金	3,420	3420	0

款 10 総務費 項 13 市民生活費 目 15 広聴費

(単位:千円)

節名称	予算現額	決算額	不用額
07 報償費	387	84	303
08 旅費	155	1	154
10 需用費	393	339	54
11 役務費	50	47	3
12 委託料	120,863	120,695	168
13 使用料及び賃借料	667	587	80

(出所)相模原市の資料より作成。金額は千円未満切捨。



第4 監査対象とした個別システム(各論)

【参考】令和4年度当初予算額と決算額の比較

(単位:千円)

細々目	当初予算額 a	補正予算額 b	決算額 c	不用額 a+b-c	備考
広報さがみはら	144,096	▲ 17,470	119,224	7,402	発行部数減、 委託入札差額
声の広報さがみ はら	2,540		2,469	71	
点字版広報さが みはら	1,871		1,842	29	
ラジオ・テレビ広 報	12,747		12,746	1	
インターネット広 報	33,189		32,738	451	人材派遣の 入札差額
新聞等広告費	3,214		2,844	370	
広報事務運営費	14,350		13,475	875	コロナの影響により 撮影委託未執行
2020 東京五輪・ さがみはらプロジ ェクト推進事業	165,000		0	165,000	
市政世論調査	1,410		1,242	168	
市政モニター	224		99	125	
市民の声等経費	1,895		1,615	280	
コールセンター運 営経費	118,834		118,785	49	
一般事務費	152		11	141	

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満切り捨て。

## (2)システム(市公式ホームページ)の概要

## ① システム名、処理業務の概要

	所管課からの回答
システム名	TsuNaGo5 (CMS)
処理業務の概要	市公式ホームページの公開、更新

## ② システムのオーナー部署、システムを利用する部署

	所管課からの回答
システムのオーナー部署	広聴広報課
システムを利用する部署	広聴広報課(ホームページ担当)

## ③ システム構成の概要

	所管課からの回答
システムの形態	Web システム
電子商取引の利用	なし
外部接続状況	庁内ネットワークへの接続なし
個人情報の取扱い	あり(公開データのため、各課で承認済み)
年間の処理件数等	約 1 万件程度

## ④ システム導入までの経緯

2017 年度(平成 29 年度)に、前システム(DBPS)のサービス終了に伴い現システム(TsuNaGo)を導入した。その後 2022 年度(令和 4 年度)のリニューアル(デザイン、サイト構造等)時に TsuNaGo5 にバージョンアップして現在に至る。

## ⑤ 当初導入費用からの改修状況

- ・2020 年度(令和 2 年度) 相模原市公式ホームページ解析業務 4,984 千円
- ・2021 年度(令和 3 年度) 相模原市公式ホームページ情報分類・サイト構造再設計  
7,230 千円
- ・2022 年度(令和 4 年度) 相模原市公式ホームページリニューアル 21,456 千円
- ・2022 年度(令和 4 年度)(2023 年(令和 5 年)2 月 20 日) リニューアルオープンした。

## ⑥ 当該システムに係る監査対象年度の契約

「相模原市公式ホームページリニューアル等業務委託契約書」

## ⑦ 当該システムに関する維持管理に係る監査対象年度の契約

「CMS 管理運用保守委託契約書」

⑧ 当該システムに関するネットワーク構成図

「HP ネットワーク構成図」:非公開

⑨ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

今後も、継続的にホームページのリニューアルを実施していく予定である。

⑩ その他の確認手続

(ア)AWS Japanのクラウドの利用

相模原市では、市公式ホームページについて、2023年(令和5年)2月のリニューアル時に、従来の物理サーバから、インターネット上のクラウド環境にある仮想サーバを構築(アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社(以下、「AWS Japan」という。)のシステムを利用)し、株式会社フューチャーインがその保守を行っている。

2021年(令和3年)10月26日デジタル庁が「ガバメントクラウド」の先行事業にあたり利用する対象クラウドサービスを行う事業者としてAmazon Web Services(AWS)とGoogle Cloud Platform(GCP)を採択したことや、地方公共団体がクラウドを採用する場合、その多くがAWSを利用していることから、相模原市の選択もごく当然のことであったと考える。

(イ)AWSの位置の把握について

市公式ホームページの運営において、相模原市では、保守会社である株式会社フューチャーインの保守拠点については、数年おきに視察を行っているとのことである(なお、新型コロナウイルス感染症のため、一時視察を中止していたが、今後再開予定とのことである)。

一方、AWS Japanの管理するサーバの位置についての確認はなされていない。その理由として、AWSが先のデジタル庁の採択を受けていることに加え、AWS自体が複数のリージョン(データセンター)セキュリティ上の理由から物理サーバの設置場所を基本的に非公開にしている点や、冗長化等必要措置は取られていることから、相模原市の職員自らが、AWS Japanのサーバ拠点の視察をする必要ないと判断したとされている。

なお、伝聞証拠ではあるが、相模原市の契約では AWS アジアパシフィック(東京)リージョンを利用しており、物理サーバは日本国内に設置されている。AWS 東京リージョンのサーバは国内(都内)にあり、個人情報保護違反等の損害が生じた場合の法律関係は国内法の適用を受けるとのことである。

このような状況は、相模原市だけでなく多くの地方公共団体の現状も同様であろう。しかし、地方公共団体の業務に仮に支障が生じる事態が発生した場合、その復旧は速やかに行われるのか等の懸念も存在することは、クラウドを採用するどの地方公共団体も同様であることから、AWS Japan では以下のコメント集を公表している。

図表4-2-2 アマゾンサイトでの概要説明と参考事項

自治体のクラウド化を支える  
AWSのセキュリティ「3つのポイント」

AWS では、お客様のデータを保護するセキュリティを最優先事項に掲げています。今回の調査でも明らかになった自治体の担当者のセキュリティに対する漠然とした不安を解消していただくために、よく寄せられる AWS のセキュリティに関する疑問について解説します。

① クラウドの安全性	② データ経路 (接続パターン)	③ 特定個人情報の取り扱い
<p>国内データセンターであること</p> <p>東京リージョン (4 か所のデータセンター群) および大阪ローカルリージョンが利用できます。AWS はお客様のデータを指定されたリージョンから移動しません。</p> <p>国内法が適用されること</p> <p>AWS カスタマーアグリーメントの準拠法を日本法に、第一審裁判所を東京地方裁判所に変更することが可能です。</p> <p>データ所有権、統制権は利用者が持つ</p> <p>インフラの部分は AWS が運用し、データの所有権、統制権は利用者が持つ「責任共有モデル」を採用しています。認証設定等を利用者側で行うため、オンプレミスと同等のセキュリティコントロールが可能です。</p> <p>他テナントから隔離されること</p> <p>各テナントはデフォルトで隔離されており、他利用者のサーバー、ネットワーク、データにアクセスしません。また、必要に応じて (BYOL 時、VMware Cloud on AWS)、専用ホストにより物理サーバーの専有化が可能です。</p> <p>第三者認証による評価</p> <p>ISO/IEC27001、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 などの第三者認証を取得しています。また、SOC1、SOC2 の監査レポートを提供しています。詳細はこちらを参照ください。 <a href="https://aws.amazon.com/jp/compliance/programs/">https://aws.amazon.com/jp/compliance/programs/</a></p>	<p>専用線接続ができること (内部扱い)</p> <p>マルチキャリアの専用線をサポートしており、全サービスに専用線経由にて閉域接続が可能です。</p> <p>LGWAN 経路の接続ができること</p> <p>パートナーソリューションを利用すれば、統合行政ネットワーク (LGWAN) を経路として、AWS とデータ連携させることも可能です。</p> <p>インターネットに接続しない構成</p> <p>Amazon VPC (バーチャルプライベートクラウド) というお客様専用のプライベートネットワークを利用し、インターネットに接しない閉域ネットワークが構成できます。</p>	<p>クラウド事業者は、番号法上の委託に該当するか</p> <p>個人情報保護委員会が公開する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の Q&amp;A では、クラウド事業者が個人番号を含むデータを取り扱わない場合は、委託に該当しないと整理されています。AWS はお客様のデータへのアクセスは行いません。また個人番号を利用するシステムを構築する外部事業者に対しても、適切なアクセス制御を実現できる各種ツールを提供しています。</p> <p>立ち入り監査</p> <p>個人情報保護委員会のガイドラインに記載されている「実地の監査、調査等」は番号法上の委託先(上記 Q&amp;A の整理によれば、特定個人情報を取り扱うシステムの委託事業者)に対して行うものです。他方、委託事業者が利用するクラウド事業者(AWS など)では、ISO/IEC27001等の安全性評価に関わる認証を取得し、第三者による監査を受けています。</p> <p>データ消去証明</p> <p>AWS では ISO/IEC27001 に準拠して、データを復元できないよう電子的に完全に消去または廃棄します。データ消去、廃棄が適切に実施されていることを証明するために、第三者の監査機関による監査を受けた内容を提供することが可能です。利用者はデータ暗号化した暗号鍵の消去、ワイプ処理など追加対策も取れます。AWS における安全なデータの廃棄の仕組みについて下記 Blog で解説しています。 <a href="https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/">https://aws.amazon.com/jp/blogs/news/data_disposal/</a></p>

(出所)アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社\_パブリックセクター営業本部「自治体におけるクラウド活用の現状[調査レポート]～セキュリティに対する自治体の懸念とAWSの安全性～」(2020年3月)

(ウ) 今後に向けて

相模原市の市公式ホームページのクラウド利用として AWS を利用することが取り立てて問題となるものではないが、当該運営の拠点の確認を行うことはより望ましいことと考える。さらに、現在では海外クラウドサーバ以外に国内事業者として「さくらインターネット」も公的クラウドの利用先として推奨されることとなっている。

今後は、選択肢の拡大も考慮しつつ以下の点への配慮が望ましい。(なお、これは「意見」や「結果」に含まれるものではないことに留意されたい)

#### 【参考】クラウドサービスの採用における検討事項

政府 CIO 補佐官等ディスカッションペーパー「政府情報システムにおけるクラウド設置場所等に関する考え方」(2020年6月)によれば、政府情報システムは、クラウドサービスに保存される利用者データ(利用者が作成・管理するデータ)の可用性の観点から、我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと我が国に裁判管轄権があるクラウドサ

ービスを採用候補とすることを原則としながら、国内データセンターであることを必要とするかしないかを、以下の観点から検討することが求められるとしている。

㉞ 利用者データの可用性の観点

クラウドサービスに保存される利用者データの可用性が必要とされない場合、もしくは利用者データのバックアップが取得されている等の可用性が保証される場合。

㉟ 業務サービスの継続性の観点

大規模災害時等に数日程度の一定期間の業務サービスの停止が許容されるなどの業務サービスの継続性が必要とされない場合、もしくは継続性が保証される場合。

㊱ データ保護の観点

クラウドサービスに保存される利用者データが公開可能情報である等の利用者データの保護が必要とされない場合、もしくは利用者データが暗号化する等の利用者データの保護が保証される場合。

㊲ 争訟リスクの観点

日本国内法への準拠要否、裁判管轄等、具体的な争訟リスクが予見されない場合。

(3)システム(市民の声システム)の概要

① システム名、処理業務の概要、仕様、操作マニュアル等

	所管課からの回答
システム名	市民の声システム
処理業務の概要	市民からのメール、手紙等で受け付けた意見や要望を一元管理
操作マニュアル等	市民の声システム操作マニュアル 市民の声システム運用マニュアル(第9版)

② システムのオーナー部署、システムを利用する部署

	所管課からの回答
システムのオーナー部署	広聴広報課
システムを利用する部署	全部署

③ システム構成の概要

	所管課からの回答
システムの形態	パッケージ名:市民の声システム 提供元:株式会社ワイイーシーソリューションズ

ハードウェア、OS、データベース	非公開
設置場所	非公開
ネットワーク構成図	非公開
電子商取引の利用	なし
外部接続状況	外部接続なし
個人情報の取扱い	あり
年間の処理件数等	令和4年度処理件数 11,586件

## ④ システム導入までの経緯

「わたしの提案(手紙)」や「各課への問い合わせメール」で寄せられる市民の声について、データベースが構築されておらず、全体の傾向や回答の進捗状況の把握ができない状態にあった。

この課題を解決するため、市民から寄せられる「わたしの提案」「陳情・要望」「各課への問い合わせメール」等の情報を一元管理し、全庁的に「見える化」を図るとともに、全庁的横断的な広聴体制を構築し、受付から回答に至るまでのスピードアップ、責任の明確化、市民サービスの向上と広聴事業の効率化を目的として2014年度(平成26年度)から導入された。

## ⑤ 当初導入費用からの改修状況

2019年度(令和元年度) 機器更新 6,826千円

## ⑥ 当該システムに係る監査対象年度の契約

該当なし

## ⑦ 当該システムに関する維持管理に係る監査対象年度の契約

市民の声システム保守業務委託が存在し、当該契約は「請書(市民の声システム保守業務委託)」により行われ、成果物として「2022年度保守・作業点検報告書」及び「2022年度保守台帳」が納品されていることを確認した。

また、オラクルサポートライセンス使用权購入として、別途「請書(オラクルサポートライセンス使用权)」が存在する。

## ⑧ 当該システムに関するネットワーク構成図

非開示

## ⑨ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

2025年度(令和7年度)にシステム及び機器更新予定

## ⑩ 個人情報ファイル簿の個人情報について、保管期間、廃棄方法等

市民の声システムでは、受付した案件をデータベース化して一元管理しており、回答作成や同一人物からの問合せへの対応において、過去の案件を検索し参考とすることで、事務効率の向上を図っているため、現在のところ、登録されている案件(個人情報)の削除(廃棄)は想定していない。

## (4) 監査の結果及び意見

## 【意見14】Webサイトの問い合わせフォームへのDos攻撃

市民の声システムに関する㈱ワイイーシーソリューションズ作成の 2022 年度保守台帳(抜粋)を閲覧したところ、下記の記載が見られた。

図表4-2-3 DoS攻撃の状況

No.	日付	区分	件名/内容概要	対応日	対応	回答/対応概要
3	2022/6/6	問い合わせ	DoS 攻撃で被害を受けた担当課から早く不要データを削除してくれないかと度々要望が寄せられておりますので、早めにご対応いただきますようお願いいたします。	2022/6/6	回答	6/6 にデータ削除済み。
4	2022/7/13	問い合わせ	DoS 攻撃で被害を受けた担当課から早く不要データを削除してくれないかと度々要望が寄せられておりますので、早めにご対応いただきますようお願いいたします。	2022/7/13	回答	7/13 にデータ削除済み。

(出所)2022 年度保守台帳より作成。

## ① 相模原市の対応

DoS 攻撃に対して、攻撃元 IP アドレスの特定や遮断は Web システム上で、TsuNaGo(CMS)システムの保守契約事業者である㈱フューチャーイン、㈱インターネットインシアティブ(IIJ)、DX 推進課主導で実施し、既に送付されて市民の声システムに登録してしまった不要データについては、㈱ワイイーシーソリューションズに対応を依頼し削除を行った。

さらに、この件に関しては、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)による補完調査を受けている。

なお、2023年(令和5年)2月のリニューアル時に、セキュリティ強化を図り、WAF(Web Application Firewall)、CDN(Content Delivery Network)を通してTsuNaGo5(CMS)システムのメールサーバーとNAS(Network-Attached Storage/CKAN)にデータが流れることになっている。

#### ② 背景と原因の分析

相模原市によれば、「攻撃を受けた当初、市内の問題で紛糾していた問題等はありませんでしたので、無作為であるものと詳しい調査は行っておりません。」とのことであるが、当時の状況には以下の背景にあると考えられる。

- バイデン米大統領は2021年12月7日の電話会談でロシアのプーチン大統領に対し、ウクライナ侵攻なら北大西洋条約機構(NATO)加盟国への増援を含む「深刻な結果」を招くことになると言明した(出所:Bloomberg ニュース)。
- 経済産業省は2022年2月23日付けで、昨今の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起を行った。また、金融庁も2022年2月23日付けで「昨今の情勢を踏まえた金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」を発出した。
- 当時、ロシア関係、ウクライナ関係のハッカー集団の活動が活発化していた。(参考:東洋経済オンライン「ウクライナ侵攻の裏で「サイバー攻撃」応酬の行方」「多国籍ハッカー集団」が続々参戦している\_ウクライナ侵攻、危機の本質」(2022年3月2日)、東洋経済オンライン「ウクライナは実験場」露サイバー攻撃の真の怖さ\_過去には電力会社への攻撃で大規模停電も\_ウクライナ侵攻、危機の本質」(2022年3月6日))。
- このような情勢下において、相模原市議会は2022年3月18日の3月定例会議で、国会、内閣、関係機関宛ての「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案」を全会一致で可決した。
- 2022年3月24日、米国バイデン大統領によるロシアによるサイバー攻撃への警戒を呼びかける声明があったこと等を踏まえ、経済産業省、総務省、警察庁及びNISCが連名で注意喚起を発出し、政府機関や重要インフラ事業者を始めとする各企業・団体等に対策の強化を要請している。NISC「現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について(注意喚起)(2022年3月24日)」参照。



以上の状況を考慮すると、2022年4月12日、6月16日の2度に渡るロシアから相模原市役所へのDoS攻撃と、2022年3月18日の相模原市議会の3月定例会議での決議との因果関係は明らかになっていないが、少なくともロシアからの単一のIPアドレスからの攻撃であることは確認できている。

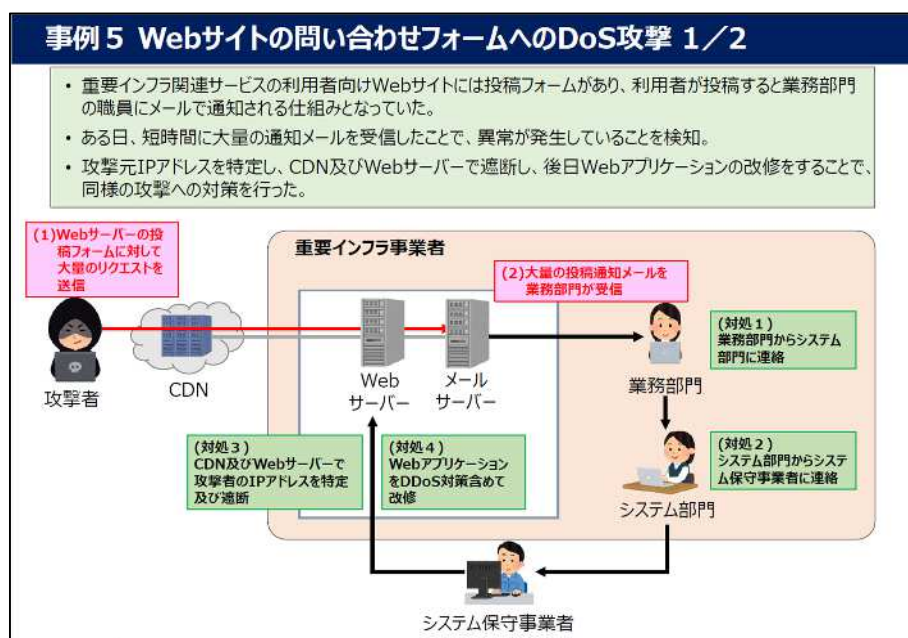
相模原市内には日米安全保障条約とそれに基づく日米地位協定により、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の3つの米軍基地が所在しており、ロシア側の関係者(ハッカー等)からすれば、攻撃対象の候補になり得る地域と考えられる。

例えば、キルネット(ロシア政府を支持するハッカー集団)の組織は、ウクライナ侵攻以前から存在していたが、活動が活発化したのは2022年の1月末か2月初め頃からと見られている。キルネットの動向に詳しいアメリカの情報セキュリティ会社「Treadstone 71」は「日本のロシアに対する制裁、国連のウクライナ侵攻への非難決議、北方領土をめぐる争いとビザ無し交流の停止、日本のロシアと中国の軍事行動に対する対抗姿勢、これらが『代理人』=キルネットに日本を攻撃させるというクレムリンの指示につながった可能性が高い」と分析している。(出所: NHKインターネットサービス 日本政府や日本企業に“サイバー攻撃”「キルネット」とは 2022年9月12日)

### ③ DoS 攻撃とそれへの対応方法【参考】

一般に、DoS 攻撃とそれへの対応は以下のように示されている。

図表 4-2-4 DoS 攻撃への対応事例



事例5 Webサイトの問い合わせフォームへのDoS攻撃 1/2	
<p><b>【1 背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要インフラ関連サービスの利用者向けWebサイトに投稿フォームがあり、利用者が投稿すると業務部門の職員にメールで通知される仕組みとなっていた。</li> </ul> <p><b>【2 検知】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要インフラ事業者の職員が、大量の投稿通知メールを受信していることに気づき、投稿内容も不審なものだったため、業務部門の情報セキュリティ管理者に報告。</li> </ul> <p><b>【3 対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務部門の情報セキュリティの管理者がシステム部門の責任者に連絡したが、業務時間外で不在だったため、システム部門の職員と連携し、システム保守事業者に連絡を実施。</li> <li>Webサーバーの状態を確認したところ、国外の単一IPアドレスから大量のアクセスを受信していることが判明。</li> <li>システム部門からシステム保守事業者に対して、CDN及びWebサーバーでの当該IPアドレスの遮断を依頼。</li> <li>検知から対処完了まで1時間程度で対応を完了しており、スロウダウンやサーバー停止は発生していない。</li> <li>対処後に、警察や所管省庁への連絡実施。</li> </ul> <p><b>【4 原因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通常、利用者はWebサイト上の投稿フォームに情報を入力して送信するが、投稿フォームのURLに直接アクセスすることで、Webサイト上の投稿フォームを介さずに投稿することが可能となっていた。そのため、投稿を連続で受け付けやすい状態となっていた。</li> </ul>	<p><b>【5 再発に備えた対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Webサーバーに対して直接リクエストを送信できないようにWebアプリケーションを改修。</li> <li>WAFを導入。(本事案以前より導入を計画していたもの)</li> </ul> <p><b>【6 得られた気付き・教訓】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>緊急連絡体制の確認の重要性</b> システム保守事業者でしか対応出来ない作業があるため、有事の際の緊急連絡体制の確認が重要。今回は業務時間外に発生したため、責任者が不在だったが、連絡先を事前に整理していたために電話でやりとりして対処することができた。想定される事案毎に連絡先を整理することで、即座に対応できた。</li> <li><b>システム構成の理解の重要性</b> 職員がシステム構成を把握していたため、攻撃を検知後にどのように対処すべきが迅速に判断することができた。複数名で同じ業務を行ったり、ドキュメントを作成して引き継ぎすることで、属人化を防いでいる。</li> <li><b>DDoSに特化した対策の重要性</b> 本事案では攻撃者の接続元が単一のIPアドレスだったため、遮断することができたが、多数のIPアドレスから同時に攻撃が来た場合に防げたかどうかは不明であった。そのため、後日WAFを導入することで、DDoS対策を強化している。</li> <li><b>サイバーセキュリティ関連業務の人材育成</b> 現在はWAF等の機器について、システム保守事業者に依頼して設定変更等を行っているが、システム保守事業者不在時に備えて職員でも操作できるようにするために人材育成が必要。</li> </ul>

(出所) 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) 「2022 年度重要インフラにおける補完調査について」(2023 年 6 月 2 日)

④ 今後の対応

DoS 攻撃 (Denial of Services attack: 対象のサイトやサーバーへ大量のデータや不正なデータを送り、システムが正常に作動しない状態にする攻撃) に関しては、再発防止策を含め処置済みであるとともに、相模原市の事後対応については妥当であると考えられる。

しかし、相模原市における現状を考慮すると今後さらに以下の対応が望まれる。

◎ インターネット環境に開かれているシステム部分 (ホームページも含む) については、外部の専門家による定期的な情報セキュリティ監査 (ペネトレーション・テストという実際のハッキングによる診断も含む) の実施。

◎ 特にホームページを中心としたセキュリティ水準のより一層の強靱化。

(なお、今回の包括外部監査においてもチェックリストに基づくホームページの安全性についての診断を行っているが、その中では脆弱性は発見されていないが、必須事項以上の推奨事項と呼ばれる対応まで行うことが望ましい)

## 【結果5】LG.JPへの移行について

## ① 問題の所在

相模原市は日本の地方公共団体が使用しているドメイン(lg.jp)を使用せず、独自ドメインを取得し使用している。神奈川県ドメインに似ているが神奈川県のサブドメインではない。所管課に確認したところ、政令市へ移行する際にドメインの変更を検討したが、現在のドメインが既に広く浸透しており、変更するにあたっては市民の混乱を招くとの判断により、現在のドメインを使用しているという回答があった。

## ② LG.JPとは何か

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)によれば以下の通りである(監査人が一部修正)。

LG.JPドメイン名とは、(株)日本レジストリサービス(JPRS)が登録・管理する属性型JPドメイン名のひとつである。ここで、属性型JPドメイン名とは、CO.JP(企業)、GO.JP(政府組織)など、組織の種別ごとに区別されたJPドメイン名をいう。その中で、LG.JPドメイン名は、インターネット空間において地方公共団体を表す属性型JPドメイン名として、2002年(平成14年)に創設された。

地方公共団体では、政府がe-Japan戦略に掲げる電子政府・電子自治体の実現に向け、住民・企業がインターネットを利用していつでもどこでも申請・届出等の手続きが行える仕組みづくりを進めている。特に匿名性が高いインターネット上で、住民・企業の皆様が安心して行政サービスを利用できるようにするためには、まずは行政サービスの提供者が地方公共団体であることを、住民・企業の皆様に分かりやすく示す必要があるとされる。このため、政府機関等を収容するドメイン空間「GO.JP」に対応する、厳密に地方公共団体及び地方公務員を収容した住民・企業の皆様に分かりやすい地方公共団体行政専用のドメイン空間が必要とされていた。LG.JPドメイン名の創設は、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の整備などと合わせて、地方公共団体が提供する電子行政サービスの信頼性を確保し、住民・企業の皆様が安心してサービスを受けられるようにすることを目的としている。

そして、LG.JPドメイン名のメリットとしては、その登録者が地方公共団体であることがドメイン名取得の制度上で保証されている。このため、匿名性の高いインターネット上でも、行政サービスの提供にあたってLG.JPドメイン名を名乗ることで、地方公共団体(地方公務員)であることを、住民・企業に保証することができるというメリットがある。なお、LG.JPドメイン名を名乗っていても、ドメイン名の詐称や盗聴・改ざん等がないという保証はないが、それらの脅威はLGPKIによって防止することができるかとされている。

その一方で、問題点はある。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)等の審査により、LG.JPドメインでは自由な名称が使用できないという制約がある。このため、いまだ多くの地方公共団体ではLG.JPドメインを使用せずに独自のものを採用している。なお、東京都においても2022年にLG.JPドメインに正式に移行している。

③ 対応策

現在の状況では、相模原市を名乗る偽の Web サイトを第三者により作られてしまったときに、どの手段で自身のサイトが本物であることを証明するのであろうか。実際、新型コロナウイルス対策のために各地方公共団体はワクチンの予約サイトを大量に立ち上げたが、その多くは LG.JP が使われずに、第三者が成りすまして作ったものと区別が付かないものも多く発生したと言われている。それによる被害は大きくは報道されてはいないため、個人情報の窃取等の犯罪情報は聞いていないが、今後外国の第三者による妨害行為が発生しないとは限らない。

このため、相模原市においては、可能な部分は早急に LG.JP ドメインへの移行を行うべきであると考えます。

ただ、当該移行に伴う副作用は発生するが、長期的な視点からは、短期的な混乱は甘受せざるを得ないと考えます。具体的に問題となった事例としては、千葉県長南町の事例がある。千葉県長南町は旧ドメインを 2015 年まで使用して、その後 LG.JP ドメインに移行した。しかし、旧ドメインはその後一般に売り出され、2020 年頃にはアダルトサイトに乗っ取られたような状況になったとされる。そのために、旧ドメインの一定期間の管理は必要になる。例えば、相模原市の外郭団体等であまり影響のないところで使い続ける等の対応が考えられる。

また、逆の事例として、使い勝手の悪さ等の理由で、徳島県は、LG.JP ドメインから地域型の JP に切り替えた事例もある。

しかし、少なくとも東京都においては、2020 年にあえて公式ホームページのアドレスを、情報セキュリティ上の理由から変更を行っている。この際、一時的な混乱を避けるために、経過措置として、旧ドメインを自動的に新ドメインに変換してリダイレクトできるようにするとともに、広く周知活動を行った。

一時的には何らかの混乱はあるにしても、長期的な視点で、LG.JP ドメインへの移行を行うべきである。

### 3. 財務会計システム(財政局財政課)

(1) 監査対象部署(財政局財政課)の概要

① 事務内容

財政課は、財政局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-3-1 財政課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算の編成、配当及び執行管理に関すること。</li> <li>・決算に係る附属書類の調製に関すること。</li> <li>・長期財政収支に関すること。</li> <li>・財政状況の公表に関すること。</li> <li>・財政制度の調査研究に関すること。</li> <li>・債務負担行為の管理に関すること。</li> <li>・地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金に関すること。</li> <li>・地方交付税に関すること。</li> <li>・宝くじに関すること。</li> <li>・市債に関すること。</li> <li>・市町村振興資金貸付金及び自治基盤強化総合補助金に関すること。</li> <li>・財政調整基金、土地取得基金、減債基金、寄附金積立基金及び相模川ダム周辺地域振興基金の運用管理に関すること。</li> <li>・資金運用及び一時借入金に関すること。</li> <li>・基金の取りまとめに関すること。</li> <li>・税外諸収入金の返還及び還付に関すること。</li> <li>・寄附の受納の総合調整に関すること。</li> <li>・局の重要事務事業の進行管理に関すること。</li> <li>・局の組織及び職員定数の調整に関すること。</li> <li>・局の行政評価の総括に関すること。</li> <li>・局の事務改善及び提案制度に関すること。</li> <li>・局の予算及び決算に関すること。</li> <li>・局職員の人事に関すること。</li> <li>・局の内部統制に関すること。</li> <li>・局の主管に属する処分等に係る審査請求に関すること。</li> <li>・局内の総合調整に関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

第4 監査対象とした個別システム(各論)

② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	担当課長	総括副主幹	主査	主任	主事	合計
課長等	1						1
財政企画班		1		1	2		4
財源対策班			1	1	1		3
予算第1班			1	1	2	1	5
予算第2班			1	1	2	1	5

(出所)相模原市の資料より作成

③ 予算及び決算の概況

〈歳出〉

(単位:千円)

細 節	当初予算額	流用	決算額	不用額	備 考
普通旅費	180	-	30	149	
消耗品費	2,994	-	937	2,056	
印刷製本費	10,046	-1,683	6,184	2,178	
電話料	40	-	33	6	
郵便料	840	-	1	838	
手数料	3,000	-	550	2,450	
委託作業等委託料	11,627	-	9,124	2,503	システム改修
公共施設使用料	60	-	-	60	
その他使用料及び賃借料	35	-	14	20	
その他備品購入費	400	-	-	400	
年会費等負担金	1,950	-	1,950	7	
その他負担金	17	-	10	7	
事務作業等委託料	43,780	-	43,780	-	維持管理経費
その他使用料及び賃借料	15,391	-	15,390	0	

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満切り捨て。

(2)システムの概要

① システム名、処理業務の概要

	所管課からの回答
システム名	GPRIME 内部情報ソリューション財務会計システム
処理業務の概要	仕様書、委託契約書
操作マニュアル等	操作マニュアル

## ② システムのオーナー部署、システムを利用する部署

	所管課からの回答
システムのオーナー部署	財政課、情報公開・文書管理課
システムを利用する部署	全庁

## ③ システム構成の概要

非公開

## ④ システム導入までの経緯

システム台帳等が不十分なため、過去の経緯については明確な記載はないが、「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託に係る要求仕様書」(2019年(令和元年)9月)によれば、統合文書管理・財務会計オンラインシステムは2004年(平成16年)に稼働し、2019年度(平成31年度)で約15年を経過していた。

このため、刷新することとなり、2019年度(平成31年度)に一般競争入札(地方自治法第234条第1項)を実施した。入札経過表によれば、日本電気株式会社相模原支店の1社入札であった。

契約内容は、「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託」に関する「委託契約書」(契約締結日:2019年(令和元年)12月18日)によれば、契約金額は437,800,000円(内、消費税等39,800,000円)、支払期間は2021年度(令和3年度)から2025年(令和7年度)まで(5年間で均等分割し、3か月毎の支払い)とされていた。

なお、新システムの運用開始は2021年(令和3年)4月であり、契約期間は、2019年(令和元年)12月18日から2026年(令和8年)3月31日までとなっている。

なお、過年度の「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託」の契約先について、所管課から下記の回答があった。

2004年度(平成16年度)から2011年度(平成23年度)については、文書保存期間が終了しているため確認不可。

2012年度(平成24年度)から2018年度(平成30年度)(年度毎契約)日本電気株式会社相模原支店

2019年(平成31年)4月1日から2020年(令和2年)2月29日日本電気株式会社相模原支店

## ⑤ 当初導入費用からの改修状況

2023年(令和5年)1月「財務会計システム地方単独事業見える化」への対応 4,724,500円が行われた。

⑥ 当該システムに係る監査対象年度の契約

監査対象年度 2022 年度(令和 4 年度)の契約なし。2019 年度(令和元年度)に長期継続契約を締結済みのためである。

⑦ 当該システムに関する維持管理に係る監査対象年度の契約

監査対象年度 2022 年度(令和 4 年度)の契約なし。2019 年度(令和元年度)に長期継続契約を締結済みのためである。

⑧ 当該システムに関するネットワーク構成図

非公開

⑨ 当該システムに関する監査対象年度の重要な変更、問題点、今後の改修予定等

Windows11 端末の導入に伴い、統合文書管理システム及び財務会計システムの Windows11 端末への対応を 2023 年度(令和 5 年度)に実施する予定である。

⑩ 当該システムに関連する規程等

「財務会計オンラインシステム実施手順書」、「情報システム危機管理手順書」及び「新財務会計システム 職員研修マニュアル(執行処理・予算編成)」があることが確認された。

(3) 監査の結果及び意見

**【意見15】再委託の確認及び監督の強化について**

所管課に契約における再委託先を確認したところ、そのひとつの契約において、委託先である日本電気株式会社から A 社、B 社、C 社、D 社の4社に再委託され、書面承諾の手続きを経ているとのことであったが、調査を進めると、日本電気株式会社から再委託されているのは A 社のみであり、B 社、C 社、D 社は A 社から委託を受けているのが実態であった。

再委託の状況が、市が把握している事実と異なっていた点については、日本電気株式会社からの報告が不適切だったものであり市に落ち度はないというものの、本来再委託の承認は、再委託先の把握だけでなく、再委託業務の内容の把握も行うものである。個人情報漏洩等の事故の多くの事例が、再委託会社の従業員が行うケースが多いことを考えると、今後再委託先については、その会社と再委託の業務内容を確認しつつ、実際の業務が契約に従った従業員が与えられた範囲の仕事を行っていることまで監督を強化することが望まれる。



## 【意見16】企画提案時の再委託を含めた実施体制の把握について

## ① 問題の所在

「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託」契約(以下、「本契約」という。)において、当該委託先である日本電気株式会社から提出された「業務従事者名簿」において業務担当者の内訳を示すと以下のとおりであった。

図表4-3-2 本契約の業務分担

チーム名	役割	会社名	人数:人	契約関係
プロジェクト統括	プロジェクト管理責任者等	日本電気(株)	2	元請業者
業務統括	プロジェクト開発リーダー等	NEC ソリューションイノベータ(株)	2	再委託先
統合文書管理	開発リーダー、業務担当	NEC ソリューションイノベータ(株)	3	再委託先
統合文書管理	業務担当	コンピュータサイエンス(株)	3	再々委託先
財務会計 (財務部門)	開発リーダー、業務担当	NEC ソリューションイノベータ(株)	4	再委託先
財務会計 (会計部門)	開発リーダー、業務担当	NEC ソリューションイノベータ(株)	4	再委託先
財務会計 (会計部門)	業務担当	(株)オスポック	2	再々委託先
財務会計 (契約部門)	開発リーダー、業務担当	(株)アイネット	6	再々委託先
共通基盤	開発リーダー、業務担当	NEC ソリューションイノベータ(株)	2	再委託先
共通基盤	業務担当	(株)オスポック	1	再々委託先
インフラ	開発リーダー、業務担当	(株)アイネット	4	再々委託先
合計		5 社	33	

(出所)相模原市役所の財政課提供資料

上記資料を基に、これを会社別に整理しつつ、仮に各従事者の業務量が同一であると仮定して、業務の構成比を試算すると以下の様になる。

図表4-3-3 会社別従事者構成比率

会社名	契約関係	人数(人)	構成比(%)
日本電気(株)	元請業者	2	6.1
NEC ソリューションイノベータ(株)	再委託先	15	45.5
コンピュータサイエンス(株)	再々委託先	3	9.1
(株)オスポック	再々委託先	3	9.1
(株)アイネット	再々委託先	10	30.3
5社		33	100.0

(出所)相模原市役所の財政課提供資料

これによれば、契約先である元請負人の人員構成率はわずか 6.1%に過ぎず、再委託先が 45.5%、再々委託先 48.5%となり、当該業務は、元請業者のプロジェクト管理の下に、その業務のほとんどは再委託先、再々委託先の従業員により業務が遂行されている実態が認められる。

#### ② 発注者における企画提案時と業務時の認識の不一致

企画提案時の本契約の「プレゼンテーション・ご説明資料」(2019年(令和元年)12月4日)

によれば、出席者は、日本電気株式会社の社員 2 名と NEC ソリューションイノベータ株式会社の社員 4 名の計 6 名となっていた。さらに、当該「プレゼンテーション・ご説明資料」に掲載してある「実施体制図」では、下記のようになっており、当該業務に従事する担当者が所属する会社名を記載していなかった。

- |                            |
|----------------------------|
| A 氏 新システム・プロジェクト管理責任者      |
| B 氏 新システム・プロジェクト開発リーダー     |
| C 氏 新システム・プロジェクト開発サブリーダー   |
| D 氏 新システム・統合文書管理グループ開発リーダー |
| E 氏 新システム・財務会計グループ開発リーダー   |
| F 氏 相模原支店 支店長              |

この状況を見れば、当該業務のメインは元請業者が行う者の、その一部を再委託すると認識して契約先の能力を評価するであろう。しかし、業務の実態はそれとは異なり、本契約においては、日々の業務を行う企業ではなく、プロジェクト管理を専らとする企業と契約しているのに過ぎないのが実態であろう。

## ③ 対応策

このような認識の不一致を防ぐためには、契約の判断材料とする企画提案時に提出される実施体制図に、「具体的な会社名を記載し、これを基に体制を把握する必要」がある。

さらに、「計画段階の各職層での業務量(人日、人月)及び単価を把握するとともに、受注後の業務量についても職層別のデータを月次で把握すること」も必要である。これにより、過大な見積りにより業務が行われたか等の分析が可能となる。

なお、通常大規模なシステム開発等においては、⑦システム開発を行うベンダー、④プロジェクト管理を行う会社という2社に発注しつつ、プロジェクト管理においてもPMBOK(Project Management Body of Knowledge:プロジェクトマネジメント知識体系ガイド)<sup>7</sup>等を参考に業務が実施されることが多いことから、システム開発の安全で効率的な業務活動を行うためには、上記の対応を今後行うことが望まれる。

なお、本契約においては、本外部監査対象年度に契約されたものではないため詳細な検証は行わないが、再委託比率、再々委託比率が非常に高い状況になっており、本契約における「個人情報等の取扱いに関する特記事項」第7条第2項の「本業務の一部を止むを得ず再委託する必要がある場合」に違反している可能性があることに留意されたい。

## 【意見17】契約金額の内訳明細と統一的な基準による財務書類の開示

所管課から提出された「予算執行伺書」添付の「設計書」は、下記のようになっていた。

図表4-3-4 契約内容の内訳明細

大項目	内訳	単価(千円 ／人月)	人月	金額(単 位:千円)
統合文書管理・財務 会計オンラインシステ ム開発	調査分析・要件定義作業経費	1,300	15.0	19,500
	基本設計作業経費	1,300	30.0	39,000
	詳細設計作業経費	1,300	25.0	32,500
	プログラム設計作業経費	1,300	30.0	39,000
	製造作業経費	1,300	40.0	52,000
	テスト・検証作業経費	1,300	30.0	39,000
	小計			221,000
OS/ミドルウェア/パッ ッケージ導入	OS/ミドルウェア/パッケージ導入	70,000	1.0	70,000

7 PMBOKとは、Project Management Body of Knowledge の略で、プロジェクトマネジメントに関する知識やノウハウを体系的にまとめたものである。アメリカの非営利団体であるPMIが作成し、プロジェクト管理の世界標準となっている。PMBOKは「プロジェクト管理知識体系ガイド」という参考書の略語であり、プロジェクトを10の知識エリアと5のプロセスに分類しており、PMBOKの頭字語は「ピンボック」と読まれることがある。

第4 監査対象とした個別システム(各論)

大項目	内訳	単価(千円 /人月)	人月	金額(単 位:千円)
データ移行作業	調査分析・要件定義作業経費	1,300	2.0	2,600
	基本設計作業経費	1,300	6.0	7,800
	詳細設計作業経費	1,300	4.0	5,200
	プログラム設計作業経費	1,300	6.0	7,800
	テスト・検証作業経費	1,300	2.0	2,600
	小計			26,000
研修等作業	研修等作業経費	1,300	4.5	5,850
研修等作業	研修等作業経費	1,300	18.0	23,400
サービスレベル要求 対応	サービスレベル要求対応経費	1,300	3.0	3,900
運用保守	運用保守経費	1,200	60.0	72,000
設計金額(税抜)合計				422,150
消費税額(10%)				42,215
設計金額(税込)合計				464,365

(出所)相模原市役所の財政課提供資料

設計書の概要から、契約金額の内訳はシステム開発導入費用(準委任契約の部分)、パッケージソフトの購入費用、システム運用保守費用(請負契約の部分)などから構成されている。それぞれ検収方法等が異なるため、それぞれに支払い時期を設定することも考えられるところであるが、所管課からは、「プログラム構築に要する経費が高額となるため、開発業者と協議の上、支払額を平準化することとした。」という回答があった。

契約金額の年度毎の支払時期及び支払金額は、以下のようになっている。

図表4-3-5 契約金額の支払時期及び支払金額

契約期間	支払時期	支払金額(税込) 単位:千円
令和3年度 4月から3月	令和3年7月	21,890
	令和3年10月	21,890
	令和4年1月	21,890
	令和4年4月	21,890
令和4年度 4月から3月	令和4年7月	21,890
	令和4年10月	21,890
	令和5年1月	21,890

#### 第4 監査対象とした個別システム(各論)

契約期間	支払時期	支払金額(税込) 単位:千円
	令和5年4月	21,890
令和5年度 4月から3月	令和5年7月	21,890
	令和5年10月	21,890
	令和6年1月	21,890
	令和6年4月	21,890
令和6年度 4月から3月	令和6年7月	21,890
	令和6年10月	21,890
	令和7年1月	21,890
	令和7年4月	21,890
令和7年度 4月から3月	令和7年7月	21,890
	令和7年10月	21,890
	令和8年1月	21,890
	令和8年4月	21,890
5年総額		437,800

(出所)相模原市役所の所管課提供資料

設計内訳の項目に対応する、落札業者の積算内訳の提出を依頼したところ、「入札時、積算内訳までの詳細を求めているため、設計内訳の項目に対応する内訳はない。」という回答があった。

2021年度(令和3年度)の統一的な基準による財務書類上、一般会計等の貸借対照表に計上されているソフトウェアは69百万円、全体の貸借対照表に計上されているソフトウェアは74百万円、連結の貸借対照表に計上されているソフトウェアは102百万円になっていた。

統合文書管理・財務会計オンラインシステムの供用開始は2021年(令和3年)4月からであるため、ソフトウェアの貸借対照表への計上額及び償却計算について所管課に確認したところ、「令和3年度から供用開始した新会計システムのソフトウェアについては、固定資産台帳への計上が漏れていたため、現在作成中の令和4年度決算の固定資産台帳に追記対応中です。また、償却については、令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間としています。」という回答があった。

本来は、契約時にソフトウェアとして貸借対照表に計上する金額を把握するために、積算内訳を確認すべきであったと考えられる。また、他の調達したソフトウェアの契約金額、固定資産台帳への計上額などについても確認が必要と考えられる。

#### 【参考】地方公会計の意義

地方公共団体の厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予

算・決算制度を補完するものとして、財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等)の開示が推進されています。発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能になります。また、発生主義・複式簿記による財務書類を作成し、開示することにより、減価償却費等を含むコスト情報・ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメント等へ活用していくことが期待されます。統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用も期待されます。

(出所)総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(令和元年8月改訂)

なお、相模原市は、歳入・歳出決算のデータから複式仕訳を作成することにより、2021年度(令和3年度)の統一的な基準による財務書類を、2023年(令和5年)3月に市のホームページで公表している。「統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託に係る企画提案書」には、「日々仕訳方式への切り替えも可能」と記載しており、利用期間は2022年度(令和4年度)からとなっていたため、所管課に確認したところ、「日々仕訳方式への切り替えについては提案がありましたが、本市ではシステムを利用していません。」という回答があった。

#### 【意見18】設計書の積算単価と落札価格(1社入札)

予算執行伺書添付の設計書の単価(人月)ですが、SE、プログラマー、研修担当者など、全て1,300,000円/人月になっている理由を所管課に質問したところ、「情報システム評価結果等を反映したのになります。」という回答があった。

本来は業界水準等を加味した単価で積算すべきであると考えられる。特に、本契約事案は再委託先が担当している業務ウェイトが高いため、委託先による再委託先の管理コストなども単価に含めて請求されることが想定される事案である。

また、統合文書管理・財務会計オンラインシステム開発・保守・運用業務委託の入札予定価格算定の設計金額と契約金額との差異は、「情報システム評価は、DX推進課の担当者が実施している、システム導入・更新の可否や見積額の精査等」の「単価×時間」で一致する。

その結果、「入札結果報告書」(契約番号:4312000952)によれば、下記のようになっている。

設計金額(税込):464,365千円

予定価格(税抜):422,150千円

決定金額(税込):437,800千円

	設計・予定価格(千円) A	契約金額(千円) B	比率(%) B/A
税込金額	464,365	437,800	94.3
税抜金額	422,150	398,000	94.3

設計金額と契約金額の差額は下記のようにになっている。

設計金額(税抜) X	422,150 千円
契約金額(税抜) Y	398,000 千円
差額 X - Y	24,150 千円

差額についてシステム開発期間中の運用保守経費、研修等作業経費などを減額査定して分析したところ、下記のように「設計書の単価×工数」で差異は一致した。

単価	工数	金額(税抜)
1,300 千円／人月	7.5 人月	9,750 千円
1,200 千円／人月	12.0 人月	14,400 千円
合計		24,150 千円

所管課に入札業者と入札予定価格の算定で使用する単価を共有しているのか照会したところ、「単価の共有はしていません。」という回答があった。また、併せて企画財政局企画部情報政策課作成の「情報システム評価実施要領」(平成 30 年度版)の提出があった。

日本電気株式会社との契約が長期間継続していることなどからこのような状況が生じていると考えられる。SLA(Service Level Agreement)の達成状況、経済性、効率性等の観点などから一社入札を否定するものではないが、相模原市職員のシステム調達能力の、より一層の向上が望まれる。

#### 【意見19】相模原市職員のリスクリング

総務省「自治体 DX 推進のための職員育成の取組」(令和 4 年 6 月 3 日)などで、自治体 DX・情報化を推進するための職員育成の取組事例が紹介されているところである。

DX 人材育成のため、庁内職員のリスクリングが望まれる。定年退職者の再雇用に際しても、リスクリングにより DX・情報化に対応した職員は有用と考えられる。

**【意見20】クラウドサーバの導入**

クラウドサーバの導入について、所管課に今後の導入計画等について確認したところ、「契約満了後に DX システム評価等を実施し、財務会計システムの性質等を加味した上で、導入の可否等について検討を行う予定です。」という回答があった。

総務省の「自治体クラウドポータルサイト」でも紹介されているように、各自治体で様々な取り組みが行われているところであり、今後の検討課題と考えられる。



## 4. 家屋評価支援システム、家屋経年異動調査システム、税務地図情報

## システム(財政局資産税課)

(1) 監査対象部署(財政局資産税課)の概要

## ① 事務内容

資産税課は、財政局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-4-1 資産税課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税及び都市計画税に係る賦課、減免及び納期限の延長に関すること。</li> <li>・固定資産の評価及び価格の決定に関すること。</li> <li>・土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。</li> <li>・国有資産等所在市町村交付金に関すること。</li> <li>・特別土地保有税に関すること。</li> </ul>
---

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

## ② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	担当 課長	総括 副主幹	副主幹	主査	主任	主事	主任 (再任用)	主事 (臨時任用)	主事 (任期付)	合計
課長等	1										1
賦課班			1		3		4	1	1		10
土地評価班			1	1	6	8	9				25
家屋評価 第1班			1		4	2	1	1			9
家屋評価 第2班			1		2	4	15	2		20	44
償却資産班		1			2		3				6
派遣						1					1

(出所)相模原市の資料より作成。

(注)兼務職員等を含む

③ 予算及び決算の概況

≪歳出≫

(単位:千円)

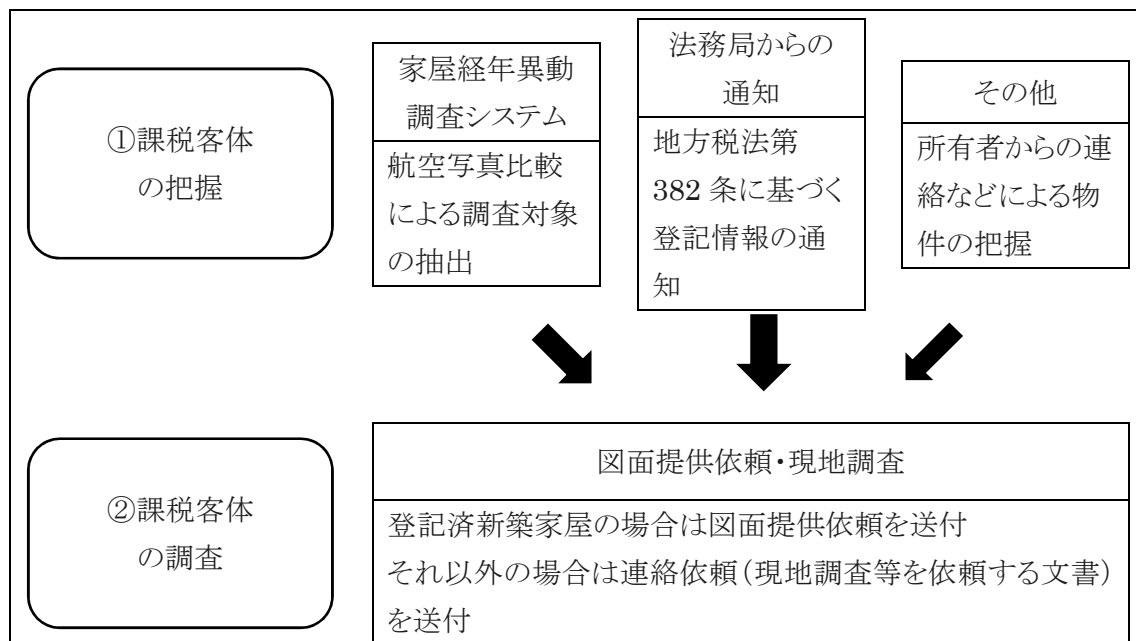
節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)総務費(項)徴税費				
税務総務費				
	旅費	179	33	146
	需用費	206	160	46
	負担金、補助及び交付金	432	268	164

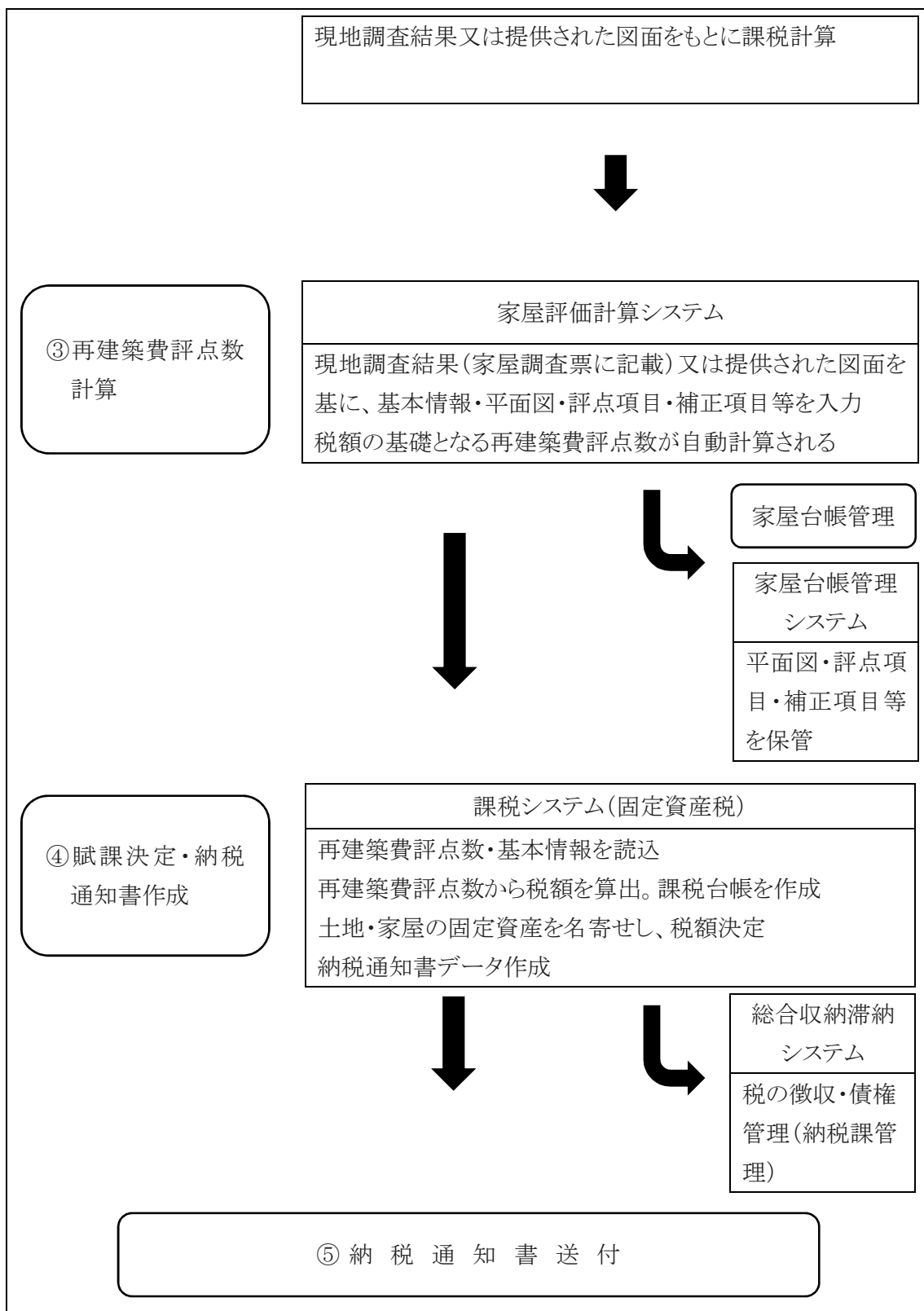
節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)総務費(項)徴税費				
賦課徴収費				
	需用費	4,436	3,595	841
	役務費	21,954	21,721	233
	委託料	170,723	167,529	3,194
	使用料及び賃借料	11,568	11,440	128
	備品購入費	107	52	55

(出所)相模原市の資料より作成。

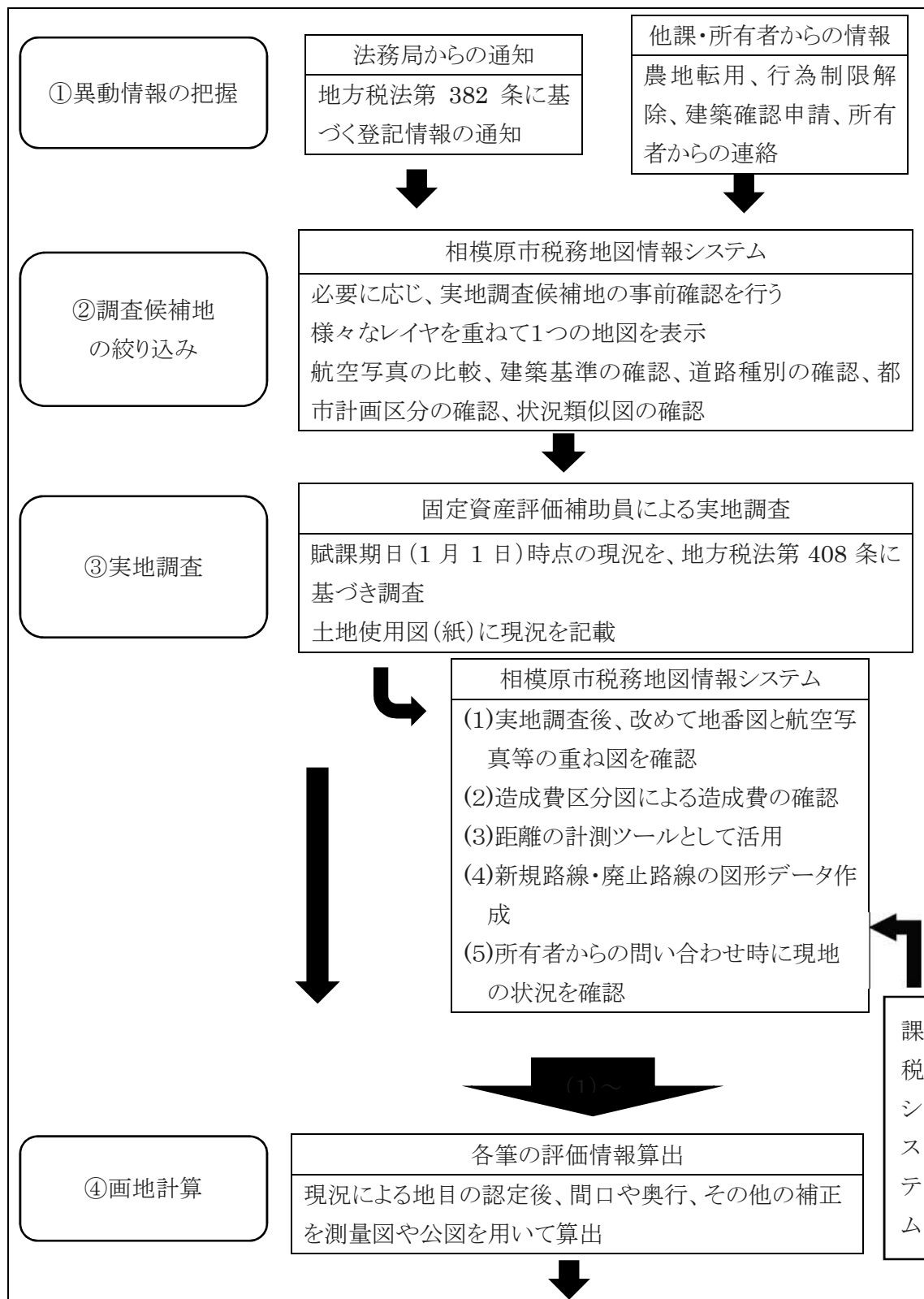
(2) 課税の仕組み

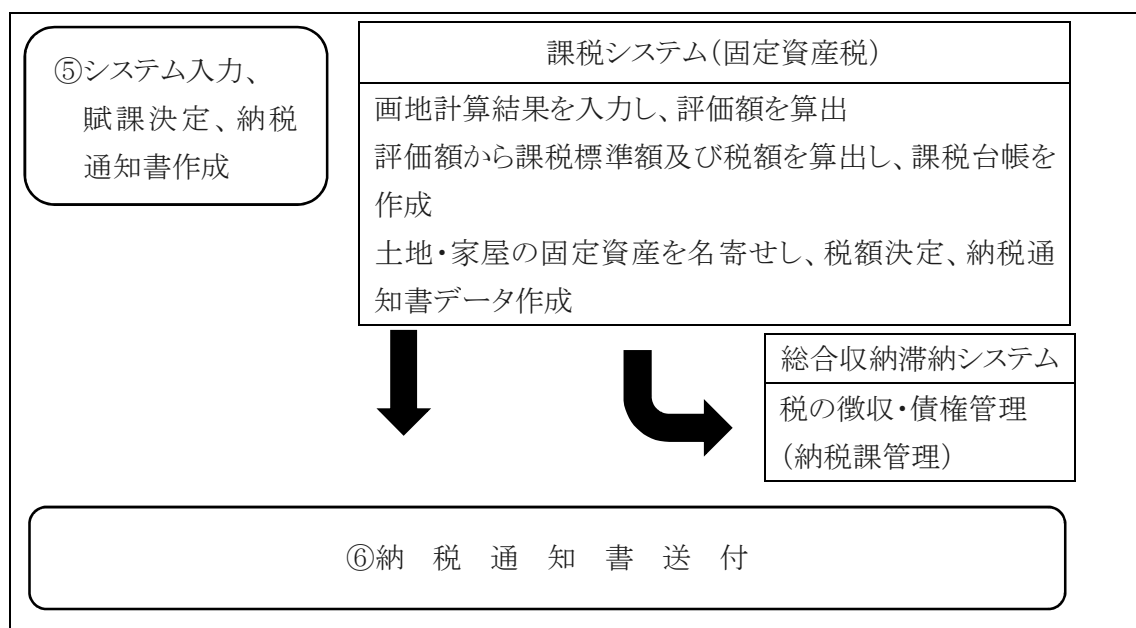
① 固定資産(家屋)課税サイクル



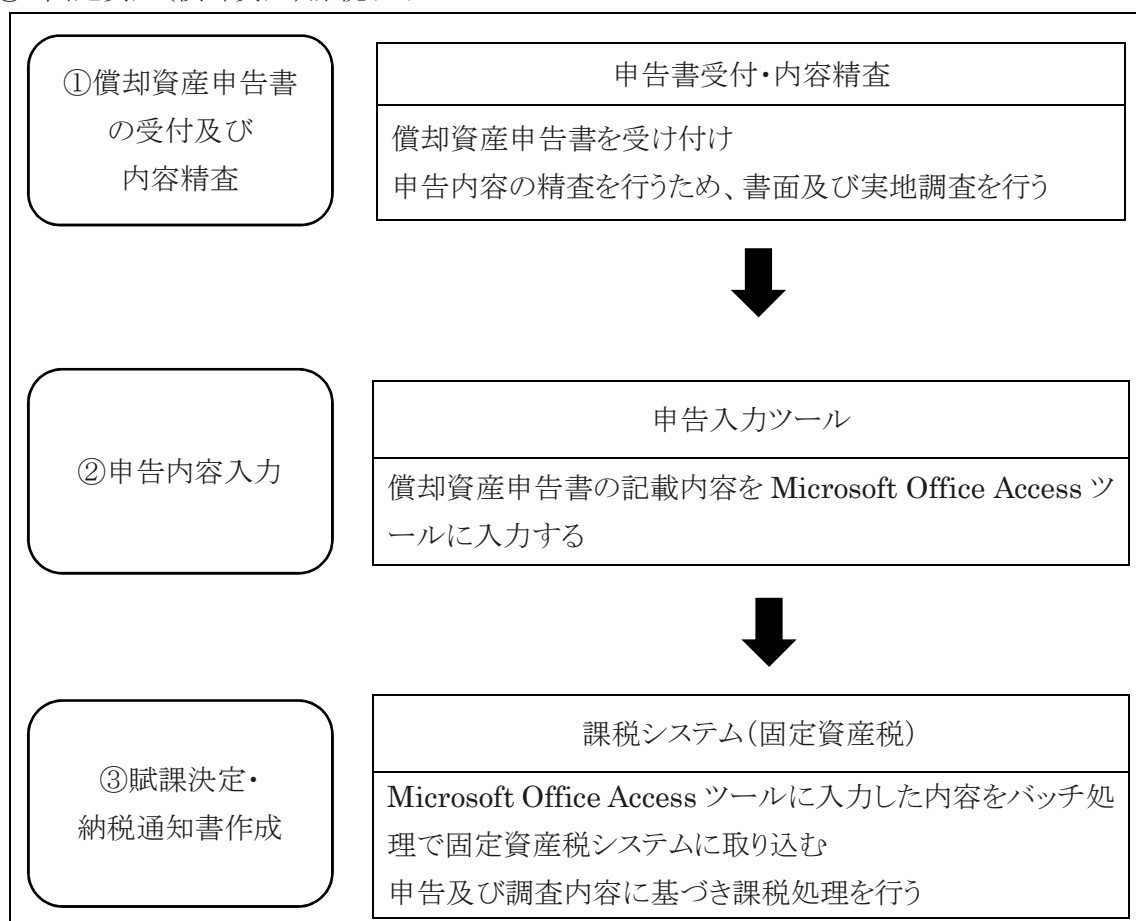


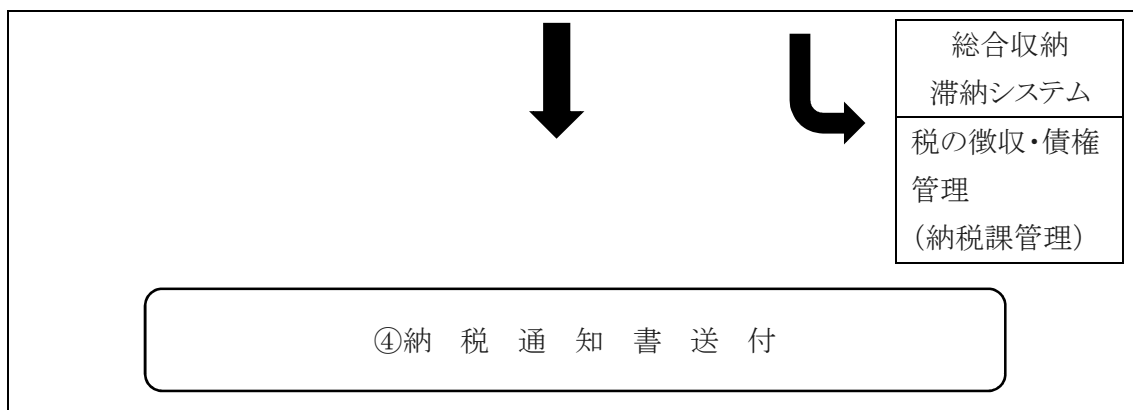
② 固定資産(土地)課税サイクル





③ 固定資産(償却資産)課税サイクル





(出所)相模原市の資料より作成

(3)家屋評価支援システムの概要

① 科目別執行額等

予算科目	令和4年度 契約金額	契約名	受注者
款 :総務費 項 :徴税費 目 :賦課徴収費 細目 :課税事務費 細々目 :課税事務費 節 :委託料	2,640,000 円	令和4年度家屋評価支援システム(ソフトウェア)保守・運用業務委託	(株)ワイイーシーソリューションズ
款 :総務費 項 :徴税費 目 :賦課徴収費 細目 :課税事務費 細々目 :課税事務費 節 :使用料及び賃借料	5,649,704 円	家屋評価支援システムライセンス使用料(令和4年度分) 家屋評価支援システム用サーバー機器等賃貸借 家屋評価計算・台帳管理システム機器賃借料(未評価疑義家屋調査用5台分)	(株)ワイイーシーソリューションズ (株)JECC NEC キャピタルソリューション(株)神奈川支店

(出所)相模原市の資料より作成。

② 業務の概要

現行の家屋評価支援システムとは、家屋評価計算システム(HOUSAS)と家屋台帳管理システム(HOUSTRAGE)の2つのシステムを指している。

家屋評価計算システムについては 2000 年度(平成 12 年度)より導入しており、このシステムを用いて、新增築物件の評価事務を行っている。

家屋台帳管理システムについては 2008 年度(平成 20 年度)より導入しており、このシステムを用いて、課税している家屋(滅失した家屋も含む)の平面図等の家屋情報を管理している。

現行の家屋評価支援システムは、2019 年度(令和元年度)に業者選定を行って導入している。

家屋評価計算システムにて評価した新增築物件の家屋データ(評価情報等)は、基幹システムである課税システム(固定資産税)へ送り込み、固定資産課税台帳として管理している。納税通知書や各種証明書の作成といった課税事務は課税システムにて行っている。

#### (4)家屋経年異動調査システムの概要

##### ① 科目別執行額等

予算科目	令和4年度 契約金額 (税込)	契約名	受注者
款 : 総務費 項 : 徴税費 目 : 賦課徴収費 細目 : 課税事務費 細々目 : 課税事務費 節 : 委託料	1,026,300 円	家屋経年異動調査システム 運用保守業務委託	朝日航洋(株)横 浜支店
款 : 総務費 項 : 徴税費 目 : 賦課徴収費 細目 : 課税事務費 細々目 : 課税事務費 節 : 使用料及び賃 借料	22,440 円	経年異動システム調査機器 賃貸借(ディスプレイ)	(株)JECC

(出所)相模原市の資料により作成。

##### ② 業務の概要

固定資産税に係る課税客体(家屋)の現況把握については、地方税法第 408 条(固定資産の実地調査)において毎年の実地調査(悉皆調査)を行うことが定められている。

地方税法第 408 条に定められた実地調査を効率よく実施するため GIS を用いて賦課期日前後に撮影した前年と当年の航空写真等を比較し、課税対象物件を判読する「家屋経年異動調査システム」を 2016 年度(平成 28 年度)から導入している。

なお、現行の家屋経年異動調査システムは、2021 年度(令和 3 年度)に業者選定を行って導入している。

## (5) 税務地図情報システムの概要

## ① 科目別執行額等

予算科目	令和4年度 契約金額 (税込)	契約名	受注者
款 : 総務費 項 : 徴税費 目 : 賦課徴収費 細目 : 課税事務費 細々目 : 課税事務費 節 : 委託料	935,000 円	相模原市税務地図情報システム保守業務委託	(株)インフォマティクス
款 : 総務費 項 : 徴税費 目 : 賦課徴収費 細目 : 課税事務費 細々目 : 課税事務費 節 : 使用料及び 賃借料	39,732 円	税務地図情報システムプリンター賃貸借	デュプロ(株)横浜支店

(出所)相模原市の資料より作成。

## ② 業務の概要

税務地図情報システムは、既に稼動していた相模原市道路情報管理システム(以下、「SRIMS」という。)による効率的な固定資産課税情報の管理、運用を図るため、SRIMS を開発した株式会社インフォマティクスが、SRIMS 運用環境下において稼動するシステムとして2009 年度(平成 21 年度)に開発したものである。

税務地図情報システムの情報更新及び確実な保守作業は、SRIMS の制御プログラムの著作権を保有する同社以外には行えないため、一者随意契約にて単年度契約を締結している。

税務地図情報システムには、地番図、航空写真、道路情報、都市計画情報等に加え、固定資産(土地)評価に必要な家屋図、標準宅地図、状況類似図、路線図等の各種データを搭載し、固定資産(土地)評価事務の円滑な実施のための GIS ソフトウェアとして活用している。

税務地図情報システムの画面をカラープリントするため、プリンターを長期継続契約(契約期間 2019 年(令和元年)8 月 1 日～2024 年(令和 6 年)7 月 31 日)でリースしている。



## (6) 監査の結果及び意見

## 【意見21】家屋経年異動調査システム導入の効果について

地方税法第 408 条には、次のとおり固定資産の実地調査について記載されている。

地方税法より抜粋

(固定資産の実地調査)

第 408 条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

家屋の実地調査については、主に直近 2 ケ年の航空写真を比較することにより、家屋の異動状況を把握している。従来においては、A0 版に印刷した航空写真を比較して家屋の異動を確認していたが、2016 年度(平成 28 年度)に「家屋経年異動調査システム」を導入し、デジタル写真の比較及び高低差の機械抽出により家屋の異動を把握できるようになり、業務の効率化が図られた。また、当システムの導入は、課税対象物件及び滅失物件の把握漏れ防止にもつながっており、2017 年度(平成 29 年度)以降の導入成果は次のとおりである。

図表4-4-2 2017年度(平成29年度)以降の導入成果

(単位:件)

年度 項目	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 平成 31 (令和元)	2020 令和 2	2021 令和 3	2022 令和 4	2023 令和 5 ※
課税対象	17	20	14	19	59	53	28
滅失物件	19	37	21	19	17	29	9
※2023 年(令和 5 年)12 月時点の件数である (注)なお、上記のほか、課税対象外家屋も抽出しており、正確な家屋外形図データの作成にも有効利用されている。							

課税業務について公平性を担保して進めるためには、家屋の評価を統一的な基準で実施することは当然であるが、課税客体となる家屋を正確に捕捉することの重要性も非常に高い。航空写真を印刷して2ケ年の比較を担当者の目視で行うことも有効ではあるが、把握漏れや判断誤りなど人為的なミスは一定数発生することは避けられず、それをなくすことに多くの時間と費用が掛かると考えられる。

家屋経年異動調査システムの導入は、課税対象をより正確に把握するという成果をあげていることは間違いなく、数値的な結果は上表のとおりであるが、同時に、課税担当課(資産税

課)職員の業務負担の削減・業務時間の短縮の効果も大きいと考えられる。課税課(資産税課)では、職員の業務負担の削減や業務時間の短縮等の効果までは現状では明確な指標をもって計算はされていないが、当システムのさらなる活用を契機に、業務プロセス全体のデジタル化を図り、更なる業務改善やコスト削減につながることも今後期待される。

## 5. 庶務システム及び職員総合情報システム(総務局人事・給与課)

(1) 監査対象部署(人事・給与課)の概要

### ① 事務内容

人事・給与課は、総務局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-5-1 人事・給与課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の人事、給与、勤務時間その他勤務条件に係る制度の企画及び調整に関すること。</li> <li>・特別職の報酬等に関すること。</li> <li>・職員の任免、賞罰、服務その他身分に関すること。</li> <li>・職員の選考及び試験に関すること(人事委員会の委任を受けた事務に限る。)</li> <li>・職員評価に関すること。</li> <li>・職員の表彰に関すること。</li> <li>・職員の退職管理に関すること。</li> <li>・職員の給与その他の給付の決定及び支給に関すること。</li> <li>・退職手当調整基金の運用管理に関すること。</li> <li>・職員団体との交渉その他の労務に関すること。</li> <li>・相模原市特別職報酬等審議会に関すること。</li> <li>・行政組織及び定員管理に関すること。</li> <li>・権限の委任及び事務分掌に関すること。</li> <li>・事務の引継ぎ(特別職の事務の引継ぎを除く。)に関すること。</li> <li>・局の組織及び職員定数の調整に関すること。</li> <li>・局職員の人事に関すること。</li> <li>・人事委員会との連絡に関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

### ② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	副主幹	主査	主任	主事	再任用	合計
課長等	1						1
一般職員	1	3	9	7	4	1	25

## ③ 予算及び決算の概況

〈歳出〉

(単位:千円)

節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)総務費(項)総務管理費				
(目)人事管理費				
	委託料	34,891	30,619	4,271
	使用料及び賃借料	16,702	16,428	273

(出所)相模原市の資料より作成。

## (2) 庶務事務システムの概要

本システムの概要は次のとおりである。

## ① システムのオーナー部署

総務局人事・給与課

## ② システム導入までの経緯

導入前においては、時間外勤務時間報告、特殊勤務等報告、勤務状況報告等について、その大部分を手作業としていたことから、各所属の庶務担当者による報告書の作成作業及び人事・給与課、教育総務室、消防総務課における確認作業等に多大な労力を要していた。

そこで、事務の効率性及び正確性を向上させ、庶務担当職員の負担軽減を図ることにより、行政本来の事務作業に効率的に取り組むことができる体制の確保を目的として本システムを導入したものである。

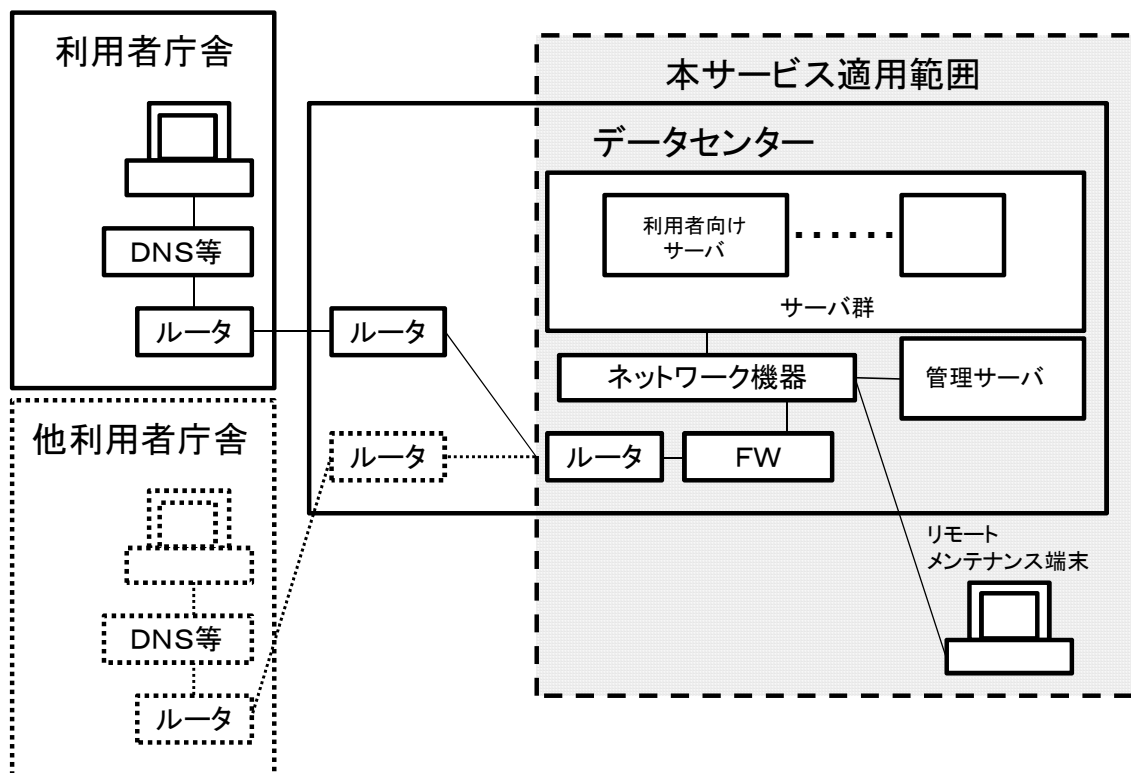
## ③ システム取得時の概要

2015年度(平成27年度)から供用を開始した。契約は一般競争入札で、契約先は日本電気株式会社、初期構築費用は44,928,000円であった。

## ④ システムの構成

以下のとおりである。

図表4-5-2 庶務システムの機能の概要



(出所) 日本電気株式会社の資料より作成。

⑤ システムのネットワーク構成図、システムを稼働させるハードウェア及びOSの概要

ネットワーク構成図は非公開であるが、OSはWindows 10 Enterprise 2016 LTSC(DX推進課一括調達パソコン)を採用している。

⑥ 導入時点移行の改修状況

2015年度(平成27年度):505,440円:管理職員特別勤務手当の平日深夜分対応

2016年度(平成28年度):498,420円:支給明細への雇用保険追加対応

2019年度(令和元年度):694,980円:元号対応

2020年度(令和2年度):1,322,750円:在宅勤務画面改修

⑦ 2022年度(令和4年度)における当該システムの導入、改修、維持管理、保守等に係る全ての契約の内容

庶務事務システム利用料:18,282,000円

⑧ その他の事項

システム障害等により利用が困難になった時の対策は、仕様書及び危機管理手順書に規定され、バックアップデータの保管方法については NEC データセンター内のストレージ環境でバックアップを保管対応されているが、システム評価委員会、利用者満足度調査など第三者評価の結果は存在しない。

(3)職員総合情報システムの概要

本システムの概要は次のとおりである。

① システムのオーナー部署

総務局人事・給与課

② システム導入までの経緯

本システムは人事給与システムである。月例の給与計算及び控除の計算だけでなく、採用や異動等の人事管理、職員研修や福利厚生関係の管理システムの機能もある。

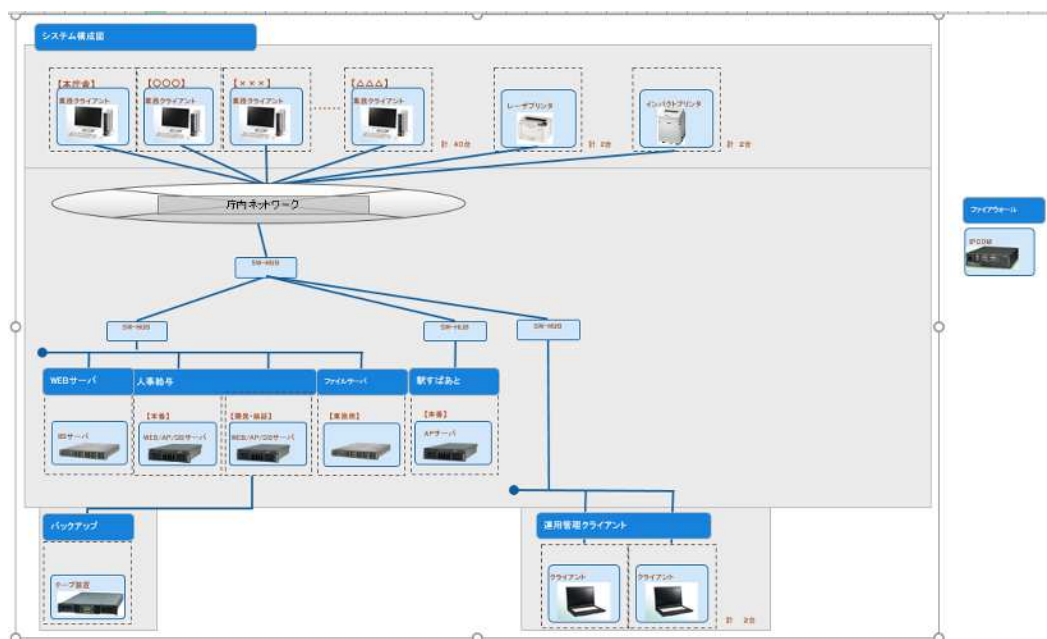
③ システム取得時の概要

2012 年度(平成 24 年度)から供用を開始した。契約は一般競争入札で、契約先は富士通株式会社、初期構築費用は 48,300,000 円であった。

④ システムの構成

以下のとおりである。

図表4-5-3 職員総合情報システムの機能の概要



(出所)富士通株式会社の資料より作成。

- ⑤ システムのネットワーク構成図、システムを稼働させるハードウェア及びOSの概要  
ネットワーク構成図は非公開であるが、OS等はPRIMERCY RX1330 M3及びWindows Server 2012 R2 Standardを用いている。
- ⑥ 導入時点から改修があった場合、時系列的にその内容  
2012年度(平成24年度) 導入  
2015年度(平成27年度) マイナンバー導入にかかる改修  
2019年度(平成31年度) 会計年度任用職員制度等対応  
2022年度(令和4年度) 共済移行対応
- ⑦ 2022年度(令和4年度)における当該システムの導入、改修、維持管理、保守等に係る全ての契約の内容  
「相模原市職員総合情報システム保守運用委託」(相模原市職員総合情報システムの障害対応、安定稼働のための業務)を富士通 Japan 株式会社 神奈川支社との間で6,087,400円で締結している。  
また、「職員総合情報システムハードウェア等賃貸借」(サーバ・パーソナルコンピューター等機器の賃貸借)をFLCS株式会社 横浜支店との間で、1,136,740円で締結している。
- ⑧ その他  
システム障害等により利用が困難になった時の対策は、業者連絡により対応し、SEによる現地作業により対応している。  
バックアップデータの保管方法については日時バックアップを実施しているが、システム評価委員会、利用者満足度調査など第三者評価の結果は存在しない。  
なお、2023年(令和5年)10月にシステム変更している。

#### (4) 監査の結果及び意見

##### 【意見22】新機能の検討について

庶務システムが対象とする業務は、地方公共団体における人事関連の主な庶務事務、すなわち、時間外勤務管理、出勤管理、休暇管理及び給与明細照会等である。また、市立小中学校を除く全ての部署で導入されており、出勤管理等の申請や照会手続きを各職員自らがやっている。

庶務システムは、これらの庶務事務管理ができるようになっている一方で、旅費精算にかかる手続きを行う機能がなく、相模原市では旅費の申請はエクセル等を用いた別の申請手続き

によっている。民間企業で用いられている勤怠管理システムでは旅費精算にかかるアプリケーションソフトウェアは標準装備であることが多いし、地方公共団体と類似した人事・給与体系を持つ国の独立行政法人等では、旅費も含めた包括的なシステムを比較的安価で導入されているものも多い。

現在利用しているシステムに旅費精算機能を付加することは予算面等も含めて難しいと考えられるが、将来、新たな庶務事務システムの構築や導入を検討する際には、旅費精算機能も付いたものとする事でより利便性が増すと考えられる。この点についても検討されたい。

なお、職員総合情報システムについては特に言及すべき点はない。



## 6. こども子育て支援システム「こあら」、子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」(こども・若者未来局保育課(子育て支援センター含む))

### (1) 監査対象の概要

#### ① 事務内容

保育課はこども若者未来局の中の組織であり、保育所の設置認可、管理及び運営等、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設などに関することを行っており、具体的な事務の範囲は以下のものである。

また、各区に開設している子育て支援センターにおいて、保育課の業務の一部を担っている。

図表4-6-1 保育課(子育て支援センター含む)の事務分掌

#### 【保育課】

- ・小学校就学前の児童の教育・保育施策の企画、調査研究及び調整に関すること。
- ・認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可等に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の子どものための教育・保育給付に係る確認等並びに特定子ども・子育て支援施設等の子育てのための施設等利用給付に係る確認、指導等に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定及び給付に関すること(保育認定に関するものを除く。)
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものを除く。)
- ・保育所及び市立認定こども園並びに児童保育園の利用者負担額等の徴収に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する助成及び指導育成に関すること。
- ・市立保育所、市立認定こども園及び児童保育園の設置及び管理並びに運営指導に関すること。
- ・認可外保育施設に関すること(指導監督を除く。)
- ・病児保育事業に関すること。
- ・多様な集団活動利用支援事業に関すること。
- ・指定保育士養成施設に関すること。
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに児童保育園における児童の災害補償、保健衛生、栄養管理等に関すること。

第4 監査対象とした個別システム(各論)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園(特定教育・保育施設であるものを除く。)に関すること。</li> </ul> <p>【子育て支援センター】※一部抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の利用に係る給付の認定に関すること(保育認定に関するものに限る。)</li> <li>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額の決定に関すること(保育認定に関するものに限る。)</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成19年相模原市規則第66号)による。

② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長 (所長)	班長	副主幹	主査	主任	主事	再任用	合計
課長等	1	-	-	-	-	-	-	1
教育・保育支援班	0	1	0	3	5	2	2	13
教育・保育推進班	0	1	0	1	4	6	0	12
中央子育て支援センター	1	1	1	0	3	1	2	9
南子育て支援センター	1	1	1	0	3	0	2	8
緑子育て支援センター	1	1	1	3	4	4	2	16

(出所)相模原市の資料より作成。

③ 予算及び決算の概況

≪歳入≫

(単位:千円)

款・項・目・節	予算現額	決算額	差額
分担金及び負担金>負担金>民生費負担金			
児童福祉費負担金	786,177	823,622 (24,485)	▲12,960
使用料及び手数料>使用料>教育使用料			
財産使用料	337	278	59
幼稚園使用料	430	482	▲52
使用料及び手数料>使用料>民生使用料			
財産使用料	550	513	37

第4 監査対象とした個別システム(各論)

款・項・目・節	予算現額	決算額	差額
保育所使用料	241,527	226,408 (420)	15,538
使用料及び手数料>手数料>民生手数料			
証明閲覧謄本手数料	4	5	▲1
国庫支出金>国庫負担金>民生費国庫負担金			
児童福祉負担金	9,923,469	9,781,025	142,444
国庫支出金>国庫補助金>民生費国庫補助金			
児童福祉補助金	891,501	881,118	10,383
県支出金>県負担金>民生費県負担金			
児童福祉費負担金	4,335,757	4,233,151	102,606
県支出金>県補助金>民生費県補助金			
安心こども交付金事業費補助金	3,296	2,700	596
子どものための教育・保育給付費補助金	529,562	503,868	25,694
地域子ども・子育て支援事業費補助金	182,166	145,010	37,156
保育所費補助金	2,004	2,004	0
県支出金>県委託金>民生費県委託金			
児童福祉総務費委託金	0	5	▲5
財産収入>財産運用収入>財産貸付収入			
土地貸付収入	327	343	▲16
諸収入>雑入>雑入			
雑入	0	1,647	▲1,647
児童福祉費雑入	148,001	129,180 (99)	18,921
幼稚園費雑入	351	229	122
市債>市債>民生費			
保育所整備費	383,100	349,200	33,900
合計	17,428,559	17,080,788	372,774

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満は切捨て。なお、括弧書きは還付金。

《歳出》

(単位:千円)

款・項・目・節	予算現額	決算額	不用額
総務費>総務管理費>人事管理費			
報償費	240	0	240

第4 監査対象とした個別システム(各論)

款・項・目・節	予算現額	決算額	不用額
旅費	288	215	73
需用費	9	0	9
委託料	220	0	220
使用料及び賃借料	7	0	7
負担金、補助及び交付金	309	146	163
総務費＞総務管理費＞文書費			
役務費	0	0	0
民生費＞児童福祉費＞児童福祉総務費			
報酬	2,199	1,986	213
職員手当等	160	88	72
共済費	160	96	64
報償費	5,001	3,332	1,669
旅費	848	286	562
需用費	13,163	12,137	1,026
役務費	6,011	2,260	3,751
委託料	96,521	92,233	4,288
使用料及び賃借料	8,246	7,824	422
備品購入費	55	48	7
負担金、補助及び交付金	334,259 (540)	311,125	22,594
扶助費	1,560	5	1,555
民生費＞児童福祉費＞教育保育施設費			
委託料	10,221,127	10,108,590	112,537
負担金、補助及び交付金	1,214,043 (4,860)	1,050,696	158,487
扶助費	14,589,685	13,993,072	596,613
民生費＞児童福祉費＞公立保育所費			
報酬	435,777	419,621	16,156
職員手当等	39,355	31,119	8,236
共済費	28,855	28,532	323
旅費	7,230	6,193	1,037
需用費	419,229	369,827	49,402
役務費	9,164	6,138	3,026
委託料	86,990	75,741	10,709

第4 監査対象とした個別システム(各論)

款・項・目・節	予算現額	決算額	不用額
	(540)		
使用料及び賃借料	52,593	49,784	2,809
工事請負費	374,385	335,258	39,127
備品購入費	31,704	22,660	9,044
負担金、補助及び交付金	3,939	3,420	519
教育費＞幼稚園費＞幼稚園費			
報酬	18,080	14,909	3,171
職員手当等	3,336	2,134	1,202
共済費	2,136	1,937	199
災害補償費	30	0	30
報償費	191	165	26
旅費	999	361	638
需用費	5,821	4,043	1,778
役務費	2,838	857	1,981
委託料	17,449	16,439	1,010
使用料及び賃借料	765	349	416
備品購入費	750	98	652
負担金、補助及び交付金	340,078	284,935	55,143
扶助費	157	0	157
合計	28,375,962	27,258,659	1,111,363

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満は切捨て。なお、括弧書きは繰越額。

(2) 監査対象が管理するシステムの概要(子ども子育て支援システム「こあら」)

① システム名

子ども子育て支援システム「こあら」

(主な業務)

- ・教育・保育給付の認定
- ・施設等利用給付の認定、管理
- ・国等への報告管理
- ・利用調整、入退所管理
- ・収納管理

② システムのオーナー部署(及び利用部署)

保育課(及び子育て支援センター)

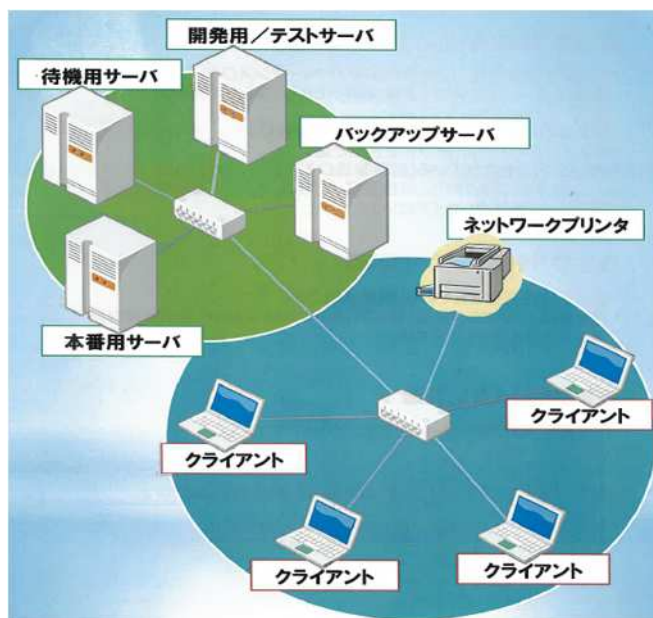
※子育て支援センターは、子ども子育て支援システム「こあら」のみを使用する権限を有しており、子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」へのアクセス制限が設定されている。これは、個人ごとに ID、PW が設定されており、市のセキュリティーポリシーに沿って対応している。この点、オーナー部署である保育課も同様である。

③ システム構成図及びネットワーク構成図

「こあら」は、基幹系ネットワークに属しており、外部ネットワークとは遮断されている。

当該システムは、毎日7時に指定のフォルダに更新データ(住民記録・税情報)を取得し、異動情報等をアップデートしている。

図表4-6-2 システムのネットワークの概要



(出所)システムの契約書等から作成。

④ システム導入までの経緯とその後の改修状況

業務の効率化及び事務の正確性向上のため開発に着手した。

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
当初	2014年(平成26年)4月	株式会社日本システムブレインズ	16,416	導入
改修時	2015年(平成27年)4月	同上	3,370	通知書等のカスタマイズ対応

第4 監査対象とした個別システム(各論)

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
〃	2017年(平成29年)3月	同上	3,327	住基・税システム等の移行に伴うデータ連携の再構築対応
〃	2017年(平成29年)3月	同上	346	全銀協フォーマットに対応するための改修(テスト)
〃	2017年(平成29年)7月	同上	173	全銀協フォーマットに対応するための改修(本番適用)
〃	2018年(平成30年)7月	同上	432	指定都市における所得割の税率改正に伴う対応
〃	2018年(平成30年)12月	同上	1,080	改元対応
〃	2022年(令和4年)9月	同上	396	相模原市共通基盤システム機器更新に伴う環境対応

(出所)相模原市の資料より作成。

⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(2022年度(令和4年度))の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
子ども子育て支援システム保守委託	1者随意契約	462	462	株式会社 日本システムブレ ーンズ	2022年 4月1日 から 2023年 3月31日	システム保守
子ども・子育て支援業務報告・給付サブシステム作成委託(令和4年度分)	1者随意契約	550	550	株式会社 日本システムブレ ーンズ	2022年 4月1日 から 2022年 6月30日	令和4年度の 公定価格セット アップ

委託業務名	選定方法	予定価格 (千円)	契約金額 (千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
共通基盤システム 機器更新に伴う環境 対応業務委託 (子ども子育て支援 システム「こあら 分」)	1 者 随意 契約	396	396	株式会社 日本シス テムブレ ーンズ	2022 年 9 月 1 日 から 2023 年 1 月 31 日	相模原市共通 基盤システム機 器更新に伴う環 境対応

(出所)契約書より作成。

⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等

システム標準化対応が控えており、現在導入に向けて、作業中。

(3) 監査対象が管理するシステムの概要(子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」)

① システム名

子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」

(主な業務)

・施設等利用費の給付管理

※施設型給付を受けない幼稚園及び特別支援学校幼稚部の入園料・保育料

・実費徴収補足給付事業の給付管理

※施設型給付を受けない幼稚園の副食材料費のみ

② システムのオーナー部署(及び利用部署)

保育課(及び子育て支援センター)

※子育て支援センターは、子ども子育て支援システム「こあら」のみを使用する権限を有しており、子ども支援施設等利用給付システム「ひつじ」へのアクセス制限が設定されている。これは、個人ごとにID、PWが設定されており、市のセキュリティーポリシーに沿って対応している。この点、オーナー部署である保育課も同様である。

③ システム構成図及びネットワーク構成図

「こあら」と同様である。

④ システム導入までの経緯とその後の改修状況

業務の効率化及び事務の正確性向上のため開発に着手した。



第4 監査対象とした個別システム(各論)

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
当初	2014年(平成26年)4月	株式会社日本システムブレーンズ	4,968	導入
改修時	2016年(平成28年)3月	同上	1,296	低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保護者負担軽減対応
〃	2018年(平成30年)7月	同上	432	指定都市における所得割の税率改正に伴う対応
〃	2019年(平成31年)1月	同上	929	改元対応
〃	2019年(平成31年)4月	同上	7,700	幼児教育無償化に伴う改修
〃	2019年(令和元年)11月	同上	440	市町村民税所得割課税額の算定に係る税額控除の取り扱い対応
〃	2022年(令和4年)9月	同上	660	相模原市共通基盤システム機器更新に伴う環境対応

(出所)相模原市の資料による。

⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(令和4年度)の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価額 (千円)	契約金額 (千円) (税込)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
子育て支援施設等利用給付システム「ひつじ」保守委託	1者随意契約	726	726	株式会社日本システムブレーンズ	2022年4月1日から 2023年3月31日	システム保守

(出所)契約書より作成。

⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等  
システム標準化対応が控えており、現在導入に向けて、作業中。

(4) 監査の結果及び意見

### 【意見23】子ども子育て支援システムの前段における保育所マッチング作業について

子ども子育て支援システムにおいては、毎年度、相模原市「認定こども園・保育所等施設利用申込みのご案内」に基づき、以下のスケジュールで保育所の選定作業を行っている。

	申込受付期間	調整結果	申込方法
4月入園 (1次申込み)	令和4年10月17日(月) から 令和4年11月18日(金)	令和5年1月27日 (金)頃発送予定	原則:郵送 例外:窓口
4月入園 (2次申込み)	令和4年11月21日(月) から 令和5年2月17日(金)	令和5年3月6日(月) 頃発送予定	原則:郵送 例外:窓口
年度途中入園 (5月以降)	利用開始希望日の前月10日	利用開始希望日の前月 20日頃発送予定	原則:郵送 例外:窓口

(出所)相模原市「〈令和5年度利用希望者用〉認定こども園・保育所等施設利用申込みのご案内の5 教育・保育給付支給認定申請及び利用申込み手続き」を要約。

また、当該案内において、特定教育・保育施設等利用選考基準点数表(令和5年度)が示されており、以下の手順のもと選考が行われている。

### 【利用選考の手順(選考優先順位)】

同一の施設等の同一クラス(年齢)の希望者から、①～④の優先順位で選考。

#### 優先順位①

選考基準点数の合計(申請保護者と配偶者の主たる要件に該当する点数+選考基準調整点数の合計)の高い順

#### 優先順位②

優先順位①で同順位の場合、施設等の希望順位の高い順。(例:選考の対象となる施設等を第1希望にしている者と、第2希望にしている者が①で同順位の場合、第1希望としている者を優先。)

#### 優先順位③

優先順位①、②で同順位の場合、調整指数の合計の高い順。

優先順位④

優先順位①～③で同順位の場合、申請保護者と配偶者の直近課税年度の利用者負担額算定にかかる市区町村民税額等の低い順。

※優先順位①～④で同順位の場合は、それぞれの世帯状況を総合的に勘案して選考。

上記の内容及び現行の運用方法を踏まえて、以下 2 点意見として検討されたい。

まず、認定こども園・保育所等施設利用申込みに当たって、現状の申込方法は、原則郵送としているが、市民の利便性の観点からオンライン申請方法を推進することは有効である。加えて、申請データから利用選考に用いるデータベースを自動で作成する仕組みを構築することにより、申請から利用選考までの流れ全体がシステム化されることは、誤りの防止、事務負担の軽減等、地方公共団体のメリットも大きいと考える。

また、利用選定の手順について、選考基準点数等、その他基礎情報から画一的に処理されることを考えると、上記選考優先順位①～③は、機械的に判断するものであるため、AI による保育所選考マッチングシステムの活用を検討することが望まれる。

この点、他の地方自治体でも導入事例が報告されており、メリットとして「選考結果通知発送までの時間短縮」、「職員等(委託業者含む)の業務負担軽減による費用縮減」、「処理の正確性」が挙げられている。

さらに前述の申込みをオンライン申請方法を推進することは、相模原市の基本理念の基本目標 1、施策 1-1 利便性を高める行政サービスの推進において、重点事業として「電子申請の利用促進」にも合致するものであるため、子ども子育て支援システムにおける保育所マッチング作業の DX 化もあわせて検討されたい。

## 7. 母子父子寡婦福祉資金貸付システム(こども・若者未来局子育て給付課)

(1) 監査対象部署(こども・若者未来局子育て給付課)の概要

### ① 事務内容

子育て給付課は、こども若者未来局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-7-1 子育て給付課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども及び子育て家庭に関する医療・福祉支援施策の調査研究及び調整に関すること。</li> <li>・相模原市医療費助成条例に規定する医療費助成事業に関すること。</li> <li>・児童手当の認定及び支給に関すること。</li> <li>・児童扶養手当の認定及び支給に関すること。</li> <li>・ひとり親家庭等生活支援及びひとり親家庭等自立支援に関すること。</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金に関すること。</li> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する社会福祉事業の届出に関すること。</li> </ul>
---

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成 19 年相模原市規則第 66 号)による。

### ② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	担当課長 総括副主幹	主査	主任	主事	再任用	合計
課長等	1						1
手当給付班		1	2	3	4	0	10
医療給付班		1	1	2	1	0	5

(出所)相模原市の資料による。

### ③ 予算及び決算の概況

≪歳入≫

(単位:千円)

節名称	予算現額	決算額	増減額
(款)国庫支出金(項)国庫負担金(目)民生費国庫支出金			
児童福祉費負担金			

第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	増減額
	児童扶養手当負担金	722,283	672,230	50,053
	児童手当負担金	6,790,105	6,686,434	103,671
	ひとり親家庭等自立支援事業補助金	39,493	38,670	823
	子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	772,000	787,761	▲15,761
	ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金	242	242	-
	ひとり親家庭等生活向上事業補助金	17,377	17,377	-
	母子・父子自立支援プログラム策定事業補助金	200	200	-
	児童手当負担金	1,485,880	1,468,520	17,360
(款) 県支出金(項) 県補助金(目) 民生費補助金				
児童福祉総務費補助金				
	小児医療費補助金	254,715	236,887	17,828
母子福祉費補助金				
	ひとり親家庭等医療費補助金	102,965	99,027	3,938
(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入				
児童福祉費雑入				
	高額療養費返還金	4,833	4,428	405
	医療助成費返納金	-	126	▲126
	医療助成費損害賠償金	200	283	▲83
雑入				
	前渡金等預金利子収入	-	0	▲0
	児童手当等過払分(過年度分)	-	6,404	▲6,404
(款) 国庫支出金(項) 国庫補助金(目) 民生費国庫補助金				
児童福祉費補助金				
	子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金	210,000	163,879	46,121
(款) 繰越金(項) 一般会計繰越金(目) 一般会計繰越金				
一般会計繰入金				
	一般会計繰入金	4,000	1,100	2,900

第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	増減額
(款)繰越金(項)繰越金(目)繰越金				
繰越金				
	前年度剰余金	90,000	349,674	▲259,674
(款)諸収入(項)貸付金元利収入(目)母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入				
母子福祉資金貸付金元利収入				
	母子福祉資金貸付金元金収入	147,150	153,997	▲6,847
	母子福祉資金貸付金利子収入	254	242	12
父子福祉資金貸付金元利収入				
	父子福祉資金貸付金元金収入	4,127	3,319	808
	父子福祉資金貸付金利子収入	1	-	1
寡婦福祉資金貸付金元利収入				
	寡婦福祉資金貸付金元金収入	3,664	2,586	1,078
	寡婦福祉資金貸付金利子収入	20	11	9
(款)雑入(項)雑入(目)雑入				
雑入				
	違約金	774	2,440	▲1,666
	母子父子寡婦福祉資金貸付金過払分返納金(過年度分)	10	119	▲109

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満は切捨。

《歳出》

(単位:千円)

節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費(児童手当・特例給付)				
扶助費				
	扶助費	9,761,865	9,643,755	118,110
需用費				
	消耗品費	80	4	76

第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	不用額
	印刷製本費	110	16	94
役務費				
	郵便料	1,975	828	1,147
	広告料	3,024	314	2,710
	手数料	1,100	908	192
委託料				
	事務作業等委託料	15,711	6,629	9,082
(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費(子育て世帯への臨時特別給付金事業)				
扶助費				
	扶助費	750,000	656,200	93,800
需用費				
	消耗品費	30	-	30
	印刷製本費	22	20	2
役務費				
	郵便料	4,798	4,084	714
	広告料	756	419	337
	手数料(注)	5,610	5,900	▲290
委託料				
	事務作業等委託料	23,738	23,490	248
	システム開発委託料	-	-	-
使用料及び賃借料				
	その他使用料及び賃借料	-	-	-
(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費(子育て臨時特別給付金事業)				
扶助費				
	扶助費	890,000	859,030	30,970
旅費				
	普通旅費	100	-	100
需用費				
	消耗品費	166	118	48
	印刷製本費	518	430	88
役務費				
	手数料	62,257	62,024	233
委託料				

第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	不用額
	事務作業等委託料	16,290	11,966	4,324
(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費(小児医療費助成事業)				
扶助費				
	扶助費	2,171,404	2,096,808	74,596
旅費				
	普通旅費	5	-	5
需用費				
	消耗品費	37	30	7
	印刷製本費	362	351	11
委託料				
	事務作業等委託料	5,246	4,491	755
(款)民生費(項)児童福祉費(目)母子福祉費(児童扶養手当)				
扶助費				
	扶助費	2,166,501	2,039,669	126,832
報償費				
	謝礼	40	20	20
旅費				
	普通旅費	15	0	15
需用費				
	消耗品費	46	32	14
	印刷製本費	58	53	5
役務費				
	郵便料	594	502	92
委託料				
	事務作業等委託料	9,572	9,412	160
負担金、補助及び交付金				
	交付金	220	94	126
委託料				
	施策事業委託料(福祉、保健、医療)	783	782	1
負担金、補助及び交付金				
	運営費等補助金	1,725	863	862
	交付金	50,888	50,787	101
報償費				



第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	不用額
	謝礼	40	40	-
需用費				
	印刷製本費	6	5	1
役務費				
	郵便料	13	-	13
委託料				
	施策事業委託料(福祉、保健、医療)	35,181	34,039	1,142
需用費				
	消耗品費	102	69	33
	印刷製本費	197	166	31
役務費				
	手数料	8,104	7,614	490
委託料				
	事務作業等委託料	2,391	2,060	331
(款)民生費(項)児童福祉費(目)母子福祉費(ひとり親家庭等医療費助成事業)				
扶助費				
	扶助費	327,629	315,484	12,145
役務費				
	郵便料	1,060	29	1,031
	手数料	1,100	150	950
委託料				
	事務作業等委託料	7,840	-	7,840
(款)民生費(項)児童福祉費(目)児童福祉総務費(子育て世帯への臨時特別給付金事業)				
扶助費				
	扶助費	200,000	163,700	36,300
旅費				
	普通旅費	10	0	10
需用費				
	消耗品費	101	75	26
	印刷製本費	260	220	40
役務費				
	郵便料	1,104	832	272

第4 監査対象とした個別システム(各論)

節名称		予算現額	決算額	不用額
	手数料	167	136	31
委託料				
	施設管理運営委託料	1,320	1,320	-
	事務作業等委託料	1,774	847	927
使用料及び賃借料				
	その他使用料及び賃借料	313	313	0
貸付金				
	貸付金	141,670	85,518	56,152
	貸付金	7,892	4,742	3,150
	貸付金	6,180	1,928	4,252
(款)公債費(項)公債費(目)公債費				
繰出金				
	特別会計繰出金	62,792	62,792	0
償還金、利子及び割引料				
	税外還付金及び還付加算金	50	0	50
(款)諸支出金(項)繰出金(目)一般会計繰出金				
繰出金				
	一般会計繰出金	26,367	26,366	1

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満は切捨。

(注)役務費は節管理のため、不足分は郵便料及び広告料の不用額から支出されている。

(2)システムの概要

本システムの概要は次のとおりである。

① システム名

母子父子寡婦福祉資金貸付システム(ふれあい)

② システムのオーナー部署

子育て給付課

③ システム導入までの経緯

2003年(平成15年)の中核市移行に伴う神奈川県からの事務移管を受け事業開始。事務の効率化及び事務の正確性向上のため開発に着手した。なお、システム台帳が不十分であるため、過去のシステムの契約の詳細は不明である。

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
当初導入	2003年(平成15年)	(株)電算	不明	導入
改修時	2010年(平成22年)	北日本コンピューターサービス(株)	23,734	システム更新
”	2021年(令和3年)3月	北日本コンピューターサービス(株)	16,012	基幹系ネットワークへの移行、システム再構築

(出所)ヒアリングと過去の文書から作成。

④ システムの構成

以下のとおりである。

図表4-7-2 母子父子寡婦福祉資金貸付システムの概要



(出所)北日本コンピューターサービス株式会社の資料を基に作成。

## ⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(2022年度(令和4年度))の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価額(千円)	契約金額(千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付システム保守業務委託	1者 随意契約	1,320	1,320	北日本コンピュータサービス(株)	令和4年4月1日～令和5年3月31日	母子父子寡婦福祉資金貸付システムの運用保守業務
母子父子寡婦福祉資金貸付システム環境移行作業	1者 随意契約	836	836	北日本コンピュータサービス(株)	令和4年5月9日～令和5年1月31日	共通基盤システム更新に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付システムの環境移行作業

(出所)ヒアリング及び契約資料より作成。

## ⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等

今後は情報システムの必要性、技術面の評価を行い、システムを更新するか、ハードウェアのみ更新するかを検討する予定である。

## (3) 監査の結果及び意見

## 【意見24】自動化機能の追加について

母子父子寡婦福祉資金貸付事業において、子育て給付課は年次で滞納者へ催告書を送付する業務を行っている。当該催告書については、母子父子寡婦福祉資金貸付システムより出力されるが、送付対象外である「破産、死亡、税制・債権対策課に移管した債権」に関する滞納者宛にも出力されるため、職員が事前にデータを確認し、手作業で送付対象から除外していると伺った。

これら送付対象外分も含めた滞納債権の対象件数は852件(2023年12月19日現在)であり、送付対象は一つの債権で債務者、連帯債務者、連帯保証人の最大3名であるため送付先は1,000件を超えており、当該送付先判定作業に多くの事務量が発生している。

この点、システム改修を行い、仕様を定めれば当該送付先をシステム上で除外できる可能性があるため、費用対効果を踏まえた上で、事務効率化の観点から当該判定の自動化を検討されたい。

**【意見25】適正な操作権限の設定等について**

保守対応のインシデントの中で、調定額のエラーが発生したのが見られた。これによると、システム上調定額が確定した後のデータの修正が担当者レベルで可能となっているのではないかと疑われる事例である。

基本的に、調定額が確定した場合のデータの修正は不可とし、その後何らかの誤りが発見された場合には、決裁稟議を経て、特権 ID により直接データを修正できるようにする対応に改めるべきと考える。

## 8. 相模原市道路情報管理システム、道路占用管理システム、放置自転車保管管理システム(都市建設局土木部路政課)

(1) 監査対象部署(都市建設局土木部路政課)の概要

### ① 事務内容

路政課は、都市建設局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-8-1 路政課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の認定、区域決定、供用開始等に関すること。</li> <li>・道路に係る不服申立て、訴訟等に関すること。</li> <li>・道路の通行禁止及び車両制限に関すること。</li> <li>・道路台帳等の整備及び管理に関すること。</li> <li>・電線共同溝に係る占用許可及び道路占用料の徴収に関すること。</li> <li>・公共基準点の管理に関すること。</li> <li>・道路に係る災害防除に関すること。</li> <li>・道路の維持管理に係る予算、決算、調査等の取りまとめに関すること。</li> <li>・道路情報管理システムに関すること。</li> <li>・道路の維持管理の計画に関すること。</li> <li>・道路の維持管理に係る土木事務所との総合調整に関すること。</li> <li>・自転車対策に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)</li> <li>・市営自動車駐車場の設置及び管理に関すること。</li> <li>・市道文京大野(交通施設広場に限る。)及び相模大野駅北口自転車駐車場道路橋の簡易な維持補修に関すること(他の部課の主管に属するものを除く。)</li> <li>・駐車場整備地区における駐車場整備計画に関すること。</li> <li>・路外駐車場の設置等の届出に関すること。</li> <li>・相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例(昭和 62 年相模原市条例第 9 号)に関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市行政組織及び事務分掌規則(平成 19 年相模原市規則第 66 号)による。

### ② 職員構成(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位:人)

班	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事・技師	再任用	合計
課長等	1							1
路政班			1	1	2	4		8

第4 監査対象とした個別システム(各論)

班	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事・技師	再任用	合計
維持管理班			1		2	1	1	5
システム班			1		1	2		4
駐車場・自 転車対策班		1		2	1	3	1	8

(出所)相模原市の資料より作成。

③ 予算及び決算の概況

〈歳入〉

(単位:千円)

節名称	予算現額	決算額	差額
<b>相模原市道路情報管理システム</b>			
道路橋りょう費雑入			
道路台帳図等複写費用	5,000	2,410	▲2,589
<b>道路占用管理システム</b>			
道路及び附属物占用料			
道路占用料	969	969	0
<b>放置自転車保管管理システム</b>			
該当なし			

(出所)相模原市の資料より作成。

〈歳出〉

(単位:千円)

節名称	予算現額	決算額	不用額
<b>相模原市道路情報管理システム</b>			
委託料			
事務作業等委託料	13,915	13,915	0
<b>道路占用管理システム</b>			
需用費			
消耗品費	360	305	54
印刷製本費	220	99	120
委託料			
事務作業等委託料	2,189	1,872	316
<b>放置自転車保管管理システム</b>			

節名称		予算現額	決算額	不用額
委託料				
	事務作業等委託料	726	726	0
使用料及び賃借料				
	その他使用料及び賃借料	1,630	1,630	0

(出所)相模原市の資料より作成。

(2)相模原市道路情報管理システムの概要

① システム名

相模原市道路情報管理システム：Sagamihara Road Information Management System(SRIMS)

② システムのオーナー部署

路政課(なお、利用している部署は、全庁的であり、約 90 の部署が利用している)

③ システム構成図及びネットワーク構成図

図表4-8-2 ネットワークの状況

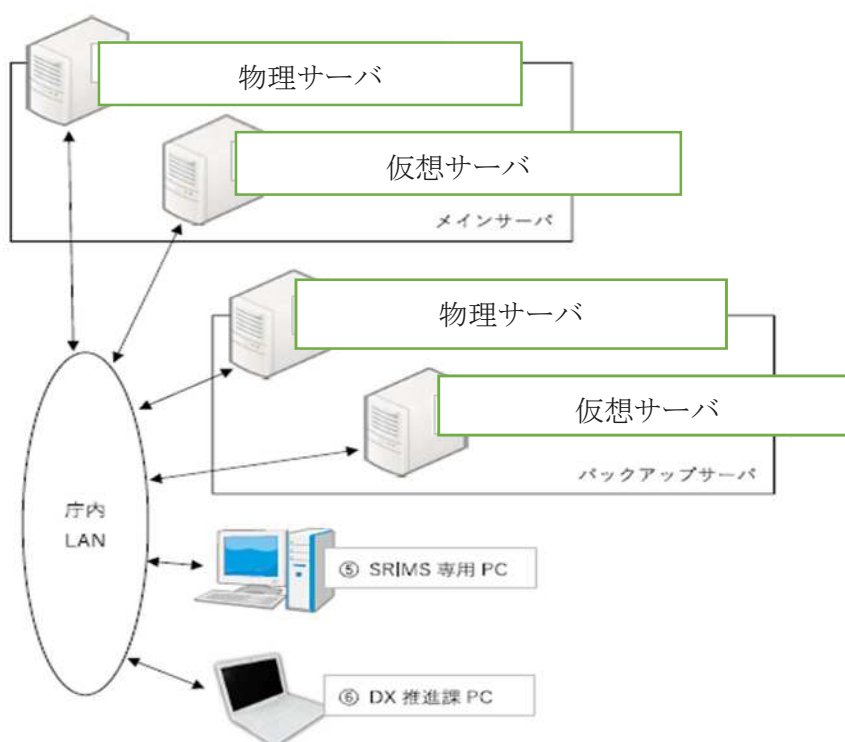


図1 ハードウェア基本構成図

保守対象は、図1の各ハードウェアにインストールされている以下とする。

・専用プログラム、GIS エンジン、データベース、データファイル、バックアップソフトウェア



(出所)所管課資料より作成。

④ システム導入及びこれまでの経緯

道路財産の適正な維持管理を行うとともに、業務の効率化と道路情報の迅速な提供等市民サービスの向上に資することを目的とし、1997年度(平成9年度)より研究開発に着手した。

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
当初	2001年(平成13年)4月	(株)アーバングラフィック	9,607	
改修時	2003年(平成15年)4月	(株)アーバングラフィック	55,356	プログラム開発
〃	2004年(平成16年)4月	(株)アーバングラフィック	40,971	プログラム開発
〃	2005年(平成17年)4月	(株)インフォマティクス	10,448	プログラム開発
〃	2006年(平成18年)4月	(株)インフォマティクス	10,973	プログラム開発
〃	2007年(平成19年)4月	(株)インフォマティクス	12,495	プログラム開発
〃	2008年(平成20年)4月	(株)インフォマティクス	998	法改正による改修
〃	2009年(平成21年)4月	(株)インフォマティクス	13,963	政令市移行に伴う改修
〃	2009年(平成21年)4月	(株)インフォマティクス	998	法改正による改修
〃	2010年(平成22年)4月	(株)インフォマティクス	16,485	数値地形図編集機能システム及び調書管理機能の改修
〃	2012年(平成24年)3月	(株)インフォマティクス	10,994	Windows7 移行に係る改修
〃	2012年(平成24年)3月	(株)インフォマティクス	1,481	機能改修
〃	2012年(平成24年)11月	(株)インフォマティクス	1,796	組織改編に伴うシステム改修

## 第4 監査対象とした個別システム(各論)

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
〃	2013年(平成25年)3月	(株)インフォマティクス	3,537	機能改修
〃	2013年(平成25年)6月	(株)インフォマティクス	974	システムサーバー更新
〃	2013年(平成25年)10月	(株)インフォマティクス	4,998	機能改修
〃	2014年(平成26年)6月	(株)インフォマティクス	864	システムサーバー更新
〃	2014年(平成26年)12月	(株)インフォマティクス	1,497	機能改修
〃	2015年(平成27年)8月	(株)インフォマティクス	2,570	機能改修
〃	2015年(平成27年)9月	(株)インフォマティクス	2,268	機能改修
〃	2016年(平成28年)3月	(株)インフォマティクス	1,777	機能改修
〃	2016年(平成28年)12月	(株)インフォマティクス	5,481	システム構成整理
〃	2017年(平成29年)1月	(株)インフォマティクス	2,155	機能追加等
〃	2018年(平成30年)1月	(株)インフォマティクス	3,478	Windows10移行及びサーバーソフトウェアの更新に係る改修
〃	2018年(平成30年)1月	(株)インフォマティクス	908	システム構成整理
〃	2018年(平成30年)2月	(株)インフォマティクス	1,815	機能改修
〃	2018年(平成30年)4月	(株)インフォマティクス	19,458	Windows10移行及びサーバーソフトウェアの更新に係る改修
〃	2021年(令和3年)3月	(株)インフォマティクス	1,045	SマップGIS改修

#### 第4 監査対象とした個別システム(各論)

時期		契約業者名	金額(千円) (税込)	改修内容
〃	2023年(令和5年)4月	(株)インフォマティクス	20,240	Windows11 移行に係る改修(注)

(出所)相模原市の資料より作成。

(注)監査対象年度以降であるが参考に記載している。

#### ⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(2022年度(令和4年度))の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価額 (千円)	契約金額 (千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
相模原市道路情報管理システム運用保守業務委託	一者随意契約	13,915	13,915	(株)インフォマティクス	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	監視・点検・パッチ適用 応答サポート・ヘルプデスク 定期連絡会 背景図等の更新 組織改編対応 緊急時対応 GIS エンジン保守作業代行 運用報告書等

(出所)相模原市の資料より作成。金額は税込である。

#### ⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等

当初、道路法で定められた道路台帳(道路台帳平面図と調書)及び関係する各種図面等を電子化し一元管理することで、道路財産の適正な維持管理を行うとともに、道路管理業務を含む各種地理関連業務の効率化などを目的に開発されたが、道路管理業務以外の情報が増えサーバー内の容量が圧迫し、動作に負担がかかっている状況であることから、道路管理業務以外の情報を別システムにて一元管理することを検討している。

今後の改修については、2023年度(令和5年度)でWindows11に移行に係る改修業務委託を実施する。

(3)道路占用管理システムの概要

① システム名

道路占用管理システム

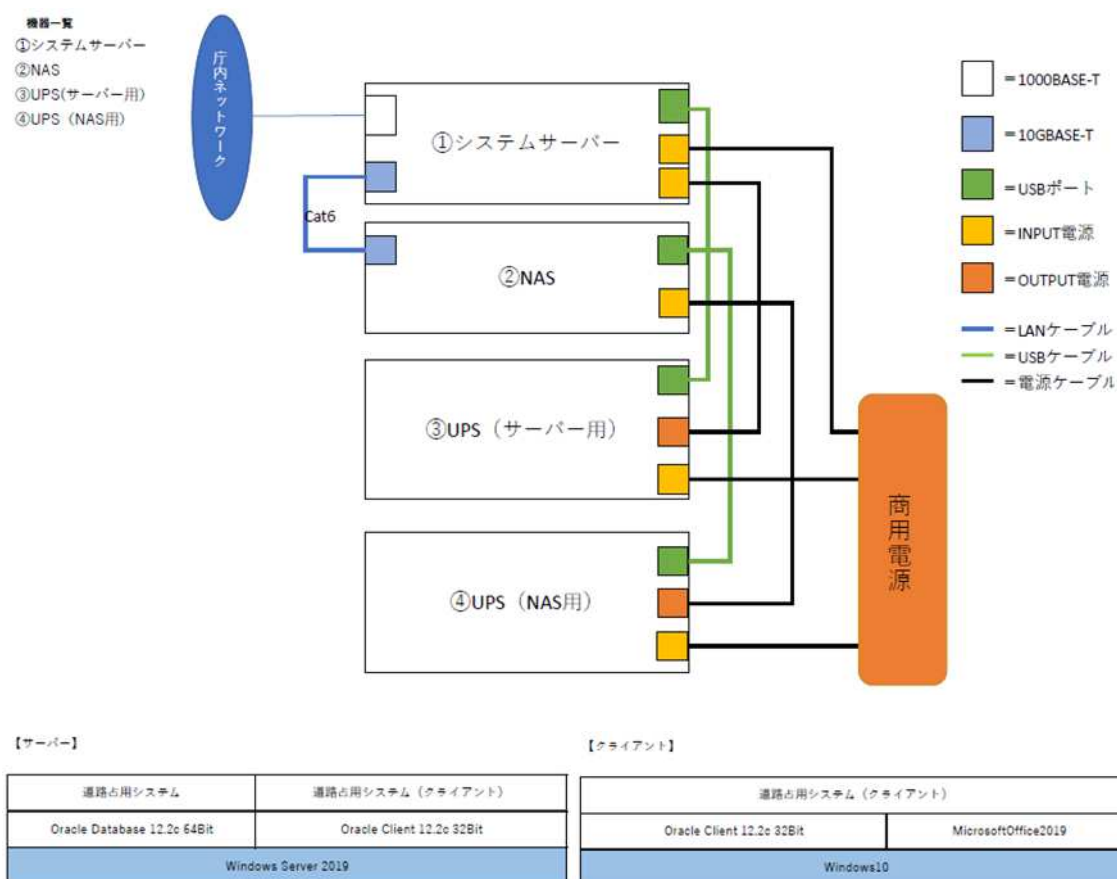
② システムのオーナー部署

路政課。なお、利用している部署は、路政課以外に道路整備課、緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所である。

③ システム構成図及びネットワーク構成図

内部の庁内ネットワークにおいて利用部署間での閲覧を行っており、外部ネットワークとは遮断されている。

図表4-8-3 ネットワークの状況



(出所)所管課資料より作成。

## ④ システム導入までの経緯

道路法第 32 条に基づく道路占用許可事務等の運用管理や占用調書(許可書、納入通知書等)を調製して管理するためのものとして、導入した経緯がある。

時期		契約業者名	金額(千円)(税込)	改修内容
当初導入時	2020年 (令和2年)3月	(株)ジム・コンピュータ・サービス	15,158	導入

## ⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(2022年度(令和4年度))の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価額(千円)	契約金額(千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
道路占用管理システム保守業務委託	一者随意契約	1,872	1,872	(株)ジム・コンピュータ・サービス	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	定期保守作業 応答サポート・ヘルプデスク等

## ⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等

2023年度(令和5年度)で Windows11 移行に係る改修について調査を行った結果、保守の範囲で改修を実施することとなった。(改修費用不要)

## (4) 放置自転車保管管理システムの概要

## ① システム名

放置自転車保管管理システム

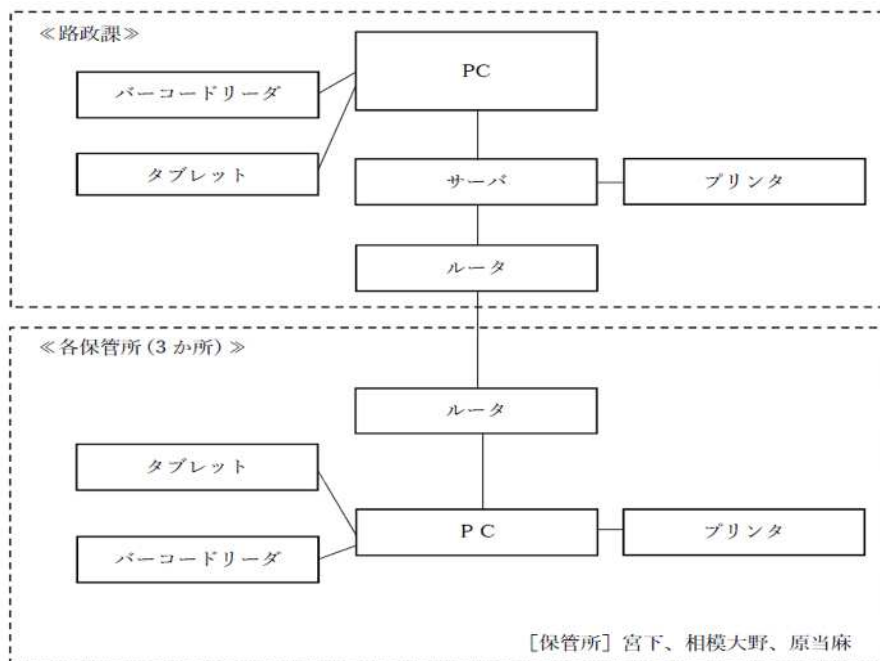
## ② システムのオーナー部署

路政課

## ③ システム構成図及びネットワーク構成図

外部ネットワークとは遮断されている。なお、市内の相模原警察署等との間で、防犯登録内容の照会・回答取込のため USB メモリによるデータのやり取り有。

図表4-8-4 ネットワークの状況



(出所)所管課資料より作成。

④ システム導入までの経緯

放置自転車対策事業における「放置自転車の撤去状況」「撤去自転車の所有者照会」及び「所有者への通知作成」など、本庁舎と保管所で分担して行っている業務を効率的・一元的に進め、放置自転車の保管および管理を適切に行う必要性があるため導入。

現在のシステムは、プロポーザル方式により業者を選定し、2010年(平成22年)3月から導入している。

時期	契約業者名	金額(千円)	改修内容
当初導入時	2020年(令和2年)3月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社	4,528	導入

⑤ 対象システムに関連する監査対象年度(2022年(令和4年度))の契約状況

委託業務名	選定方法	予定価額(千円)	契約金額(千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
放置自転車保管管理システム機器賃貸借契約	指名競争入札	1,630	1,630	富士通リース(株)	令和2年4月1日から	機器賃貸借

委託業務名	選定方法	予定価額 (千円)	契約金額 (千円)	契約業者名	契約期間	仕様内容等
					令和7年2月28日まで (長期継続契約)	
放置自転車保管管理システム 保守点検業務委託	一者随意契約	726	726	富士通 Japan(株) 神奈川支社	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	保守点検

## ⑥ 対象システムに関する問題点、今後の改修予定等

現行システムについて、Windows11対応が不可能の為、令和6年度中に新システムに更新予定。

## (5) 監査の結果及び意見

## 【結果6】相模原市道路情報管理システム(SRIMS)の保守委託契約書の内容について

相模原市道路情報管理システム(以下、「SRIMS」という。)の保守は株式会社インフォマテイクス(以下、「保守業者」という。)に委託され実施されている。

その中で、実際の保守に関する具体的なサポート対応に関しては、応答サポート一覧表(Excel媒体)に記載され、所管課と保守業者でやり取りがなされている。当該サポート一覧表において、保守点数の記載があり、電話等にて技術的サポートを受けたのち、職員での対応が困難なものについては、年間15点までの保守点数を消費して対応している。主な消費の内容は以下の通りである(サンプリング抜粋)。

- ・土砂災害警戒区域に重なっている住所情報をcsv出力 保守点数2点
- ・調書平面図・台帳の取り込み作業依頼 保守点数2点
- ・組織改編の課名変更に伴うシステム改修(ユーザIDの新規登録、廃止及び登録情報の変更以外の作業) 保守点数3.5点

当該保守点数は、業者の作業負担量等を考慮した上で、所管課と保守業者とのやりとりで随時決定されており、契約書含め関連書面を閲覧した所、当該実務運用に関する記載はなかった。調査日現在において、当該運用で支障があった事例やトラブルになった事例はないと伺っているが、相模原市側の人事異動・保守業者の担当者変更で当該内容が変わる可能性もあることから、今後のトラブル防止のため、契約書または覚書等で当該運用と消費する保守点数の基準について文言で明記することが望ましい。

### 【意見26】SRIMSの所管について

SRIMSの利用課は以下の通りである。

NO	局	部	課・所
1	市長公室		政策課
2			基地対策課
3			観光・シティプロモーション課
4			広聴広報課
5	総務局		総務法制課
6	財政局		財政課
7			アセットマネジメント推進課
8			管財課
9			公共建築課
10	危機管理局		危機管理課
11			緊急対策課
12	市民局		区政推進課
13			交通・地域安全課
14			スポーツ推進課
15	健康福祉局	保健衛生部	疾病対策課
16			生活衛生課
17			中央保健センター(緑保健センター、南保健センターを含む)
18	こども・若者未来局		こども・若者支援課
19			保育課
20	環境経済局		企業誘致推進課
21			農政課
22			森林政策課



第4 監査対象とした個別システム(各論)

NO	局	部	課・所		
23			ゼロカーボン推進課		
24			環境保全課		
25			水みどり環境課		
26			公園課		
27			津久井地域環境課		
28			清掃施設課		
29			都市建設局		都市建設総務室
30					技術監理課
31	まちづくり推進部	都市計画課			
32		建築・すまい政策課			
33		交通政策課			
34		開発調整課			
35		市営住宅課			
36		都市整備課			
37		麻溝台・新磯野地区整備事務所			
38		リニア駅周辺まちづくり部		リニア駅周辺まちづくり課	
39	リニア事業対策課				
40	相模原駅周辺まちづくり課				
41	土木部	道路計画課			
42		路政課			
43		道路整備課			
44		河川課			
45		用地・補償課			
46		緑土木事務所			
47		津久井土木事務所			
48		中央土木事務所			
49		南土木事務所			
50		下水道経営課			
51		下水道料金課			
52		下水道整備課			
53		下水道保全課			
54		津久井下水道事務所			
55	緑区役所			緑区役所区政策課	
56				緑区役所地域振興課	

第4 監査対象とした個別システム(各論)

NO	局	部	課・所
57			橋本まちづくりセンター
58			大沢まちづくりセンター
59			城山まちづくりセンター
60			津久井まちづくりセンター
61			串川出張所
62			青野原出張所
63			青根出張所
64			相模湖まちづくりセンター
65			藤野まちづくりセンター
66	中央区役所		中央区役所区政策課
67			中央区役所地域振興課
68			中央6地区まちづくりセンター
69			上溝まちづくりセンター
70	南区役所		南区役所地域振興課
71			大野南まちづくりセンター
72			麻溝まちづくりセンター
73			新磯まちづくりセンター
74			東林まちづくりセンター
75	教育局		学務課
76			学校給食課
77		学校教育部	学校施設課
78		生涯学習部	生涯学習課
79			文化財保護課
80			博物館
81	行政委員会事務局		監査課
82	監査委員	監査委員事務局	
83	農業委員会事務局	農業委員会事務局	
84			津久井事務所
85	消防局	消防部	消防総務課
86			危険物保安課
87		警防部	警防課
88			相模原消防署警備課本署
89			田名分署
90			南消防署警備課本署

第4 監査対象とした個別システム(各論)

NO	局	部	課・所
91			麻溝台分署
92			北消防署警備課本署
93			津久井消防署警備課本署

(出所)所管課資料より作成。

さらに当該利用課に関するユーザー数は、ユーザー管理一覧表(2023年1月10日現在、路政課作成資料)によると1,040ユーザーにのぼる。なお、当該ユーザーのログインID・パスワードについては、路政課が管理しており、路政課事務室内に設置されているSRIMS編集用PCからSRIMS設定ツールを用いてログインID・パスワードの設定、変更等を行っている。

また、SRIMSを各課が乗り合い利用している関係で、各課個別レイヤが多く存在しており、レイヤ管理一覧表(2022年4月7日現在路政課作成資料)によると、運用停止を除く全レイヤ数が326個存在しており、これらも路政課が管理している。以下は、当該レイヤ管理一覧表からランダムで抜粋したレイヤの内容であるが、児童厚生施設等をはじめとし、路政課の所管外の内容が、SRIMS上に記録されている。

レイヤ区分	レイヤ名	所管課(所)	レイヤ概要
課レイヤ	児童厚生施設等	こども・若者支援課	児童厚生施設等(こどもセンター、児童クラブ、児童館、児童遊園、子どもの広場)の位置情報などを管理する地図
課レイヤ	選挙ポスター掲示場	中央区役所区政策課	選挙ごとにポスター掲示設置箇所を管理するもの。 設置から撤去期間において、工事予定がないか確認するもの。
課レイヤ	洪水浸水想定区域図_境川(想定最大規模)	危機管理課	水防法に基づき県が指定した最大規模降雨による境川の洪水浸水区域を作画したもの(平成30年1月指定)。
課レイヤ	難病患者位置図	疾病対策課	災害時、難病患者要援護者の自宅環境(各災害の危険区域、避難所、救護所、病院等)をデータで管理し、迅速な災害支援を行うもの。
課レイヤ	衆議院議員選挙小選挙区区割り地図	選挙管理委員会事務局	衆議院小選挙区(14・16区)の区割り地図。

(出所)所管課資料より一部抜粋。

以上から、SRIMS は全庁的に利用されているといえ、所管外の内容を路政課が一元管理することには事務負担や管理区分の観点から一定の疑問が生じる。よって、行政資源の効率的利用及び管理区分の適切性確保のためシステム自体の管理については DX 推進課に移す等の施策を講じ、路政課については所管業務の管理を行えるように再配置を検討されたい。

#### 【意見27】道路占有管理システムと放置自転車保管管理システムについて

道路占有管理システムと放置自転車保管管理システムについては、路政課の執務室に鍵施錠の上、サーバーとシステムが保管管理されている。一方で、SRIMSは全庁的に利用されることもあり、DX推進課管理の入退室にカードキーが必要なサーバー室で一元管理されている。道路占有管理システムと放置自転車保管管理システムについては、全庁で利用が前提とされない限定的なシステムであるが、セキュリティの観点から同様の場所で管理されることを検討されたい。

## 9. 議会ホームページシステム(議会局政策調査課)

(1) 監査対象部署(議会局政策調査課)の概要

## ① 事務内容

政策調査課は、議会局の中の組織であり、その事務の範囲は以下のものである。

図表4-9-1 政策調査課の事務分掌

<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が議会活動に資するための必要な調査に関すること。</li> <li>・法令等の各種調査及び研究に関すること。</li> <li>・議員提出議案の立案補助に関すること。</li> <li>・議員の研修に関すること。</li> <li>・議会広報に関すること。</li> <li>・議会史に関すること。</li> <li>・議会図書室に関すること。</li> <li>・各種資料の作成、収集及び保管に関すること(議事課の主管に関するものを除く。)</li> <li>・視察対応に関すること。</li> </ul>
--

(出所)相模原市議会議会局の組織等に関する規程(昭和39年相模原市議会告示第1号)による。

## ② 職員構成(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

班	課長	副主幹	主査	主任	主事	再任用	合計
課長等	1						1
一般職員		1	2	1	1	1	6

## ③ 予算及び決算の概況(議会局全体)

≪歳出≫

(単位:千円)

節名称		予算現額	決算額	不用額
(款)議会費(項)議会費				
議会費				
	報酬	363,630	362,769	860
	給料	97,180	96,306	873
	職員手当等	223,266	221,317	1,948
	共済費	145,394	142,935	2,458

節名称		予算現額	決算額	不用額
	報償費	150	0	150
	旅費	7,270	979	6,290
	交際費	800	179	620
	需用費	11,958	10,448	1,509
	役務費	345	126	218
	委託料	33,266	28,478	4,787
	使用料及び賃借料	11,991	11,675	315
	備品購入費	5,539	4,817	721
	負担金、補助及び交付金	56,852	48,859	7,992

(出所)相模原市の資料より作成。千円未満は切り捨て。

## (2)システムの概要

本システムの概要は次のとおりである。

### ① システムのオーナー部署

議会局政策調査課

### ② システム導入までの経緯

2012年度(平成24年度)、市議会「議会改革等に関する検討会」が、議会運営委員会に対し、議会における広聴・広報の強化として、市議会のホームページは独自のドメインを取得し、市公式ホームページから独立した管理・運営を行うことを報告し、了承された。

市議会の新ホームページの構築により、市議会の情報公開のさらなる推進と議会と市民の双方向コミュニケーションを実現することを目的とする。

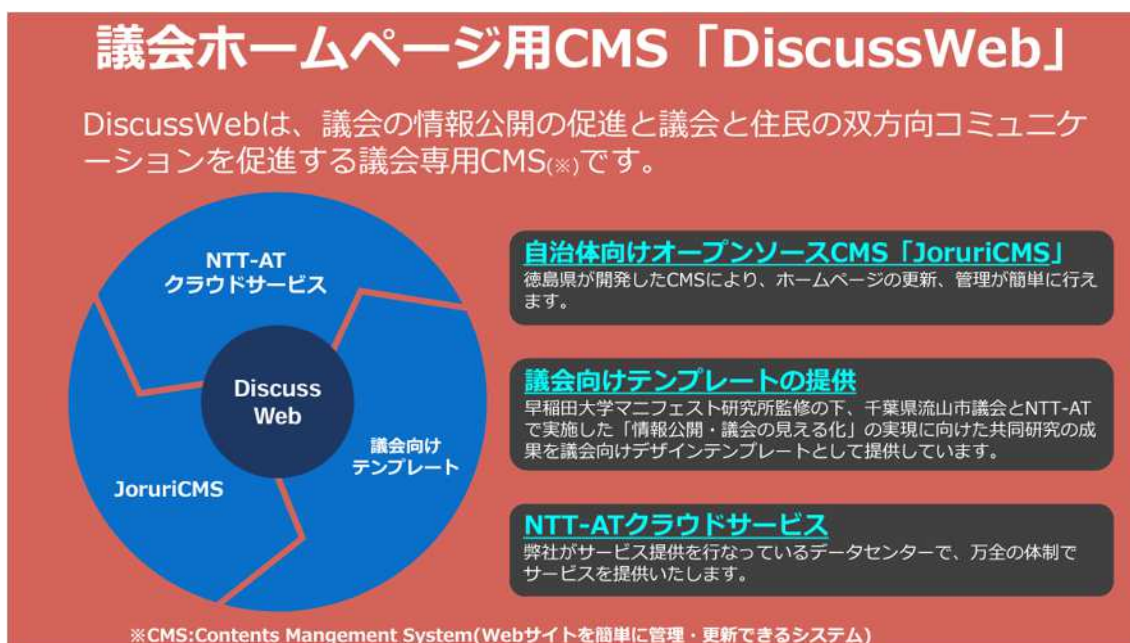
### ③ システム取得時の概要

2013年度(平成25年度)から供用を開始した。契約は随意契約で、契約先は株式会社 会議録研究所、初期構築費用は412,650円であった。

### ④ システムの構成

以下のとおりである。

図表4-9-2 システム(ホームページ)の機能の概要



(出所) エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社の資料より作成。

- ⑤ システムのネットワーク構成図、システムを稼働させるハードウェア及びOSの概要  
エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社の資料に基づき確認したが、非公開資料の扱いであることから、本報告書への掲載は省略する。
- ⑥ 導入時点から改修があった場合、時系列的にその内容  
CMS のバージョンアップを 2021 年(令和 3 年)7 月実施した。
- ⑦ 2022年度(令和4年度)における当該システムの導入、改修、維持管理、保守等に係る全ての契約の内容  
「相模原市議会ホームページ管理運営業務委託」により、その業務内容は、㊦本業務で管理する CMS のシステム保守及びサーバ管理、㊧委託期間内のユーザサポート、㊨SSL 証明書の継続手続、㊩ドメイン 2 種(sagamihara-shigikai.jp/shigikai-sagamihara.jp)における更新手続きであり、契約先は株式会社社会議録研究所(エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジー株式会社に再委託)、契約金額は 504,460 円(税込)であった。

⑧ その他

システム障害等により利用が困難になった時の対策、バックアップデータの保管方法については対応されているが、システム評価委員会、利用者満足度調査など第三者評価は行われていない。

(3) 監査の結果及び意見

**【結果7】パスワードの変更について**

本ホームページの管理は、主に日々の情報更新にかかる部分については所管課の担当職員が実施している。この管理業務を行うためにはパスワードが必要であり、このパスワードは議会局で1つ用意されているが、かなり長い期間変更されていない。

ホームページの管理は、URL、ID 及びパスワードがあれば、どここのインターネット環境でも可能である。相模原市の情報セキュリティの規定に従い、定期的にパスワードを変更することにより、職員が相模原市の各部署に年度ごとの人事異動があっても当該パスワードが漏洩することがないようにする必要がある。

**【意見28】市議会に関するアンケートについて**

現在の相模原市議会のホームページは、従前のホームページについて言われていた、⑦二元代表制の一翼を担う議会の独自性が反映できていない、⑧議会と閲覧者との双方向コミュニケーションを実現する方法がない、という課題に対処するため、市のホームページから独立したものを作ることから始まっている。

そこで、「議会と閲覧者との双方向コミュニケーション」が実現できるような仕組みがあるかについて確認した。

このような仕組みの一つは、ホームページのトップページの左下に「お問い合わせ」があり、ここから市のホームページ内の「組織と業務」のページを通じて、議会局の各課にメール等により問い合わせることができるというものである。

さらにもう一つの方法として、これもトップページに「市議会に関するアンケート」があるのだが、これについては2014年(平成26年)5月以降実施されていない。

「お問い合わせ」では、市民の側の提案や意見が市議会に送られてくるのだが、これだけでは市議会の側が市民に問いたいことや聞きたいことが届かない。やはり、「市議会に関するアンケート」により、逆に市議会が市民に問いたいことや聞きたいことを積極的に発信することにより、真の双方向コミュニケーションが実現できると考える。



無論、常に市議会から市民に問いかけたいことがあるとは限らない。しかし、定期的にアンケートを実施することで、市議会の姿勢が広く市民に伝わり、参加してくれる市民も増えるのではないかとと思われる。市議会に関するアンケートの今後の実施を検討されたい。

**【意見29】ホームページにおける外国語表記について**

現状、本ホームページでは外国語表記はできていない。

この点について、市のホームページの「マイ広報さがみはら」の「市議会だより」においては外国語表記がされており、言語選択して閲覧可能である。したがって、市議会からの情報について外国語表記を必要としている方にも伝わるように配慮されている。一方、これも先の『【意見 28】市議会に関するアンケートについて』にて記載したことと関連するのだが、市が発行する広報はあくまでも市(市議会)の側が伝えたい情報をまとめたものであり、市民の側が知りたい情報が記載されているとは限らない。自分が知りたい情報を入手するには、市によって整理された情報を閲覧するのではなく、原データに近い情報から探し出すことが望ましい。それが双方向コミュニケーションの土台になるものである。

このような点も踏まえ、市議会ホームページにおいても外国語表記することを検討されたい。

以上